

幣と軍票一圓は舊幣若干元とす)

これら規定は何れも、和平區と敵地區との物資交流を圓滑ならしめんとするものであり、兩地區の物資交流を圓滑ならしめるためにはなほ斯の如く舊幣の利用を怠らぬことは、國府の儲備券勢力確立策の漸進主義を實證するものとして意義が深い。

四、儲備銀行の支配力強化さる

舊法幣の驅逐を漸行した國府が諸金融機關の取締りを強化すべく、八月二十一日付を以て「金融機關管理暫行辦法」を公布せることは既報の通りであるが、九月十八日右辦法の施行細則が發表され、即日實施せられた。これによつて儲備銀行は確たる法的根據を以て市中金融機關に對する監督權を行使し得ることゝなつた。即ち、右施行細則は、金融機關の營業内容に關する帳簿書類の財政部への提出を儲備銀行を經由せしめ、業務報告の徵求を儲備銀行に委託し、金融機關の實地検査も同行にその施行を命ずることゝなつてゐる。同時に右細則は辦法第六條に基き、各金融機關は現金支拂準備金として特別當座預金の五パーセント、當座預金の一〇パーセントを儲備銀行に預金するを要することゝした。

又、八月二十八日の「修正中國銀行條例」及び「修正交通銀行條例」によつて九月一日から再開した中國、交通兩銀行に對しても、中國銀行二千萬元のうち一十萬元、交通銀行一千萬元のうち六百六十六萬元と、夫々資本金の半額、三分の二が儲備銀行の出資となり、同行の兩翼として中國、交通銀行が儲銀の傘下に活動すべき體制も亦備へられた。なほ中支の兩行が上海に總行を置いて開行したのに對し、北支の中國、交通銀行は北京に總行を置き、何れも十一月二十日から正式開業した。資本金は兩行とも聯銀、華北政務委員會の折半出資にて中國銀行が六百萬圓、交通銀行が五百萬圓である。

五、敵性企業の表示通貨も統一

通貨の儲備券一色化に伴ひ、大東亞戰後軍管理となつた敵産企業の、經理上に於ける表示通貨もまた儲備券に切替へることになつた。從來これら企業に於ては、舊法幣、兩、磅、米弗、香港弗等が經理通貨となつてをり、多種類に上つたため非常な不便が感じられてゐたのである。而して、表示通貨統一の措置は昭和十七年九月期決算期までに完了し、その効果は原則として昭和十六年十二月八日まで遡及して全資産負債(債權債務を含む)に適用され、舊幣にて表示されてゐた場合は二分の一にして儲備券に、その他の通貨表示の場合は香港弗一對四・七六、米弗一對一八・九三、磅一對七六・〇三

の割合で一旦これを舊幣建とし、更に二對一にて儲備券に換算表示されることになった。そして特に社債に就ては、十一月二十一日上海陸軍報道部、支那方面艦隊報道部及び上海大使館事務所から、社債發行會社中主なるもの十一社の社債に新法幣建額面のスタンプ押捺申請に關して發表があつた。それによると、債券所有者が中支に居住する時は本年十二月一日から昭和十八年一月三十一日まで、その他の場合は昭和十八年二月二十八日までの間に該債券發行會社宛申請してスタンプの押捺を受けることとし、若し正當の事由なくしてスタンプの押捺を受けない者は、該債券に付將來不利な取扱を受けることがあつても會社はその責に任じない、といふのである。而して右發表によると「スタンプ制」の關係會社は次頁表示の如く十一社、社債總額舊幣建一億六千六百六十萬元で、今回の措置によりその半額表示となるわけである。此れについて、上海共同租界工部局に於ても局債を二對一の公定換算率で新幣建に書換へるべく、明年二月二十八日までに提出方を總務局長寺岡洪平氏の名に於て十一月二十三日告示を發表した。

以上は今季に於ける儲備券一色化への歩みを概説したのであるが、その他にも中支の經濟上種々の重要施策が講ぜられてゐることは云ふまでもない。例へば、衆業公所の再開決定して十二月五日から取引員と上場證券の申請受けが開始せられた如き、又、日華合作にて九月十五日華中棉花統制會が

(一)スタンプ制實施の軍管理

會社名	社債額 萬元(舊幣)
1 上海電力會社	八八〇
2 上海電話會社	二〇九〇
3 上海水道會社	六六〇
4 英法產業有限公司	二二〇
5 普益地產公司	五九〇
6 業廣地產公司	八三〇
7 中和產業有限公司	一八〇〇
8 カセイ地產有限公司	六五〇
9 恒業地產股份有限公司	一五〇
10 茂泰有限公司	三〇〇
11 上海競馬俱樂部	一七〇

設立され、爾來下部蒐買機構として邦商側江北棉花收買會、華商側南京、常太、上海、浦東、寧波の五棉業公司およびこれらの下請機關が設立され、更に十二月十二日の日華合辦蘇南棉業公司創立を以て、中支棉花の全面的收買組織が成つたこと、又十二月一日から綿絲布の最高價格制實施、十二月十日現在にて綿絲布在庫調査登録の行はれたるが如きその一例であるが、何れも是れが詳述を略して前輯にその設立を報じた中央物價對策委員會が十一月二十三日に發表した「中支物價對策要綱」と十二月八日に行はれた軍管理華人工場の返還とに付て若干記述することしよう。

六、物價對策要綱發表さる

「中支物價對策要綱」は前輯にその設立を報じた中央物價對策委員會が、第二回聯絡會議に於て決定せるものである。文字通り要綱に止つて、具體的な點には説及んでゐないが、中支に於ける物價對策

の目標と、物價問題の現所在を明示してあること次の如くである。

一、方針 大東亞共榮圈内における綜合物價對策の一環として實施するものとし、その目標を中支民生の安定、軍現地調辦の圓滑化に置き、もつて中支經濟の復興發展をはかるとともに大東亞戰爭の完遂に寄與せんとす。これがため當面通貨、財政その他各般の施策を物價對策に集中するごとく措置するものとす。

二、要領 大東亞戰爭の現段階、ならびに大東亞共榮圈内における中支經濟の特殊性に鑑み、特に左の諸點に重點を置き施策するものとす。

(一) 奥地物資の計畫的生産増強と、出廻り促進 (二) 現地産業の復興發展 (三) 蒐荷配給機構の整備 (四) 南方物資の輸入確保。物價對策の實施に當つてはこれが畫一的強行を避け、以て物資の確保に遺憾なきを期す。

三、物價統制の目標 本年五月新舊法幣の切替へ直前における價格に物價統制の目標をおき、漸次これが低下を期するとともに諸物資の價格相互間の均衡をはかる。

四、適正價格の設定 差當り中支經濟の根幹をなすべき物資を目標として、この設定ならびに維持の難易などを勘考して各方面よりその効果について検討の上これを設定するものとす。適正價格は行

政官廳の指定、または組合、公會などの協定したる價格に對する認可の方法により決定する。原則として生産者より消費者にいたる各段階毎にこれを定め、ことに石炭價格の引下げをなし、米價の適正化とともに一般物價の低下に資す。電力料金、運賃、勞賃、地代、家賃などの價格構成要素についても、前述の物價統制目標を基準としてこれを適正ならしむ。

五、需給の調整 物價と物資需給の關係に鑑み左の通り措置するものとす。

(一) 供給の増大 物價對策はその實施により特に奥地物資の出廻りを促進し、現地産業を發展せしむる如く運用す。(イ) 奥地物資の生産を計畫的に増強し、その蒐荷を最大限度に確保するごとく萬般の措置を講じ、特に生産物資相互間に價格の均衡を得せしめ、所要物資の確保に支障なからしむるやう措置する。(ロ) 奥地買付物資、その他北支、蒙疆、滿洲および南方地域より原料物資の確保に努め、以て現地産業を復興發展せしめ現地供給力の増大を圖り、米増産などについてもこれが確保に努む。(ハ) 前項を勘案し對日期待物資の範圍を確定し、その輸入の圓滑を期するものとす。

(ニ) 前各項實施のため特に輸送力の確保に努む。(三) 集荷配給機構の整備 (四) 物資交流の圓滑 重要物資の移動取締制度の運用に當りては接敵地區に對する移動の取締はこれを嚴にするも、占據地區内に於ける移動については中央の取締のもとに可及的取締の緩和を計り、極力

地域別ブロック化を避け、また輸送を計畫化しもつて物資交流の圓滑を期す。(五)思惑取引の禁遏

(六)消費の規正は差當り米その他生活必需品について、最少限度の供給を確保する要ある物資につき、在庫量と照合の上實施するものとし、状況により消費規正を實施すべき物資の範圍を擴大す。

六、通貨および資金對策 速かに新法幣を基礎とする通貨對策の圓滑なる遂行を期し、その流通擴大に努め、資金方面では各種の方途を講じ、極力浮動資金を吸収し生産面への動員を計る。

以上が今回發表された中支の物價對策要綱であるが、全文を通觀して知り得ることは、増産と出廻促進とが二ツの根本對策となつてゐることである。即ち、直接物價の抑制を占據地域内に於て行ふよりも、寧ろ、その政治力は非占據地域への物資流出抑止、及び占據地域内治安の確保に向つて行使し以て農産品の増産と都市への出廻促進とを計るといふことがその眼目である。而してその場合に、當然集荷配給機構の問題が起り、先述華中棉花統制會以下の棉花收買組織の形成は、綿絲布の價格に對しても好影響を期待されてゐることは云ふまでもないが、農村自給化の傾向を打破し、上海の奥地に對する指導性を再現し、上海産業を復活せしめるため、華人の力量を十二分に發揮せしめるべく、更に蒐買機構の檢討再編が各方面に互つて繼續實施せられるであらう。

七、軍管理工場の返還

中支に於ける軍管理華人工場の返還調印はその第九回が十月十日の双十節に行はれ、恒豊紗廠、永安紡織第二廠及第四廠、緯成絹絲、利泰紡織廠、華豊造紙廠、南洋兄弟煙草の七工場の返還が行はれたが、更に大東亞戰勃發一週年の十二月八日その第十回返還式が舉行された。當日の挨拶に於て福山主任委員は「本日この意義ある日に際し、軍は亞細亞の復興と中國の甦生發展を祈念すると共に日

(二)今回迄の調印式

第一回	昭和十五年十月三十一日
第二回	同 十五年十一月二十日
第三回	同 十六年二月二十八日
第四回	同 十六年五月三十一日
第五回	同 十六年七月三十一日
第六回	同 十六年十月三十一日
第七回	同 十七年五月九日
第八回	同 十七年八月十三日
第九回	同 十七年十月十日
第十回	同 十七年十二月八日

(三)軍管理華人工場處理狀況

一、軍管理工場總數	一四〇	して、十工場を軍管理解除の上中國側正當權利者に返還することにしたが軍が多額の犠牲と不利不便を忍び敢てこれを行ふ眞意は右の精神に他ならず、各關係業者は軍管理
内譯 一 紡績關係	七六	
二、處理現況		
イ、正式返還せるもの	三九	
内譯 一 紡績關係	三九	
ロ、その他解除せるもの	一〇	
内譯 一 紡績關係	一〇	
内譯 一 一般關係	三	
合計	九六	

解除後と雖も、東亞の新事態とその責任の重大さを認識し、今後益々日華の提携と産業の復興に努力し、東亞共榮圏の建設に寄與されんことを希望する旨を述べた。八日に正式返還された工場は、(一)章華毛絨紡織有限公司(二)利用紡織股份有限公司(三)永安紡織第一廠(四)大華印染廠(五)大中華火柴公司(六)大中染料廠の六工場である。なほ今回の返還は第十回のそれであるが、今回迄の返還調印の日、及び軍管理工場の處理狀況を示すと右の通りである。

かくの如くして、米英勢力一掃後の中支經濟は日華提携下に着々國府の勢力圏を擴大して行くと共に、その産業も亦同じ線に沿つて發展の途を歩みつゝある現狀である。

第四部 日本政治經濟の現況分析

第一節 大消耗戰への諸對策

一、三つの戰線

大東亞戰の勃發以來、早くも一ヶ年を経過した。洵にあわただしい一ヶ年であつたが、その経過を省みるに、その戰果の豫想を超えて大きかつたことに、いま更乍ら驚きの念を禁じ得ない。十二月八日の開戰記念日に大本營から公にせられた我が綜合戰果は、この感を我々に新にせしめるに充分であつた。

それによれば、大東亞戰爭勃發以來の陸軍の戰果は、支那方面を除いても敵交戰兵力六十萬に對しその遺棄死體五萬一千、俘虜三十萬三千、鹵獲品各種火砲三千六百餘門、銃器二十一萬七千餘挺、戰車千四百四十臺、自動車三萬一千七百臺、鐵道車輛一萬二千二百輛、飛行機二百三十五機に上つた。

他に飛行機の撃墜破千七百二十四機、艦船の撃沈破百四隻を數へてゐる。これと並行して戦はれた支那方面の戦線に於ても、交戦兵力三百六十萬、遺棄死體約二十八萬、俘虜約十二萬三千を示した。鹵獲品また各種火炮の八百四十六門、銃器の十六萬二千餘挺を初め、自動車百二十九輛、鐵道車輛二百八輛に及んだ。而も支那を含むこの全戦線で我方の蒙つた損害は戦死二一、一七〇名、戦傷四二、五七六名、飛行機三九九機、船舶六二隻に過ぎなかつたのである。

海軍側の戦果も、勿論陸軍に勝るとも劣るものではない。同じく大本營發表によれば、撃沈せる敵艦艇は實に二百六十六隻、大中破艦艇百五十五隻のほか、小型艦艇の拿捕せるもの九隻に上つた。これに對する皇軍の損失は、沈没艦艇四十一隻、同大中破二十二隻に過ぎない。敵に對する皇軍の損失比率は、喪失艦艇に於て僅に一五%六、大中破艦艇に於て一四%二にしか當つてゐない。そのうち大型艦のみに於て見ても、先づ戦艦の喪失は十一隻對一隻、同大中破は九隻對一隻、航空母艦の喪失は十一隻對三隻、同大中破は四隻對二隻、巡洋艦の喪失は四十六隻對三隻、同大中破は十九隻對三隻の割合である。他に船舶の撃沈破四百十六隻、同拿捕五百三隻、飛行機の撃墜破二千七百九十八機以上を算し、これに對する我方の損害は船舶の沈没及び損傷六十五隻、飛行機の自爆及び未歸還五百五十六機に止まつてゐる。

開戦以來僅々半歳足らずにして南方諸地域を勘定し了り、一ヶ年後の今日では、戦線が遠く北は米領アリユーション、西は英領印度國境、南は濠洲領ソロモン群島に劃されてゐるのは、以上の戦果を一瞥するとき、その當然なることが理解される。併しかく戦線が三つに分れ、遠隔の地に劃されたことは、同時に皇軍の後方補給路が著しく擴大したことを意味する。この補給のためには、南方戡定の際よりも遙に多量の船腹を要するは明かだ。それにつれて、他の物資輸送に向けらるべき船腹が相對的に減少するが、而も尙ほ軍需品生産の増強、従つてこれに要する緊急の原料乃至資材の供給は、これを増さなければならぬ。この相反した二つの要求を満すがためには、民需物資の輸送、生産を極力抑制するより他に、應急の途はない。

のみならず、前記三つの戦線に於ける戦は、漸く熾烈なものとなりつゝある。北方アリユーションの戦闘は冬期を迎へて小康の状態にあるが、印緬國境方面では、雨期明けと共に空襲戦が漸く盛んとなつて來た。更にソロモン群島での戦はこれらよりも遙に激烈である。第一次ソロモン海戦以來、南太平洋海戦、第二次ソロモン海戦、第三次ソロモン海戦、ルンガ沖夜襲戦のほか、累次の小海戦が行はれ、爲めに敵に與へた損害が老大であるにも拘らず、尙ほ執拗にその反攻は繰返されつゝある。その一因は、此の地が米濠を結ぶ連絡途上の重要地點たるにあるが、同時に同水域が濠洲に近く、南洋

での戦に比し、敵にとつて守るに易いことも見逃すことは出来ない。大東亞戦は、かくして漸く彼我の勢力が一應均衡點を見出したかの如き感を與へしめる。

二、大消耗戦の連続

しかし更に遡つて、かゝる均衡關係の生れた原因を尋ねると、そこに米國に於ける戦時體制の整備を發見する。敵米國の一ヶ年に近い戦備擴充への狂奔が漸く結實し、反攻に出る戦力を培養し得たからにほかならない。米國內の戦備擴充狀況に就ては、別に詳しく記載したからこゝでは觸れない。がその一斑を窺はしめるものに、平出海軍大佐が、開戦一周年記念に際し、十二月七日夜全國にラヂオで放送した講演がある。その中で同大佐は米海軍力に言及して次の如く述べてゐる。

「大東亞戰爭開戦當初、アメリカ海軍の保有量は、アメリカ側の公表によると、戦艦十七隻、航空母艦七隻(外に特設空母二隻)、巡洋艦三十七隻、驅逐艦百八十五隻、潜水艦百十八隻と稱してゐたが、最近に至る約一ヶ年間に於て、戦艦九隻、航空母艦十隻、巡洋艦廿九隻、驅逐艦五十隻、潜水艦約五十隻を喪失した。然るにこの間アメリカは中破以下の艦艇を修理すると共に、大建艦計畫を躍起となつて促進し、外國新聞等の傳へる處によると、開戦以來戦艦四隻、防空巡洋艦六隻、航空母艦乃至特

設航空母艦十隻以上竣工したと云はれる。……今後アメリカは航空母艦を始め多數の艦艇を建造生産するであらう。殊に航空機の如きは、最近月産四千機を突破すると稱してゐる狀況であり、商船の如きも十一月には一萬噸級のもの八十四隻建造に成功したと稱へてゐる。」

以上は海空軍の擴充であるが、陸軍の充實に於ても勿論これに劣るとは考へられない。傳へられる四百萬の編成計畫が果してその通り進んでゐるか否かは問題としても、米領外各地に相次で米國軍隊の派遣されてゐる事實は、その擴充振りを窺はしめるに足りよう。殊に注目を要するのは、佛領北阿弗利加に對して米軍が去る十一月八日に突如行つた侵略である。その數は不明であるが、忽ちにして佛領モロッコ、アルジェリアを席卷して東進、チュニジア國境をさへ起えた處より推察するに、蓋しその勢力は相當のものがあらうと想像される。この米軍成功の裏面には、ダルランを懐從した政治工作が與つて力あつたこと云ふまでもなく、チュニジア國境を超えて後は流石に樞軸軍に壓倒されざるを得なかつたとは云へ、米陸軍の著しく擴充されつゝある證據には、固より變りがない。

我國に於ても、米國のこの立直りに對應して、戦備の強化されつゝあることは、多言を要しない。陸軍に就ては何等その公にされたものがないが、海軍に關しては、平出大佐は前記のラヂオ放送の中で、一言これに觸れてゐる。それによれば新戦艦數隻は既に就役、第一線の護りにつき、開戦以來の

戦訓を取入れた我が獨特の航空母艦も、巡洋艦その他の艦艇と共に續々と建造中であると云ふ。従つて、米國の軍備立直りがそのまゝ彼の呼號する反攻の成功を意味するものでないことは明かである。また少くともこの敵の反攻を完全に挫折せしめる底の確信がなくてはならない。

けれども以上の情勢を綜合するに、開戦第二年目からの戦闘に、緒戦の如き一方的の勝利を期待してはならないことは最早や明白だ。少くとも今後は、相當の消耗を我が國は覺悟してかゝる必要がある。それは既にソロモン戦に於ける航空部隊の損失によつて漸次明かにされつゝあるし、我が戦艦がこの方面の戦で初めて一隻沈没、一隻大破を蒙るに至つた事實にも示されてゐる。

最近、今次大東亞戦の性格に就て、新たな見解が政府及び軍部の方面から公にされて來た。それは、今次大戦は、共榮圈内の老大な物資を活用して悠つくり生産の増強を圖り、然る後に決戦を行ふと云ふが如き長期戦ではなく、大消耗を伴ふ決戦が連續する長期戦である、と爲す見方である。東條首相が十二月初廣島縣廳で行つた訓示の中に、この見解は明示せられた。また谷萩陸軍大佐が十二月八日夜の講演で、大東亞戦を以て「長期戦と短期戦との複合體である」と結論したのも、同様の見解の表現と見做してよい。大東亞戦の性格にして斯くの如くであるとすれば、これに處する我が國の戦時經濟體制も、自らこれに對應して旋回せざるを得ない。

三、戦債から見た我が戦費

然らば、かゝる要請に基いて、今後我が戦費は何の程度に増加すべきであらうか、更に遡つて、一體我國に戦費を増加させる餘力があるであらうか。これは勿論簡單には推測を許さぬ問題である。がその答へを得る手がかりとして、先づ過去一ケ年間の戦費の消化狀況に就て考へて見よう。斷るまでもなく、過去の戦費自體も、正確なことは判らない。機密保持の關係上、その發表されたものがないからである。そこで戦債（大東亞戦勃發以前は支那事變公債、それ以後は大東亞戦債）の發行手取額

(一) 戦債發行手取額(百萬圓)

十五年度	十六年度	十七年度
四―六月	一、三六〇	一、九四七
七―九月	七七三	一、〇七三
十―十二月	二、三三三	二、八二七
計	一、五六〇	三、三三三
	五、〇四六	六、九一五
		七、四五三

(備考) *は十一月二十四日迄。十六年十一月初以降十七年十一月二十四日迄の累計は一〇、四七二百萬圓。

によつてこれを窺ふよりほかないが、いまこの戦債手取額を十五年度(十五年四月―十六年三月)以降最近まで、四半期別に分けて掲げると、上掲第一表のやうな結果となる。

これによれば、十六年度第四四半期(十七年一―三月)の同手取額は十五億六千萬圓、十七年第一四半期は三十二億七千三百萬圓、第二四半期は二十八億二千七百萬圓、第三四半期(但十一月廿四日迄)は十三億五千二百萬圓であつた。十七年第三

四半期は十二月を含めぬから別として、他は夫々前年同期より七億八千萬圓、十三億二千六百萬圓及び十七億五千四百萬圓、合せて三十八億六千萬圓の激増に當つてゐる。尤も十七年度から、それまで一般會計に所屬してゐた陸海軍兩省費の大部分が、臨時軍事費特別會計、即ち戰費會計に移された。そのために生じた十七年度一般會計所屬軍事費の對十六年度減少額は、三十一億七千二百萬圓を數へた。十七年四月以降の戰費増加、従つて戰債手取額増加には、かゝる事情に基くものが加味されてゐる。しかしこれを除外しても、尙ほ十七年一―九月までの間に於ける戰債手取額は、前年同期より二十五、六億圓を増したものと推定される。

しかし、一方此の間に於ける戰費豫算は如何かと云ふに、十六年十一月の第七十七議會、同十二月上旬の第七十八議會、及び十七年初の第七十九議會の三回に互つて成立した臨時軍事費の合計は二百四十六億圓であつた。その全部が公債財源でなく、公債發行に俟つものはその八三%であつたが、それでも二百三億七千一百萬圓に達してゐる。勿論この戰費は、十六年十一月から十八年三月までの一年五ヶ月間に消化を豫定せられたものである。が、十六年十一月以降十七年十一月廿四日迄の戰債手取額累計を求めても、百四億七千二百萬圓で、右の戰債發行豫定額に對比すると、約半分に止まつてゐる。即ち残り半分を、十七年十二月―十八年三月の四ヶ月間に出し切らねば、豫定額に達しない勘定

である。

實際問題としては、戰費の消化は、この戰債手取額に見るよりは遙かに進捗してゐるものと考へられる。と云ふのは、第一に戰債の發行は、金融情勢や金利負擔輕減等の關係から、極力繰り延べられるのを常とする。十二月に毎年巨額の公債發行を見るのは、かうした情勢から、發行がこの月に集中するに至るがためだ。第二に現地に於て軍票乃至借入金による戰費調辦が可能であればたとひ戰費が消化されてゐても、戰債の發行は、その範囲内で減する筋合にある。豫算に於いては、かゝる現地調辦を一應考慮外に置き、歳入不足分は總てこれを公債財源に俟つものと見做してゐるからにほかならない。そしてかゝる現地調辦の額は、支那事變の際にも億を以て數へられたと推測されるが、今次大東亞戰にあつては、更にその額を増してゐると考へて大過ない。現地に於ける軍票の發行額、借入金額寄附金、軍が交易を行ふことに基く収益等々が幾何に上るかは、固より知る由もないが、蓋しこれ等を合すときは、相當巨額に上るべきは想像に難くない。彼是綜合するに、豫定せられた戰費は、豫定の期間に、略々消化し盡されると見るのが、至當であらう。

しかし既に述べたやうに、從來と異つて、今後の戰鬪が大消耗戰の連続であるとするならば、戰費もまた之迄に比して遙に多からざるを得ない。十八年度分に當る臨時軍事費特別會計の追加豫算は、

本稿執筆の現在、まだ公にされるに至らないが、併し膨脹すべきは疑ひの餘地がない。果してさうとなれば、豫定戦費を消化するに漸く一杯と云ふ今日の状況では、到底安んじ得ぬのは明かである。いまや我が戦時経済は、全く新たな方策の樹立を要請せられてゐると稱しても過言ではない。而して現に政府は、かゝる新たな、徹底した方策を次々と講じつゝある。その一つの現はれを、明十八年度一般會計豫算の編成に見ることが出来る。

四、十八年度總豫算の方向

明十八年度一般會計歳入歳出豫算の概算は、例年の如く年末も押し詰つた十七年十二月十日の閣議で決定、發表された。それによるに明年度もまた之までに引續いて相當の膨脹となつた。即ち第一表の如く、歳入出とも九十九億九千五百萬圓を數へ、第八十議會の追加豫算をも含む本年度豫算に比し歳出は十一億四千四百萬圓、歳入は十一億五千七百萬圓の膨脹を示してゐる（歳入増の歳出膨脹額を上廻るのは、第八十議會の歳出追加豫算の財源を、自然増収に求めた結果である）。歳出豫算の膨脹率は、一二%九に上る計算だ。今日我國の財對規模を決定するのは、臨時軍事費特別會計であるが、これは前述のやうに本稿執筆の現在、まだ發表されない。その豫算が公にされるまでは、歳出膨脹の

全體の大きさは判らない。しかし明年度の豫算は、豫算争奪の弊を除き、極度に重點主義を敢行するため、重要費目先議制の下に編成されたものである。かく極度に重點主義を採用し、不急經費を割愛

(二)十八年度一般會計歳入

出豫算概算 (百萬圓)

	六年度	七年度	比較増
〔歳入〕			
經常部	六、四三三	五、七三四	七二八
臨時部	三、五四三	三、一〇四	四三八
内普通歳入	一、九三八	一、五二四	四四四
公債金	一、二七四	一、五二六	二五二
借入金	—	五四	五四
前年度剩餘金繰入	三三〇	—	三三〇
計	九、九九五	八、八三六	一、一五七
〔歳出〕			
經常部	四、九三三	四、三三四	六九八
臨時部	五、〇六三	四、六七七	四四六
計	九、九九五	八、八五一	一、一四四

(備考) 十八年度豫算は計數整理の結果、異動を生ずることあるべし。十七年度歳出豫算には第八十議會の追加分を含む。

した豫算としては、この膨脹は注目に値する。

而も明年度豫算には、陸海軍省費が殆ど一掃された。今年度豫算から、陸海軍兩省費の大半は臨軍特別會計に移されたが、尙ほ合せて七千九百萬圓の計上があつた。それが明年度には、只の二百萬圓弱に減つたのである。これを考慮すれば、一般會計歳出の對前年度膨脹率は一三%九に高まる。

膨脹の理由は、固より單純ではない。これを大別すれば凡そ三つとなる。第一は所謂義務費の増加である。國債費、年金恩給等が即ちそれで、その増加額は前者四億一百万圓、後者八千五百萬圓を數へる。そのほか之に類するものに、警察費連帶支辨金、國民學校教員俸給分擔金、軍事扶助費、特別會計經費補充金、財務官署分交付金、諸拂戻及補填金(但これは千萬圓の

減)等があり、國債費等にこれ等を加算すれば、その増加額は總計五億三千五百萬圓となる。

歳出膨脹の第二の原因は、他會計への繰入金に於ける増加である。臨軍特別會計と地方分與金特別

(三)一般會計省別歳出豫算(百萬圓)

省別	大年度	十七年度	比較増
皇室費	四・五	四・五	〇
外務省	四四	八一	(一) 三七
内務省	九七四	八四二	一三三
大藏省	六、〇七四	五、四九九	五七五
陸軍省	(六〇〇)	五六	(一) 五五
海軍省	一	二二	(一) 二二
司法省	七〇	六九	一
文部省	三七五	三〇〇	七五
農林省	五八〇	五八三	(一) 三
商工省	七三三	五五六	一七六
逓信省	六〇九	五二七	九二
厚生省	三三三	二四三	八九
大東亞省	一九四	* 七九	一二五
計	九、九九五	八、八五一	一、二四四

(備考) *は拓務省費。括弧内は千圓單位。

會計とへの繰入がそれで、前者は二億二千九百萬圓、後者は九

千六百萬圓を夫々増してゐる。以上の義務的經費及び他會計繰

入れに、國庫豫備金を加へただけで、明年度は七十三億一千七

百萬圓に及び、今年度より八億六千四百萬圓の膨脹となる。こ

れを前記總歳出より差引くと、一般行政費は二十六億七千六百

萬圓に止まる。即ち全歳出の二六%八にしか當らない。残り七

三%二までが、止むを得ざる理由で殖えたわけである。

けれどもかく比重は低いとは云へ、尙ほ明年度の右一般行政

費は、これを今年度に對比するときは、三億五千六百萬圓の膨

脹(但軍部兩省費を除外して比較)に當つてゐる。而してこの

膨脹は、主として生産増強諸方策に負ふものと稱しても過言で

ない。こゝに明年度一般會計膨脹の第三の原因が存在する。試

みに明年度歳出豫算を各省別に今年度と比較するに、第二表の如くなる。そのうち大藏省、内務省、逓信省等の經費増は、主として前述の如き特殊經費の増加に基くものと見てよからう。即ち大藏省費の膨脹は國債費、内務省のそれは地方税分與金特別會計への繰入、逓信省のそれは年金恩給の各増加に原因するところが多い。とすれば、残る諸省の膨脹に問題があるが、殊に注目されるのは、商工省の經費増である。その相當部分は、補助金の増加に基くと考へられる。が、何れにしても、同省費の膨脹は、一般經費増の主要原因が奈邊にあるかを窺はしめるに足りよう。

これらの生産増強費が、個々の項目に何のやうに割り當てられてゐるかは、今日まで發表された計數だけからは、明かにすることが出来ない。しかし十月二十二日の閣議で決定を見た優先豫算化の項目二十九件を一瞥することによつて、ほゞ見當をつけることが出来る。それによれば、優先的に歳出を認められた右二十九件のうち、直接生産の擴充を目ざしたものは、商工省關係六件、農林省關係三件合せて九件に及んだ。そのほか間接乍ら、矢張り同様の目的を持つと認められるものが、少くも六件を下らない。とすると豫算先議項目の半數以上が直接間接に生産の増強を目處としたものであつたことになる。明十八年度の一般會計豫算は、以上の點から云ふと、生産増強豫算と稱するも、敢えて云ひ過ぎではないであらう。

五、消耗戦下の生産増強

しかしながら、どれ程豫算に生産増強費を織込んで、既に必要な勞力資材が完全雇傭の状態に置かれ、而も一方消耗戦が戦はれてゐる現在では、固より大東亞戦前のやうな増産は望まれない。一般的に云つて、戦備増強には、(一)積極的な生産の擴充、(二)民間消費の節約による軍需生産への轉換(三)更に消極的な既存設備の喰込み乃至ストックの活用、の三つの方法がある。勿論この三つは、明確にこの順を逐つて進むわけではなく、三者が同時に並行して行はれることが多いが、大まかに見てもかやうに類別して大過ない。ところで、これらの方法も、支那事變當時と今日とは、かなりその内容を異にする。先づ生産の擴充に就て見るに、大東亞戦前(正確には米英の資産凍結前)には、緊急生産部門の設備を、積極的に大擴充することがその主たる方策をなしてゐた。けれども今日に於ては部分的には固より設備擴充が行はれてはゐるが、既に資材、勞力の制限が強く働いてゐるため、中心政策は自ら別の方向に進まざるを得ない。その方向とは、云ふまでもなく同一の設備、乃至勞力を以てより以上の効果を擧げること、換言すれば能率の増進に外ならぬのである。

生産能率の増進は、更にこれを分つと、經營の能率、勞働の能率、及びこれらを監督指導する處の

行政事務能率の三つとなし得るであらう。これらの何れを缺くも生産能率は萬全たり得ない。そして事實政府並に當事者の新方策も、この三者に就いて進められつゝある。勞働能率に關しては、別に詳述したからこゝでは割愛するとして、經營能率の向上に就ては、例へば商工省の重要工鑛業生産能率増進に關する施策、原價計算準則の確定實施、原單位計算制の採用等がある。

重要工鑛業生産能率増進策は、製鐵事業、石炭鑛業及び重要機械工業の三者につき、立地條件、勞働條件、作業場設備等を考慮に入れて一定の能率基準を樹立し、この能率基準に基いて個々の鑛山並に工場の生産能率を高めやうと云ふにある。次に、原單位計算制は、右とは逆に、一定の製品を製造するには何程の原材料乃至勞力を必要とするかを個々の工場に就て計量し、その最も能率高き工場に生産を集中しようとする方策に外ならない。これが計畫通り實施されると、限りある資材を最も有効に活用出来るわけで、差し當り十九種の事業に之を適用する豫定と云はれる。第三の原價計算準則は既に早くから計畫されてゐたものゝ實現に過ぎないが、之迄實施中の陸海軍關係工場に對する同種法規との統一を圖り、これを廣く軍關係以外の他の二十四製造工業に擴大する筈である。これが實施の曉には、各工場間の正確な原價比較が可能となり、自ら間接に夫々の能率を推知し得ることゝならう。これらは何れも十八年度から實施の豫定と傳へられるが、能率増進に科學的根據を與へるものたる點

で、劃期的な意味を持つと稱するも過言ではあるまい。

併し乍ら、かゝる個々の企業の能率増進のみでは、生産力の眞の増強はまだ確保されない。と云ふのは、物資・労力の極度に制約された戦時にあつては、それらが、各産業間に過不足を生ずる危険が頗る多い。そしてかゝる過不足が生じると、たとへ所要の生産能力があつても、一部の資材・原料不足から、その能力を發揮し得ぬ結果となるからである。一工場の生産力は、その工場の各生産要素のうち、最少量の要素によつて定まると云はれるのは、即ちかやうな事實を指すものにほかならない。かゝるボツトル・ネックの發生は、資材・労力の逼迫に基礎を置くが、よし資材・労力が不足を告げても、それらの配分が適切であるならば、それを除却し得ること云ふまでない。然るに資材・労力の配分を適切ならしめるには、發注者たる軍部乃至政府機關の内に充分な連絡があること、また生産計畫の樹立に際して、各官廳間に一元的統制が行はれることを必要とする。こゝに軍並に政府を打つて一丸とした一元的な生産の管理、監督を行ふ機關が生れ出でなければならぬ。

昨年十一月二十七日の定例閣議で決定を見た「臨時生産増強委員會」の設置は、かゝる要求を満す必要に出たものであつた。その目標を、「重要物資の緊急増産の神速實現を期するため必要な策案をなし、之が實現の促進を圖る」ことに置く、と述べられてゐるのに徴しても、その意圖は窺はれる。そ

してこの目標を達成するため、右委員會は、重要物資の生産に必要な勞務、資材、資金、生活必需物資及び輸送力の確保に關する(一)各廳事務の調製統一と、(二)資料の徴收並に此等に關する各廳事務及び企業の考査、促進に邁進すると發表されてゐる。またかゝる要求に副ふ必要上、その機構も、企畫院總裁を委員長とし、關係廳部局長級を委員、同課長級を幹事とし、之が管理は總理大臣が直接當ることになつた。

而も中央政府に於けるこの統一機關設置と並んで、地方廳にもこれに類する機關が設けられた。情報局の發表によれば、先づ生産増強上特に重要な府縣に、「地方各廳連絡協議會」を設け、第一線機關たる地方各廳間の連絡を密ならしめやうと云ふのである。本協議會に含まれる出先機關は、大藏、内務、農林、遞信各關係官廳は勿論、軍部關係にも及んでゐる。かくして地方的にも、官廳間の横の統一が整へられたわけである。

更に以上の各官廳の一元化と並んで、官廳對民間の連絡を密にすべく、行政機構の簡素化、手續の簡易化が進められると同時に、産業關係の指導者數百名を集めて、十一月十四日と十二月十五日の二回に互り、官民懇談會が催された。懸案となつてゐた統制會への權限委讓が十一月に至つて愈々斷行せられたのも、また産業行政簡易化の一表現であり、生産計畫の一元化に何程か役立つであらう。委

讓された権限は、尙ほ(一)生産に關する統制指導、(二)生産用材の配分に關する統制指導、(三)生産品の配給に關する統制指導、(四)企業整備の促進、の四項目に必要なものに限られ、勞務關係、資金關係等の如き商工省所管外の事項は、除外されてゐる。統制會としては、各自の生産増強策の促進上、こゝにまだ相當の制約を免れぬが、現在統制會が持つ傘下事業への指導性の脆弱性等を考へるならば今日としては先づ妥當な措置と云ふを憚らない。

六、残された戦備増強策

以上によつて、今日の事態に於ける生産増強の積極策として、何が必要であり、また何を現に政府が行ひつゝあるかを、大まか乍ら明かにした。しかし既に一言した通り、現在の如き資材・勞力の逼迫せる現状では、勿論これを以て足るものではない。第二の策として、消費の節約の強行により、限られた資材・勞力を軍需増産に轉用し、以て戦備の増強を計ることが、第二には、なくて済むストックは徹底的にこれを回収し、同じく軍需生産の増強に活用することが不可缺である。かゝる轉用と活用とは、既に支那事變の勃發以來漸次着手されては來たが、大東亞戰の消耗戰なることが現實に證明せられるに至つて、更に飛躍的に進められることゝなつた。工員の徵傭が著しくその數を増しつゝある

こと、中小商業の整理進捗に伴ひ、その緊急事業への吸収が急進展を見せてゐること等は、轉用の著例である。また平和産業、就中纖維工業に於ける遊休設備並に勞務員が、或は軍需工場並にその工員に轉用され、或はスクラップとして供出されつゝあるのも、その一例と見做してよい。次にストック活用のためには、鐵及び銅、鉛等々金屬類の回收策が強行されるに至つた。工場、倉庫等にある重要物資は、重要物資管理營圍の手で強制的に買集められて來た一方、家庭にもそれが擴大され、死蔵品は云ふに及ばず、今日では家庭に附屬せる金屬類供出にまで及びつゝある。

かくして現在では、消極的生產増強策にも、あらゆる手段が採られてゐると云つてよい。だが、當面の消耗戰に對應するがためには、もつと徹底した方策を採ることが、不可避であると考へる。そしてその方向は、消費規正の強化であると云へよう。それはまた、インフレーション防止の上からも等閑に附せられない。最近の國民貯蓄不振は、此の規正強化の必要を最も雄辯に物語つてゐる。

大藏省の發表によれば、本年度第二四半期(十七年七月—九月)の國民貯蓄実績は、各種金融機關の預貯金及び資金が二十三億九千六百萬圓、直接證券投資が十六億三千萬圓、計四十億二千六百萬圓であつた。これを前年同期に比較すると、流石に十三億圓の増加であるが、前期(十七年四月—六月)に較べると實に二十八億五千二百萬圓の激減に當つてゐる。本十七年度(十七年四月—十八年三月)の

國民貯蓄目標額は周知の如く二百三十億圓であるが、第二四半期が右の如く激減したため、上半期を合計しても、この豫定額の四七%四にしか當らない。かく本十七年度第二四半期の國民貯蓄が激減した一半の理由は、政府の資金撒布が減少したこと、米作が端境期に近づいて農村の貯蓄力が減じたこと等にある。しかしそれと同時に、規正範圍外の分野を求めて購買力が殺到しつゝある事も見逃せない。かゝる理由に基づく國民貯蓄の減退を防止するには消費規正を強化するより他に途はない。これが徹底すれば、また自ら物資・勞力の軍需轉用が促進されることになる。

第二に、ボツトル・ネツク防止策としての、民間企業の連絡強化問題がある。前述の如く政府の産業行政機關は一元化に一步前進したが、その活動を十分ならしめるがためには、民間事業を更に有機的に結合し、相互の間に資材、勞力の配分を計畫化することが必要である。統制會の誕生は、かゝる要求に應ずる爲めであつたが、今日までの處、まだかゝる強力な活動を行ふに至つてゐない。何れの機關によるにしろ、今後はかくして必要に應じ一企業から他企業に資材、勞力を思ふまゝに轉用し得るが如き方向に進まざるを得ないであらう。

消費規正の徹底化と民間企業組織の思ひ切つた改變こそは、戰時統制經濟の今後の動向を指示するものと云つても過言ではないと考へる。

第二節 戦局の重大化と内外政治の動向

昭和十七年第四四半期に於ける我國政治動向の特徴をなすものは官民國を擧げての生産増強運動の展開であつた。即ち同年夏以來の南太平洋に於ける日米海戰の繼續は、皇軍の赫々たる戰勝に彩られてゐるとは云へ、そこには侮り難き敵の戰意と反撃力が看取され、こゝに今次戰爭の長期戰的性格が再確認されると共に、これに耐へ得る生産力の増強は刻下最重要の課題として國民の前に提示されるに至つたからである。かくて、十一月初までに大東亞省設置其他行政機構の全面的改革を終へた政府は、この緊急課題の達成のために、行政の面に於ける施策を強化すると共に、全國民をこの目的に向つて集結すべく政治運動を展開するに至つた。即ち、十一月十五日の生産増強官民懇談會、次いで十二月十五日の經濟代表懇談會の開催等である。政府のかゝる動向に對して、國民翼贊の機關たる翼政會、翼贊會も、この生産増強を中心目標として、それ〴〵政治、國民運動を積極的に展開するに至つてゐる。

生産増強運動の展開と共に、この四半期の記録すべき事項は、大東亞省の設立並びに今春來着手さ

れてゐた行政機構改革の勅令が、十一月一日を以て一齊に公布、實施されたことである。こゝに第一次近衛内閣以來懸案となつてゐた行政機構改革問題は一應その完成を遂げた譯で、大東亞省の設立と共に、内外行政の強力なる遂行の礎石が出来上つたと云ふべきであらう。大東亞省設立に伴つて、早くも、日支提携の強化に一發展が見られる氣運が醸成されつゝあるは、戦争の現段階に於て極めて注目すべき現象であり、また、翼政會、翼贊會の新運動展開を契機として、翼政會翼贊會一體化問題、並びに翼政會機構の刷新強化問題が翼政會少壯議員の間から提起されてゐるのも、政治新體制の今後の發展を示唆するものとして輕現し得ない。

一、大東亞省の誕生と日支提携強化への新動向

(A) 大東亞省設置と外政一元化の内容

前輯に報じた如く、政府はさきに勅任官以下の減員に伴ふ各官廳の部局課廢合等行政簡素強力化に必要な措置を決定發表したが、更に大東亞戦争の發展に伴ふ外政一元化の必要に鑑み、これに即應する行政機構の抜本的改革を斷行することとなり、こゝに大東亞省の出現を見るに至つた。同省出現の經過を見るに、先づ九月一日の閣議に於て、「大東亞省設置要綱」の決定を見、次いで同月十一日の

閣議に於て、「大東亞省官制案要綱」並にこれと關聯して行はれる「内外地行政の一元化に關する件」、
「大東亞省設置と行政簡素化に基く外務省官制勅令案要綱」、
「朝鮮總督及び臺灣總督が内閣總理大臣又は各省大臣の指揮監督を受くべき事項」等が決定發表された。而して、これ等諸關係勅令は、先の行政簡素化に關する勅令と共に十一月一日一齊公布、實施され、大東亞外政の一元的執行機關たる大東亞省は、こゝに國民の大きな期待の裡に誕生した。先に九月一日、東郷外相は一身上の都合で辭任し、これに伴つて、九月十七日、谷情報局總裁が現職のまま外相に、前國民政府最高顧問青木一男氏が國務大臣に入閣したが、大東亞省設立と共に、青木國務大臣が初代大東亞相に就任した。また大東亞省所管事務に關する重要事項と關係各廳間の事務連絡のため、十一月一日、大東亞省内に大東亞連絡委員會が設置された。

大東亞省設置に伴ふ外政機構改革の骨格を示す「大東亞省設置要綱」(九月一日情報局發表)、並に新外地行政機構の内容を規定せる「大東亞省官制要綱」その他の諸要綱(何れも九月十一日情報局發表)を掲示すると次の如くである。

大東亞省設置要綱 (九月一日情報局發表)

第一 方針 大東亞戦争の完遂並に大東亞建設の必成を期するため大東亞地域内の諸外國及び諸地域に關す

政務の施行を擔當すべき一省を設置し且つこれに即應する現地機構を整備充實せんとす

第二 要領 (甲) 中央機構

一、大東亞省を設け大東亞地域(内地、朝鮮、臺灣及び樺太を除く)に關する政治、經濟、文化等諸般の政務の施行に關する一元的機關たらしむること、但し純外交に關する事務は外務省の所管とすること

二、大東亞省においては左の事務を掌ること

(1) 大東亞地域に關する政治、經濟、文化等諸般の政務の施行(純外交を除く)に關する事項 (2) 大東亞地域内諸外國における帝國臣民に關する事項及び帝國商事の保護に關する事項 (3) 大東亞地域に係る移植民及び拓殖事業に關する事項 (4) 大東亞地域において事業をなすを目的として特別の法律等により設立せられたる會社の業務の監督に關する事項 (5) 大東亞地域に係る對外交文化事業に關する事項 (6) 大東亞地域における邦人要員の鍊成に關する事項 (7) 關東局に關する事項 (8) 南洋廳に關する事項

なほ大東亞省においては統帥部に策應協力するため大東亞地域内占領地行政に關聯する事務を行ふものとす

三、對滿事務局、興亞院、外務省東亞局及び南洋局並に拓務省拓北局、拓南局及び南洋廳に關する事務は概ねこれを大東亞省に統合すること

四、大東亞省職員には陸海軍武官及び一般民間よりもこれを任用し得る如くすること

五、大東亞省と關係各省との連絡を圖るため大東亞省に連絡委員會を設けること

備考 對滿事務局、興亞院、外務省東亞局及び南洋局、拓務省は大東亞省の設置に伴ひこれを廢止す

(乙) 現地機構

一、大東亞地域における大公使その他の現地機關はこれを統合し總て大東亞省所轄の現地官廳とすること

前項現地機關職員の身分に關する事項は大東亞大臣の所管とし、その職務に關し大東亞大臣の指揮、監督を承くるものとす、但し純外交については外務大臣の指揮、監督を承くるものとすること

二、現地機關職員には各省文官及び陸海軍武官及び一般民間よりも廣くこれを任用し得るものとすること

第三 大東亞省設置と共に外地行政に關し左の如く措置す

一、朝鮮及び臺灣に關する行政は必要なる範圍においてこれを内地と同様に取扱ふを用途とし、これが實施の方式に關しては別途考究すること、但し朝鮮、臺灣における現地の綜合行政は概ね現狀によるものとする

二、樺太はこれを内地行政に編入すること

大東亞省官制案要綱 (九月十一日情報局發表)

一、大東亞大臣の權限は左の如くすること

大東亞大臣は大東亞地域(内地、朝鮮、臺灣及び樺太を除く以下同じ)に關する諸般の政務の施行(純外交を除く)同地域内諸外國における帝國商事の保護及び同地域内諸外國在留帝國臣民に關する事務並に同地域に係る移植民、海外拓殖事業及び對外交文化事業に關する事務を管理すること

大東亞大臣は關東局及び南洋廳に關する事務を統理すること

大東亞大臣は第一項に規定する事務に附大東亞地域に駐在する外交官及び領事官を指揮監督すること

二、大東亞省においては陸海軍に策應協力するため大東亞地域内占領地行政に關聯する事務を行ふものとすること

三、大東亞省には左の四局を置くこと

總務局、滿洲事務局、支那事務局、南方事務局

外務省官制勅令案要綱（九月十一日情報局發表）

第一 外務大臣は外國に關する政務の施行、外國における帝國商事の保護及び外國在留帝國臣民に關する事務並に移植民及び海外拓殖事業に關する事務を管理すること、但し大東亞大臣の管理に屬するものを除く、外務大臣は前項に規定する事務に附外交官及び領事官を指揮監督すること

第二 外務省の部局を新に左の如くすること

（新） 政務局、通商局、條約局、調査局

（舊） 東亞局、歐亞局、亞米利加局、南洋局、通商局、條約局、調査部

（行政簡素化實施案） 總務局、東亞局、歐亞局、亞米利加局、通商局、條約局

内地行政の一元化に關する件（九月十一日情報局發表）

中央機關

一、朝鮮總督府、臺灣總督府及び樺太廳に關する事務の統理は内務大臣の所掌たらしむること

二、右の統理事務のため内務省に管理局を新設すること

三、管理局の職員は概ね拓務省の管理局及び殖産局の職員をもつてこれに充つること

四、内地、朝鮮、臺灣及び樺太に關する關係各廳間の連絡を圖るため内務省に連絡委員會を置くこと

朝鮮

一、朝鮮總督は内務大臣の統理を受けて諸般の政務を施行すること、但し特殊の事務については當該事務の性質に應じ内閣總理大臣または各省大臣の監督を承くることとなすこと

二、前項に關し必要あるときは當該大臣は朝鮮總督に對し指示をなし得るの途を設けること

三、朝鮮總督が上奏をなし及び裁可を受くる場合には内務大臣に由り内閣總理大臣を経ることとする

臺灣

一、臺灣總督に對する拓務大臣の監督を内務大臣の監督に改むると、臺灣總督は特殊の事務については當該事務の性質に應じ内閣總理大臣または各省大臣の監督を承けしむることとし以て現行の各省大臣の監督範圍を擴張することとなすこと

二、前項の監督上必要あるときは當該大臣は臺灣總督に對し指示を爲し得るの途を設けること

三、その他現行官制上拓務大臣とあるを内務大臣に改むること

樺太

一、樺太は昭和十八年度よりこれを内地に編入すること

二、暫行措置として現行官制中拓務大臣とあるを内務大臣に改むるの外現行制度を概ね踏襲すること、但し各省大臣の監督はこれを指揮監督に改むること

朝鮮總督及臺灣總督が内閣總理大臣又は各省大臣の監督を受くべき事項（九月十一日情報局發表）

一、統計に關する事務（内閣總理大臣）

二、貨幣、銀行及び關稅に關する事務（大藏大臣）

三、大學、高等學校、專門學校及び實業專門學校並にこれ等の學校に準ずべき各種學校における教育並に氣象に關する事務（文部大臣）

四、米麥その他の主要食糧農産物及び海洋漁業に關する事務（農林大臣）

- 五、重要鐵工業、貿易、度量衡及び計量に關する事務（商工大臣）
- 六、郵便、電氣通信、海運（沿岸航路を除く）及び航空に關する事務（逓信大臣）
- 七、鐵道に關する事務（鐵道大臣）
- 八、外國爲替管理に關する事務（大藏大臣及び商工大臣）

（B）大東亞省設置の意義

大東亞省設置の眼目は云ふ迄もなく大東亞地域に關する政治、經濟、文化等諸般の政務の施行を一元化するにあり、それが皇國の戰爭遂行力の昂揚、延いては大東亞共榮圈の建設に多大の寄與をなすべきは誰しも直ちに認める處であらう。殊に支那に關しては、支那事變處理が大東亞戰爭遂行の要點であり、今や全力をあげて新支那の建設を促進しなければならぬ時、中央並に出先對支機關の統一が行はれることは、特記すべき意義を有する。從來、支那には興亞院、外務省等の機關が並存し、とかく各機關の歩調が揃はず、ために建設を阻害する憾があつたが、今後はこの弊が除かれ、力強く新支那育成の大道を進むものと期待される。滿洲國に於ては軍司令官が駐滿大使を兼ね完全なる一元化が行はれてゐるが、今回の大東亞省設置はこゝまでの一元化を目指すものでないことは云ふまでもないとしても、現地機關が全く統合され、大東亞省所轄の現地官廳となることは現状に比し劃期的進歩といふべきである。

また、南方占領地域に於ては、嚴として軍政が存在し、何等新らしい措置を必要としないが、しかも、軍政と一般行政との關聯事務については軍に即應協力する組織が望ましく、これも大東亞省の設置によつて圓滑に解決される譯だ。泰、佛印の關係は從來外務省を通じて行はれたが、兩國と我國との政治、經濟、文化關係は近時いよ／＼緊密となつて來てをり、従つてこれ等事項を總括的に大東亞省が處理することになれば、兩國との親善關係を促進する上にも多大の利便があることは豫想され、また強大なる一元的機關により兩國と接觸するとは兩國の我國に對する信頼を深める所以であらう。尙、今回の大東亞省の設置に伴つて、中央並びに現地機關の統合廢止が行はれ、中央に於ては拓務省、興亞院、對滿事務局、外務省東亞局及び南洋局が廢止されることとなつたが、このうち拓務省は行政機構改革に際し絶えず廢止の聲に脅かされて來たもので、遂にこの機會に廢止の決定を見たものである。而して、拓務省の廢止によりこゝに新たな重要性を帯びて來たのは外地行政の處理である。即ち、樺太は内地行政に編入し、内務省の管轄に屬することになり、また朝鮮、臺灣の行政は必要な範圍内に於て内地と同様に取扱ふことになつた。これは、從來の觀念における外地の地位が、大東亞外延の擴充に伴ひ、外地から内地並に高まつたことを物語るものであり、澎湃たる外地の皇民化を更に促進して文字通り外地をも共榮圈の中核たらしめるものである。これにより内外地を通ずる行政の

一貫化具現が期待され、多年の懸案に終止符をうつのみでなく、外地人心に與へる精神的影響は蓋し絶大なものがあらう。

(C) 行政機構改革一段落

大東亞省の設置並びにこれに關聯する内外地行政一元化に關する勅令の公布、實施と共に、先に決定せる、行政の簡素化、官吏待遇改善、戰時官廳執務時間の延長等、行政機構改革に關する諸勅令は十一月一日一齊に公布、實施されるに至つた。去る六月十六日の閣議に於て政府が行政簡素化實施要領を決定して以來五ヶ月、官吏定員十七萬餘の減員とこれに伴ふ中央地方官廳機構の再編成、大東亞地域の政務施行を擔當する大東亞省設置とこれに關聯する内外地行政一元化と云ふ多年の懸案が、戰時下の重大時局を背景とし、東條内閣の英斷的措施によつて、こゝに見事に實現した譯である。官吏定員の減員に伴ふ各省部局の整理統合によつて廢止されるものは拓務省、保險院、興亞院、對滿事務局ほか二十九局十三部、新設されるものは大東亞省以下二十二局一部、外局より内局へ移されるものは電氣廳ほか三局に及び、實に未曾有の大規模な行政機構改革であつた。更に官吏減員に對處する官廳事務能率の維持向上については、戰時勤勉手當支給其他の優遇方法が講ぜられ、又、戰時官廳執務時間の一時間延長措置が執られ、一方、大東亞省設置に伴ひ、拓務省、興亞院、對滿事務局及び外務

省東亞、南洋の兩局等大東亞各地行政機構は悉くこれに統合一元化され、これに關聯して朝鮮、臺灣樺太等の外地行政と内地行政の統一調整を期するため内外地行政一元化方策が實施されたのである。以上の如き全面的行政機構改革に關して十一月一日公布、實施された勅令は七十八件、閣令二件の多きに上つたが、これと共に行政簡素化による各省新機構下の人事も一日附を以て一齊に發令され、また行政簡素化實施に伴ふ各省分課規程も大東亞省の分を除き同日一齊に公布、實施され、刷新された新機構の下に我國戰時行政は、こゝに全面的運行を開始するに至つた。

(D) 日提携強化への新動向

大東亞戰爭の勃發により、我が對支政策は、表面的には一步消極化したかのごとき印象を與へつゝあつたが、大東亞省の誕生を契機として再び積極化する方向に進みつゝあるのが注目される。即ち、青木大東亞相は十二月二日、我が對支國策は根本に於て不變であることを前提として「あくまで國民政府の強化育成につとめ、もつて國府をして我が後方を分擔せしめることにより、帝國の大東亞戰爭の完遂力を最高度に發揮する」との決意を表明したが、また過般歸朝中、青木大東亞相その他政府要路と打合せを遂げて、南京に歸任した重光駐支大使は同十二月二日南京に於て、戰爭遂行上絶對至上の要請である兵站基地としての役割を十分に果し得るやう日華協力態勢を強化すると表明し、汪國府

主席をはじめ支那側要人も腹藏なき意見の交換を行ふ處あつた。爾來我が積極的對支施策は現地機構の整備を始めとし、具體化の道程を早め、在北京大使館事務所では十二月三日より管下の總領事、領事を招集して初の公館長會議を北京に開催したが、南京でも十七、十八日の兩日にわたり全支公館長會議が舉行され、對支施策に關して、政府の方針の徹底と現地側の意見の交換が遂げられた。

かゝる日本側の動向に對して、國民政府に於てもこれに呼應する動きを示してゐる。即ち、清郷工作の擴大強化に續いて、去る十月には軍事機構の一大改編を斷行して、軍令軍政の統一をはかる等、從來の消極策より飛躍して、積極的任務につかんとする準備を進めて來た。この如き我國との協力具現化に自ら陣頭指揮を行ひつゝある汪主席は、十二月五日「日本國民に寄せる言葉」を發表し、「中國は同甘共苦といふ言葉を用ひて來た、同甘とは共存共榮、共苦とは同志協力の意味であるが、さらにもう一步進んだことをやりたいと思つてゐる」と今後の對日態度の積極化を述べた。これは南京政府が我が積極的對支施策に呼應する積極的動向を示さんとするものであるが、更に十二月十九日、汪主席は褚外交部長、周財政部長、蕭軍事參議院院長、梅實業部長、林宣傳部長等國民政府主腦部を隨行して南京を出發、約一週間に亘つて帝都を訪問、その間、宮中に參入する他、東條首相をはじめ我が政府要路と懇談する處あつた。また汪主席の訪日と前後して、重光駐支大使その他駐支公使が歸朝し

二十八日在支機關首腦者會議が開かれ、帝國對支外政につき討議、それ〴〵重要訓令を接受して年末までに全部現地に歸還した。一方、汪主席と共に來訪した周財政部長、梅實業部長の兩氏は汪主席歸國後も東京にとゞまつて我が政府關係當局と財政、經濟の諸問題につき折衝を重ね、三十日には交渉の成果を携へて歸國した。かく、汪主席の訪日を中心に日支要人の動きは活潑なものがあつたが、年末迄には大體一段落し、こゝに、日支兩國間に完全な意見一致を見た日支提携強化に關する諸方途が新年を期し具體化する段取となつたやうである。決戦期を迎へて、我が對支政策、就中、その經濟的協力が重要な問題となりつゝある時、かゝる日支提携強化への前進が見られんとしつゝあることは極めて重視すべきであらう。而して、提携強化の中心題目は、日支經濟合作の強化と見られるが、既に大東亞戰爭一周年記念日には、上海に於て第十回目の敵産返還式が行はれ、支那側へ新たに十一社の返還が行はれてをり、また近く中支振興會社事業の全面的調整説が傳へられ（朝日新聞十二月二十五日夕刊）、更に我が政府は十二月二十九日「臨時特殊財産取扱令」を公布、實施して、在支敵産を生産擴充に活用する路を講じつゝあるのは、國民政府並に同政府治下に於ける一部知識層の間に參戰論が擡頭しつゝあるのと共に、展開さるべき日支提携強化の前途を示唆するものとして注目される。

二、生産増強運動と翼政、翼贊會の動向

(A) 生産増強運動の積極的展開

前輯に報じた如く、翼政會の結成と翼贊會の機構改革により、國民政治組織の分野は明確となり、政府の行政機構刷新と相俟つて、政府、翼政會、翼贊會を三位一體とする政治新體制の外殼は一應出來上つたのであつた。併し、其後の翼政會、翼贊會の活動を見るに、十一月中旬頃までは、まだ機構整備に追はれて、見るべき活動を展開するに至らなかつた。翼政會は、八月七日行政事務簡素化特別委員會に於て「行政事務簡素化基本要領」を、九月十五日文部委員會に於て「修業年限短縮に關する重要施策」を、十一月五日「行政事務簡素化の具體的事例特に産業經濟に關する件その他一件」を調査決定し政府施策の参考に供する等、政務調査會を中心とする政府施策即應の活動には相當注目すべきものが認められたが、その他の活動としては、(一)翼贊會との提携による大衆啓蒙運動として七月末全國八都市に「國民總力結集大講演會」を開いたこと、(二)民情上通と地方事情調査に關する機關を新設し、民情を窓口聴く制度を採つたこと、(三)各省委員が實地調査に赴いたこと等が眼立つて過ぎない。一方、翼贊會も亦比較的最近まで、中央地方の機構整備に追はれ、官廳移管の國民運動を改

組前と同様な方法で展開したこと、第三回中央協力會議の開催により長期必勝の國內輿論を喚起するにあづかつて力あつたことを除いては、期待された如き地に足のついた本來の意味の國民運動を展開してゐない。併し乍ら、十一月も半過ぎ、大東亞戦争も一周年を迎へんとするに當つて、その現段階が、長期持久、しかも國內に於ける戦力増強の緊急性を極度に昂めるに至るや、國內政治は、擧げて生産増強に集中されることとなり、これに即應して、翼政會、翼贊會の活動もとみに活潑化する姿勢を示すに至つた。即ち、生産増強を中心目標とする翼贊會の新國民翼贊運動の展開であり、同じく生産増強問題を中心課題とする翼政會の戦力増強運動の開始である。

先づ、翼贊會は、閣議決定に基く開戦一周年記念行事を中心に、數回にわたつて統制委員會を開いた結果、十一月九日に「國民翼贊運動基本要綱」を決定し、生産増強、戦争生活實踐の徹底、戦場精神の昂揚を目標とし、具體的運動方法を逐次定めて、傘下團體の全機構を總動員する必勝國民運動を展開することとなつた。次いで十一月十八日には、右基本要綱に基き第一次に實施する運動として、(一)勤勞護國の烈士先覺者顯彰運動、(二)國民皆動運動、(三)重點輸送協力運動、(四)配給適正化運動、(五)必勝貯蓄運動の五つを採り上げ、それ等の實施要綱を決定した。これに對して、翼贊壯年團も、(一)壯年團は翼贊會と緊密不可分の關係に於て、独自の組織と實踐力を高度に發揮し、これ等運

動の強力なる推進に當る、(一)産報、商報、農報等の運動とも緊密なる協力をなし、翼贊運動の全面的強化を促進する、(二)今春來團独自の運動として展開し來つた農村責任協力體制確立、配給消費翼贊體制確立、生活翼贊體制確立の三運動を、今次翼贊會の基本要綱の一翼に再編、いよ／＼本格的積極的に強化展開するといふ基本的態度に立つて翼贊會の實施要綱に對する翼壯の積極的協力要綱を決定するに至つた。尙、翼壯では、十二月十七日の全國道府縣團長會議に於て、從來の農村責任協力體制確立運動を翼贊會の新國民運動の一翼として再編、強化するため、新に「増産部落計畫樹立徹底運動要綱」を決定してゐる。

翼贊會にとつて改組以來の重大課題は、傘下に包含した産報、商報、農報、海報、青少年團、婦人會の六團體と指導下に置かれた隣組組織を、如何にして綜合的に動員するかにあつた。これ等を有機的に動かすことによつてのみ、翼贊會が職域につながりをもち、地域に手足をもつて、生活の實相と結んだ眞の國民運動が可能となるからである。しかし、これ等諸團體の機械的な機構の一元化は、それぞれの歴史と特色をもつ諸團體の運動を弱める虞れがある。目標を同じくする綜合的國民運動の展開を通じてのみ歩み寄ることが出来るといへよう。従つて、翼贊會の今回の運動展開は、これ等諸團體、隣組を動員し得る契機となり、翼贊運動に畫期的な進展を齎すと云ふ意味で大きな意義をもつものであつた。

翼贊會の新國民運動の展開に對して、翼政會に於ても生産増強を中心課題とする新しい動きが展開された。その一つとして先づ、翼政會所屬代議士有志二百六十餘名が、十月十六日翼政會内に經濟議員聯盟を結成して、國家目的に沿ひ生産力擴充、物資増産の確保促進に乗出したことが指摘される。從來、この種の議員の結束としては、農村議員聯盟の他に商工議員聯盟及び都市議員聯盟があつたが、多くは農村の利益確保または商工業者の立場乃至は大都市を中心とした觀點より商工業者の地位を擁護せんとして來た傾があり、國家綜合的見地より生産力を強化推進する立場とは性格を異にしてゐたので、時局の要請に基き、これ等在來の結集を解消して新たに經濟議員聯盟を結成するに至つたものである。同聯盟は會長には翼政會總務金光庸夫氏を推し、活動の指標として(一)生産力の擴充、(二)企業の新編成、(三)物資配給機構の整備の三項を掲げ、専ら經濟問題の検討に中心を置いてゐるが、既に十一月四日には「青果物配給改善に關する意見」、十二月二十一日には「増産對策要旨」をそれぞれ決定、阿部翼政會總裁に進言してゐる。

經濟議員聯盟の結成は、しかし、一部有志會員の動きであつたが、翼政會全體としての、かゝる方向へ向つての運動は、少壯、中堅議員の要望によつて十一月初めの「戦力増強臨時協議會」の設置と

なつて現れた。同協議會は十一月十九日、(一)國民精神の昂揚、(二)戰時生産力の強化、(三)戰時下國民生活の確立の三點を指標とする「戦力増強方策要綱」を決定し、大東亞戰一周年記念前後より、愈々全面的政治運動を展開するに至つた。

(B) 翼政會強化運動の擡頭

大東亞戰爭第二年を迎へんとするに當つて、政府を始めとして翼政會、翼贊會は、戦力増強、就中生産力増強に向つて、一大政治、國民運動を展開するに至つたが、この運動の展開を契機として翼政會強化の運動が、會内一部に擡頭したことは注目すべき現象であつた。具體的に云つて、この問題は翼政會と翼贊會の一體化と翼政會内機構の刷新の二ツに分れるが、問題の核心は前者に即ち翼政、翼贊兩會の一體化によつて翼政會が地方組織(下部組織)を獲得し、同會の國民的地盤を確保せんとするにあり、運動の展開もこの問題より開始された。即ち、翼政會と翼贊會との關係は一は政治結社、一は公事結社として法律上は明確に活動分野を區別されてゐるが、實際は兩者相交錯し、殊に地方に於ては運動展開の場合混淆を來たす虞があり、兩者の關係を明瞭化する必要がある。この旨は、早くも、第三回中央協力會議の席上で、西方利馬氏によつて指摘されたが、これに對する政府當局の方針は、翼政會と翼贊會の一體化を不可とする建前を堅持してゐた。然るに、其後、生産増強運動が、翼

政、翼贊の兩會より同時に展開されるに至り、こゝに、翼政、翼贊兩會の緊密化の必要性が増大すると共に、翼政會、翼贊會一體化の要望となつて、翼政會内に強力に展開されるに至つた。即ち、清新俱樂部を中心に少壯、中堅會員は勿論、一般會員にも、この要望が昂つた結果は、十一月十九日の戦力増強臨時協議會の席上で、翼政會政治力強化の具體策として、この問題が採上げられ、伍堂座長より阿部總裁に進言する處あり、次いで、十二月十九日には清新俱樂部、經濟議員聯盟、並に翼壯出身の有志代議士約百名より成る、翼政會の刷新強化を目指す有志代議士會が開かれ、同會合に於ても、一體化問題は、翼政本部の機構刷新問題と共に採上げられた。即ち、右有志代議士會は、翼政會内の少壯議員の團體たる清新俱樂部のイニシアティブの下に、翼贊壯年團出身の新人代議士、並びに清新俱樂部とは成立以來とかく感情的に阻隔の見られた經濟議員聯盟(翼政會内の中堅層)が、政治力強化の目的に向つて大同團結したものであるが、十九日の代議士會に於ては、「我々は、今日の國家の危局に處して、政治を最も遲鈍なる速度を以て歩む者に、我々の歩調を合せてゐなければならぬやうな現狀を、もはや堪へきれぬものとなす」との前提の下に、一元的國民政治組織の確立と本部機構の改革實現が申合されると共に、實行委員が擧げられて、運動の具體化に進むこととなつたのである。而して、實行委員は二十日の會合に於て、議會の戰時的運營の完璧を期するための院内役員機構確立の

具體案の外に、(一)翼政會本部機構改革として、同會活動の責任を明かにし、且つ活動の敏速を期するため筆頭總務並に幹事長及び幹事を置き、事務局は幹事長に隸屬せしむること、(二)翼政會地方組織確立の問題としては、全國的の下部組織を作ることの具體案を決定し、翼政會幹部に對してその即時實踐方を要望した。右は、寄合世帶的性格から來る翼政會機構の弱體性に對する少壯議員の不滿と、同會誕生以來の懸案たる地方組織獲得に對する要望の二つを反映するものであるが、これに對する翼政會本部側の態度は、院内役員に對しては有志代議士會の意向を全面的に受入れたに止り、本部機構改革、下部組織獲得の問題に對しては、未だ少壯議員の要望を満すべき處まで行つてゐない。翼政會翼贊會一體化問題に就いては、單に兩會の人事交流が促進されることとなつただけであり、本部機構の改革に就いては、改善の必要は認めるも急速な實現は困難な旨を表明してゐるに過ぎない。併し、同志的結合性を持たず、また國民大衆との結び付きに薄い翼政會の弱體性に對して、少壯有志議員より活潑なる刷新、強化運動が展開されたことは、戰爭の緊迫化しつゝある現狀に鑑みて特に意義深きものがあると同時に、その今後の動向は極めて注目すべきものがある。

第三節 企業借上げ論擡頭の産業界

十七年第四四半期の産業界は、從來にも増して幾多の重要問題が生起した。この中に於て吾々は、次の三つの觀點から分析を加へて見たいと思ふ。第一は、この四半期に於ける産業界の全般的景況を現はす指標として、減配會社の續出現象を採上げ、第二は、かゝる苦難期に當面してそれを乗切るために、夫々の産業部門では現實に如何なる編成替へが行はれつゝあるか、第三は、今後益々深刻化する持久戰に對應する産業組織の一つの行き方として提唱され出した企業借上げ論の検討である。先づ第一の問題から見て行くことにしよう。

一、注目すべき減配會社の續出

本稿執筆時までは、十七年下期の事業會社決算は、尙ほ發表を見るに至らぬものが若干あると見られるが、それにしても既に同期の減配斷行を發表した會社は三十八社を數へる。近來にない多數の減配會社の出現である。吾々は本年報前輯に於て、十七年上期の事業會社成績が、一種の最悪期と目

十七年下期の主要減配會社 (十七年十二月二十六日現在)

された十六年下期より一段と低下した事實を述べ、そして更に下期はもと悪化するであらうと述べた。残念ながら、この豫想が適中したと云ふほかない。

下表は下期の減配會社三十八社を業別に掲げたのだが、之によると大巾減配を行つたものに、日本ニツケルの八分から一舉無配へ、日本特殊鋼管の四分から無配へ、更に帝國人絹の四分減配、旭硝子、帝國製鉄、電熔鋼業、大多喜天然瓦斯の各三分減配等があり、特に目立つてゐる。これら減配の原因は、事業及び會社

業種	會社名	上期配當	下期配當	決算期
【鑛業】	三菱鑛業	一〇〇〇	〇〇〇	三月
	三菱石油	〇〇〇	〇〇〇	三月
	昭和石油	〇〇〇	〇〇〇	三月
	旭山	〇〇〇	〇〇〇	三月
	昭石	〇〇〇	〇〇〇	三月
	旭山	〇〇〇	〇〇〇	三月
	旭山	〇〇〇	〇〇〇	三月
	旭山	〇〇〇	〇〇〇	三月
	旭山	〇〇〇	〇〇〇	三月
	旭山	〇〇〇	〇〇〇	三月
【鐵鋼業】	日本特殊鋼管	一〇〇〇	〇〇〇	四月
	日本鋼管	〇〇〇	〇〇〇	四月
	中山製鋼	〇〇〇	〇〇〇	四月
	日本ニツケル	〇〇〇	〇〇〇	四月
	日本ニツケル	〇〇〇	〇〇〇	四月
	日本ニツケル	〇〇〇	〇〇〇	四月
	日本ニツケル	〇〇〇	〇〇〇	四月
	日本ニツケル	〇〇〇	〇〇〇	四月
	日本ニツケル	〇〇〇	〇〇〇	四月
	日本ニツケル	〇〇〇	〇〇〇	四月
【機械工業】	渡邊鐵工所	〇〇〇	〇〇〇	三月
	帝國製鉄	〇〇〇	〇〇〇	三月
	電熔鋼業	〇〇〇	〇〇〇	三月
	東洋機械	〇〇〇	〇〇〇	三月
	日本製鋼	〇〇〇	〇〇〇	三月
	大阪機械	〇〇〇	〇〇〇	三月
	田中機械	〇〇〇	〇〇〇	三月
	興人絹	〇〇〇	〇〇〇	三月
	興人絹	〇〇〇	〇〇〇	三月
	興人絹	〇〇〇	〇〇〇	三月
【窯業】	旭硝子	一〇〇〇	〇〇〇	三月
	旭硝子	一〇〇〇	〇〇〇	三月
	旭硝子	一〇〇〇	〇〇〇	三月
	旭硝子	一〇〇〇	〇〇〇	三月
	旭硝子	一〇〇〇	〇〇〇	三月
	旭硝子	一〇〇〇	〇〇〇	三月
	旭硝子	一〇〇〇	〇〇〇	三月
	旭硝子	一〇〇〇	〇〇〇	三月
	旭硝子	一〇〇〇	〇〇〇	三月
	旭硝子	一〇〇〇	〇〇〇	三月
【化學工業】	旭硝子	一〇〇〇	〇〇〇	三月
	旭硝子	一〇〇〇	〇〇〇	三月
	旭硝子	一〇〇〇	〇〇〇	三月
	旭硝子	一〇〇〇	〇〇〇	三月
	旭硝子	一〇〇〇	〇〇〇	三月
	旭硝子	一〇〇〇	〇〇〇	三月
	旭硝子	一〇〇〇	〇〇〇	三月
	旭硝子	一〇〇〇	〇〇〇	三月
	旭硝子	一〇〇〇	〇〇〇	三月
	旭硝子	一〇〇〇	〇〇〇	三月
【纖維工業】	鐘淵紡績	一〇〇〇	〇〇〇	三月
	鐘淵紡績	一〇〇〇	〇〇〇	三月
	鐘淵紡績	一〇〇〇	〇〇〇	三月
	鐘淵紡績	一〇〇〇	〇〇〇	三月
	鐘淵紡績	一〇〇〇	〇〇〇	三月
	鐘淵紡績	一〇〇〇	〇〇〇	三月
	鐘淵紡績	一〇〇〇	〇〇〇	三月
	鐘淵紡績	一〇〇〇	〇〇〇	三月
	鐘淵紡績	一〇〇〇	〇〇〇	三月
	鐘淵紡績	一〇〇〇	〇〇〇	三月
【その他】	旭硝子	一〇〇〇	〇〇〇	三月
	旭硝子	一〇〇〇	〇〇〇	三月
	旭硝子	一〇〇〇	〇〇〇	三月
	旭硝子	一〇〇〇	〇〇〇	三月
	旭硝子	一〇〇〇	〇〇〇	三月
	旭硝子	一〇〇〇	〇〇〇	三月
	旭硝子	一〇〇〇	〇〇〇	三月
	旭硝子	一〇〇〇	〇〇〇	三月
	旭硝子	一〇〇〇	〇〇〇	三月
	旭硝子	一〇〇〇	〇〇〇	三月

によつて自ら區々であるが、大別すると次の五つに分れる。即ち(一)は長期戦下に累加するコスト高と益々深刻化する原材料、勞力等の不足から来る業績の低下、(二)は十七年十月一日以降の決算から適用された「會社固定資産償却規則」による影響、(三)は成績の上に変化なきも、時局柄政策的な考慮に基いたもの、(四)は成績低下と政策的考慮の二つに基いたもの、(五)は當該會社の特殊事情によるものである。

いま實例によつてこれを説明しよう。例へば表の冒頭に掲げる三菱鑛業は、九月末締切の十七年下期決算に於て一割から九分に減配した。當期の收支内容を見ると、収入及び支出は上期と變らないが税金引當金が上期の三百四十萬圓から下期は一躍五百五十餘萬圓へと約二百十萬圓の急増を示し、この結果、下期の純益金は税金の殖へただけ減少し、ために一分減配を餘儀なくされてゐる。税金の増加は、他會社と同様十七年四月一日からの増税で、法人所得税、同資本税、臨時利得税が各増徴されたからで、今更事新しいことでないが、當社の事業たる金屬及び石炭部門とも資材勞力の不足とコスト高で、増益を擧げ得ない情況にあるため、減配に見舞はれたわけだ。また渡邊鐵工所は、徵用工の激増とその訓練、更に未働資産の負擔増等の原因から、二分減配を餘儀なくされた。これらは(一)の例に屬するが、この外にも纖維工業會社の大部分、例へば大和紡績、東洋レーヨン、中央紡績、旭ベン

ベルグ等は、原材料の削減に伴ふ生産減、操業率の低下によつて業績が低下し、減配を行つたものである。旭硝子の三分減配も、原鹽不足から曹達部門が殊の外悪かつたからで、やはり(一)の例に該當する。

(二)の「會社固定資産償却規則」の影響による例としては三分減配の大多喜天然瓦斯が挙げられる。(三)の政策的減配の例としては、九分から八分に減配した日本鍛工が挙げられる。日本鍛工は上期より下期が却て増益を來したに拘らず、軍需會社である關係から、自肅減配を行つて、社内保留を強化したものだ。また大阪機械の如きも、成績にさしたる變化がないのに、前途の膨脹に備へるためと一割配當は此の際高率に過ぎると云ふ考へから、政策的に二分減配を行つたやうだ。次に(四)の成績低下と政策的考慮の二つから減配した例として、鐘紡、帝人、日産汽船が挙げられる。鐘紡、帝人は優秀重點會社だが、苦境にあへぐ繊維工業會社として業績低下も亦必然の勢ひだ。然しこれらの大會社は、いま直ぐに二分乃至四分と云ふ比較的大巾の減配をどうしてもしなければならぬ程窮迫してはゐない。にも拘らずそれを斷行したのは、やはり前途に備へる政策的考慮が加へられた爲めだと思ふ。日産汽船の減配も同様だ。周知の如く海運統制は準國家管理の域にまで強化徹底され、會社の収入は備船料と運航手數料に限られてゐる。戦時下の危険は船舶運營會に肩代りされたが、業界の妙味は完

全に喪失された。備船料は業者の収入の大半を占むるものだが、それが近く、船價を基礎として七分配當を可能とする程度に釘付けされる。この情勢に對應するため、當社は敢へて一分減配を行つたのである。

最後に(五)の特殊事情による減配會社だが、これには日本ニツケル、日本特殊鋼管、宇部興産、興國人絹、パルプがある。日本ニツケル及び特殊鋼管は、一口に云へば過去に於ける企業計畫が蹉跌し、一舉無配に轉落したものである。而して宇部興産の減配は十七年の夏、瀬戸内海沿岸を襲つた風水害による打撃からで、興國人絹の減配は、同社の富山工場の免稅期間が經過して、下期よりその税金負擔が加はることになつたからだ。

以上に於て十七年下期減配會社の事情のあらまはしは判明したことと思ふが、茲に注意を喚起して置きたいのは、當期に於ける減配會社に、代表的重點會社と目されるものが、可成り含まれてゐる點だ。鑛業に於ける最重點會社三菱鑛業を筆頭に、鐵鋼業に於ける日本鋼管、曹達工業に於ける旭硝子、纖維工業に於ける鐘紡、帝人、更に機械工業に於ける中堅的重點會社たる渡邊鐵工、國産電機、日本鍛工等がそれだ。これらの會社は、今日と雖もさう簡單には減配せぬだらうと見られてゐたものである。長期戦下、纖維工業乃至平和産業部面の苦惱のなみ／＼ならぬことは想察に難くないが、右の事

實は、同様の苦惱が軍需工業乃至時局産業部面にも波及しつゝあることを雄辯に物語つてゐる。従つて原料、資材、勞力等の生産要素が、更に一層窮屈化するであらう十八年度以降に於ては、この傾向はもつと／＼全面化して來るものと見られる。

二、重要産業部門に現れた諸問題

(A) 舉國出炭體制を整へた石炭部門

第四四半期に於ける各産業部門では、長期戦を乗切つるために、重點主義の一層の強化徹底と共に、當該部門内に於ける事業の戦時再編策を一齊に強行しつゝあるが、これらの状況を、以下石炭、鐵鋼石油等の重要部門別に順を追つて窺つて見よう。先づ石炭だが、石炭事業の決戦體制は、十七年十月二日に閣議に於て決定された「十七年度下期石炭對策要綱」によつて、愈々強力な展開を示すことになつた。いま之に關し情報局及び商工省の各發表に基いて、その要點を掲げると次の通りである。

- 一、輸送力を考慮して増産の重點を九州炭、山口炭、常磐炭に置き、北海道炭に就いては原料炭及び瓦斯發生爐用炭の増産をはかる。
- 一、企業最高幹部の陣頭指揮促進。
- 一、下期石炭買入補償金の増額及び増産特別獎勵金の交付。

一、日本石炭の金融力強化。

- 一、鋼索、鋼板、鋼管、銅製品等の生産資材の絶対必要量の確保。
- 一、勞務者の充足殊に一定数の内地人勞務者の確保。
- 一、勤勞報國隊供出の合理化。
- 一、勞務管理の徹底。
- 一、下期必要配船量の確保。
- 一、石炭の海上輸送を極力貨車輸送に切换へ、これに必要な貨車輸送力の増強をはかる。
- 一、本對策の實効を期するため各省及び統制會、産報協同主催の下に十七年十月三日より十八年三月末迄舉國石炭確保運動を展開する。

右のほか尙ほ幾つかの項目が決定發表されたが、今回の石炭對策要綱のもつ最大且つ畫期的な意義は、從來と異つて商工省のみならず、企畫院はじめ、内務省、厚生省、農林省、遞信省、鐵道省、石炭統制會、産業報國會等が、石炭増産のため眞に協力して舉國體制をとつた點にある。

而して右十七年度下期石炭對策要綱中、炭礦會社の經營に最も直接的影響を與へると見られるのは下期石炭買入補償金の増額と特別増産獎勵金の交付である。前者については、當局の公式發表がないので茲に正確に云ふことは出来ないが、豫算の範圍内で大體適當り一圓見當の増額を見ることは明かだ。特別増産獎勵金の交付については其の後十一月十六日、商工省より發表され、その額は適當り二

圓と云ふことに決定した。かやうに買入補償金の増額と共に、特別増産奨励金の交付を見るに至つたので、下期以降の炭礦會社のコスト高はそれ丈救済され、増産に活力が與へられるものと思ふ。

處で、從來に於ける政府の補助金政策が炭礦會社に與へた影響は、今日までの處では遺憾ながら成績の上に好結果を齎らす迄には至らなかつた。十七年下期石炭對策要綱に基く補助金増額の決定は、この補強工作の意味をもつた政府の英斷と云つて差支へない。之によつて炭礦會社も、或る程度恵まれることは確かである。分けても、下期以降の増産の重點が置かれる九州、山口、常磐三地方の諸炭礦と北海道に於て原料炭及び瓦斯發生爐用炭を産出する炭礦は、特にこの恩惠を受けるところが大きい。

だが然し、石炭は單に補助金の増額のみによつて、増産を期し得るものではない。増産のためには先づ所要資材の確保が必要であり、適正勞働力の補給が必要である。幸ひ今回政府は、各省一致協力して石炭事業のために、(一)鋼索、鋼板、鋼管、銅製品等の生産資材の絶対必要量を確保すると共にこれが納期の促進を圖るため萬全の措置を講ずることとし、(二)増産に對處するため業者をして採炭用、運搬用、動力用、照明用、保安用、選炭用等、坑内外諸設備及び諸装置を急速に整備せしめると共に、(三)炭礦勞働者に對し、米、麥、味噌、醬油、鹽、酒等の食糧の増配に努め、作業衣、地下足袋石鹼等の作業用必需品の増配を行ふことに方針を決定したので、今後は炭礦會社は資材及び副資材の

入手に、從來の如き困難且つ深刻さを感じないで、増産に邁進することが可能となるであらう。

(B) 鐵鋼増産策を繞る新展開

石炭と共に鐵鋼の増産は、今日何よりも強く冀求されるものであるが、之に關しては十七年十一月二十八日の東亞經濟懇談會の席上に於て、神田商工省總務局長は大東亞共榮圈内の鐵鋼増産對策として、次の如き三つの具體的方針を言明した。

- 一、各地域の屑鐵を出来るだけ回收する。
- 二、共榮圈内適地に小型熔鑛爐を急速に設置する。而してこのためには、石炭、鐵鑛石賦存の狀況を考へ、朝鮮、滿洲、北支に候補地を選定し、場合によつては海南島、マレーにも建設する必要がある。
- 三、早急に役立つものではないが、戰爭の長期化を前提とし、戰時輸送を考慮に入れて、内地に既在する熔鑛爐のうち資材、勞力確保の困難なものは、寧ろ適地に移駐せしむる。

第一次生産力擴充計畫が、勞力並びに輸送の點を度外視して、多分に南方の鐵鑛資源と國內の石炭資源に依存してゐた點に鑑るとき、かゝる編成替は蓋し當然であり、その切替への應急措置として當局者の云ふ如き小型熔鑛爐急設の意義も亦極めて重要である。而して神田總務局長は、右の計畫達成のためには、生産費増嵩を考慮する必要はなく、生産費を無視して遂行するとまで言明してゐるから今後に於ける鐵鋼増産には相當期待すべき現象が現れて來るかも知れない。現に小型熔鑛爐設置問題

の如きも、朝鮮に於ては地元の豊富なる無煙炭消化策として早くも〇〇基の建設が開始されてをり、近く之が稼働するやうになれば、それだけ鐵増産に寄與するわけである。

一方、日本産業經濟紙は、十七年十一月廿日附朝刊に鐵鋼統制會の特殊鋼大增産方策なるものを掲げてゐる。それによると、各種兵器の重要素材たる特殊鋼の生産増強は、戦局の進展と共に益々強力に遂行されねばならぬ筋合にあり、それがためには従來採り來たつた増産方策、即ち、特殊鋼専門の製造業者に重點を置いた設備の擴充を以てしてゐたのでは、到底計畫通りの生産高を實現することが出來ない。従つてこゝに根本的な新規對策樹立の必要があり、次の如き理由から、製鐵業者の特殊鋼生産部面への進出を促す方針が採られようとしてゐる、といふのだ。

即ち(一)現在の特殊鋼製進業者は資金及び企業規模が製鐵業者より小規模なので、今後大規模な生産設備の擴張は困難であり、また現在の特殊鋼業者工場を擴張したとしても、豫期の生産量を得るかどうか疑問である。(二)現在優秀の特殊鋼業者は、大部分が原料を製鐵工場より入手してゐる關係上、懸案の特殊鋼原料問題を解決するためには、製鐵業者に特殊鋼製造までをなさしめ、所謂一貫作業體制を整備せしむるが、より多く生産の圓滑化を圖り、且つ容易に増産目的を達成する所以である。よつて鐵鋼統制會では、製鐵業者の設備技術を詳細に調査した上、優秀會社を指名して特殊鋼生産へ

進出せしめるといふのである。

この増産對策が直に實行に移されるものであるか否かは、俄かに斷定しかねるが、優秀製鐵業者を動員して、今後の特殊鋼増産を擔當せしめんとする方策が、統制會に於て立案されつゝあることは事實のやうである。今後に於けるこの問題の展開が注目される所以だ。

(C) 石油は愈々專賣制へ移行

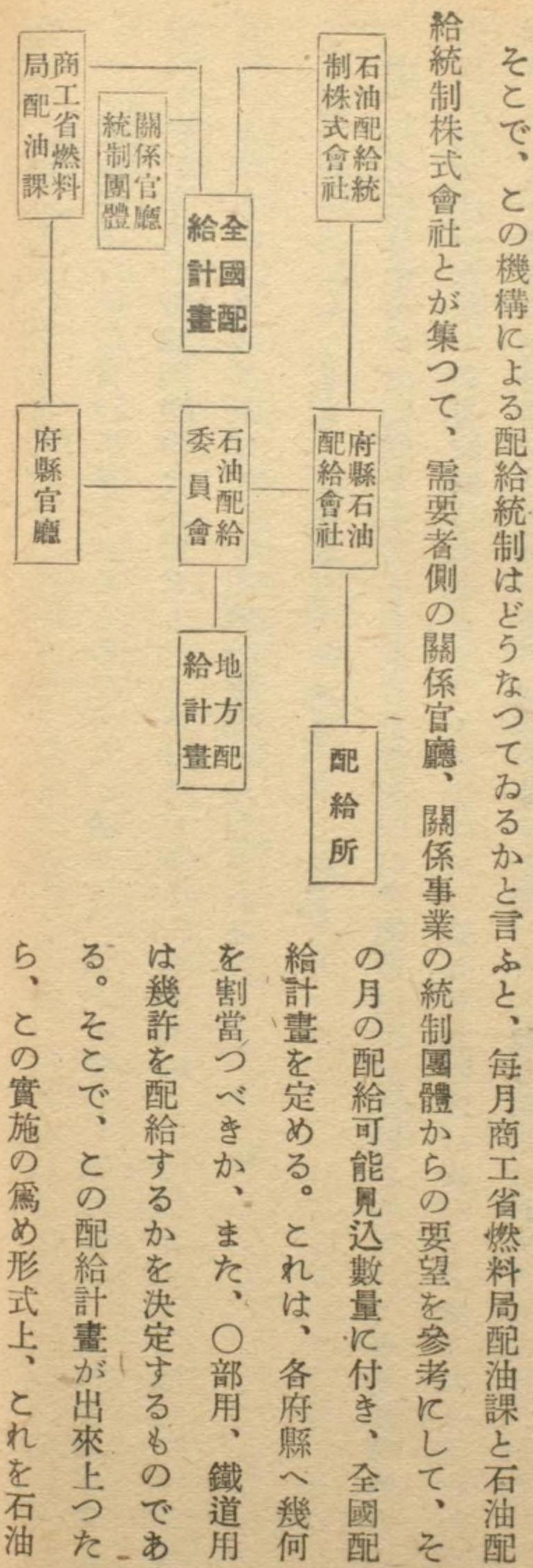
十七年十二月十四日、突如として「石油專賣法案」の今議會提出が發表された。大東亞戰爭發生以來、石油行政一元化の必要性は益々高まりつゝあつたが、茲に石油販賣行政の文字通りの一元化が斷行されることになつたわけだ。いま、その法案の骨子を掲げると次の通りである。

- 一、石油は政府の專賣とし、その石油の種類は命令を以て定める
- 二、石油製造業者はその製造した石油を政府に納入し、政府は之に賠償金を交付する
- 三、石油の輸移出入は政府または政府の命令を受けた者に限る
- 四、石油の販賣に關しても前項同様で、指定を受けた者及び石油の販賣に關しては、命令を以て定める
- 五、この專賣には、アルコールと共に商工省燃料局が當り、またこの法律は戦時中の臨時立法とする

そこで、問題は石油の販賣に何故專賣制が採られたかだ。これは結論を先に言へば、一つに懸つて配給重點主義の強化にあると云へる。即ち、在來の石油配給機構では、現下の石油事業、もつと大き

くは大東亞共榮圈經濟の情勢から見て、石油の重點的配給、適油適所主義の完遂が不便になつたからである。

現在石油(精製油)の一元的配給機關としては、石油配給統制株式會社(舊石油共販)があり、その傘下に各府縣石油配給會社、更にその下部機構として、地區別の石油配給所がある。而して、その取扱製品は揮發油から重油に至る百十一種目に亙り、主として民需中心で、勿論軍工廠製品は取扱はず、部分的には民間工場製品の特需向をも扱つてゐる。



そこで、この機構による配給統制はどうなつてゐるかと言ふと、毎月商工省燃料局配油課と石油配給統制株式會社とが集つて、需要者側の關係官廳、關係事業の統制團體からの要望を参考にして、その月の配給可能見込數量に付き、全國配給計畫を定める。これは、各府縣へ幾何を割當つべきか、また、○部用、鐵道用は幾許を配給するかを決定するものである。そこで、この配給計畫が出来上つたら、この實施の爲め形式上、これを石油

配給統制會社から燃料局へ申請、燃料局が認可といふ手續を採る。而して、特需用、鐵道用等は石油配給統制會社が直賣し、その他に就いては、配給統制會社から各府縣石油配給會社(石配)へ、同時に燃料局からも地方官廳へ、夫々の府縣の割當數量が通牒される。その結果、各府縣では石油配給委員會を開いて夫々の府縣割當分の再割當計畫(地方配給計畫)を決定して、之を府縣石配が地方官廳へ申請、後者が之を認可といふ形式的手續を採るわけだ。而して、その實施に當つては、石配管下の配給所へ割當が行はれ、配給所は地方計畫に基いて需要家へ配給する(前頁の圖表参照)。以上が、石油配給計畫のあらましだ。

處で、右機構の下で問題となるのは、石油の需給關係が逼迫して、その供給が需要に應じ切れない場合、即ち、重點配給の必要が起つた場合である。従來の配給機構に於てこの需要家重點主義を行ふものは、地方官廳乃至その下にある石油配給委員會である。即ち商工省は各府縣別割當の地域的重點主義を行ふのみである。すると、假に配給可能數量が一〇から八に減つたとすれば、全國で二だけの需要數量が何處かで削られねばならない。この場合、全國配給計畫では、どの縣を削つてどの縣を維持乃至は必要に應じて増配するかといふ事は、事實上決定が困難である。従つて、各縣共似たり寄つたりの二割削減を行ふ結果となる。で残された途は、地方計畫で重點主義を行ふことであるが、之にも

大した期待を寄せ難い。と言ふのは、重點配給されるのは府縣割當量の枠の中に於てに過ぎず、また或需要家に對する配給停止の必要が起つても地方官廳の手では如何とも處理し難い。處が、現下の石油配給の理念としては全國配給可能量が各需要家別に重點的に配給されねばならない。府縣割當量内の重點主義は、配給總量そのものが全國のそれに比して著しく少量であり、従つてその中で重點をつけて割振つても効果は薄い。この點に、この度の專賣制實施が計畫されるに至つた根因があると思ふ。かくて本法案が今議會を通過して實施されるに至れば、かゝる重點配給は可能となり、同時に從來の石油配給統制會社は元賣捌機關に、地方石配、配給所は仲介及び小賣機關に轉化する筈である。

(D) 総合的自給體制へ進む纖維工業

纖維工業は、この第四四半期に於てまた一つの新しい段階に轉入した。それは纖維關係四統制會と纖維製品統制協議會を以て組織する纖維産業協議會の設立であり、同協議會の發足によつて從來の部門別統制段階から、綜合統制の段階へ一步前進したことである。

周知の如く十六年七月の對日資産凍結以來、我が纖維工業は原材料の逼迫に伴うて一路企業規模の縮少を餘儀なくされて來た。即ち原料の大部分を輸入に依存せる綿紡、毛紡は勿論のこと、スフに於てもパルプ不足と藥品の逼迫から遊休設備を擁するに至り、夫々總生産設備の一割乃至二割を産業設

備營團の買上によつて屑鐵として供出せしめられた。綿紡、毛紡兩部門は既に操業工場は決定され、一應集中生産は行はれてゐるが、スフ部門では整備不完全の爲に集中生産に難色を生じ、遂に商工省によつて重點工場が指定されようとしてゐる。製絲部門は自給纖維ではあるが、その過半が輸出用であつた爲めに、是又内需轉換を計ると共に約半數に近い釜數が整理せらるゝに至つた。最も惠まれた製麻部門でさへも、その生産性を昂揚するために企業整備を行はねばならなかつた。

こゝに纖維工業は全く往年の相貌を一變しつゝあるが、一方大東亞戰發生以來、新しい意味に於ける恒久的な問題として、原料基地の確保、各種原料の増産と、國內原料の総合的活用が、今後の斯業再編成の根本的課題となりつゝある。それは我が纖維工業に、國內の纖維製品自給のみならず、大東亞建設のために共榮圏住民に對しても纖維製品の供給を行ふ重要使命が課せられてゐるからである。同様な意味に於て、不足纖維資源の急速なる増産は、緊急に解決すべき問題であらう。而してこれは當面、過剩纖維の轉換と代用纖維の確保に向つて、有機的且つ総合的な計畫が樹立さるべきであらう。かく見ると斯業に課せられた使命は、もはや紡績、人織、羊毛、製絲等々の各部門單獨で果し得るものでなく、全纖維を一丸とした綜合對策を樹立してかゝらなければならぬことが明らかとなつて來るのである。

舊臘十二月廿四日設立された纖維産業協議會は、この役割を果すべき機關であつて、同會の今後に對しては、單なる各統制會の横の聯絡機關たるに止まらず、綜合統制に必要な事項、特に各纖維の綜合的生産計畫の樹立、更に重點的集中的企業整備の斷行等に尠からざる期待が寄せられてゐる。同協議會の行ふ事業を示すと、凡そ次の如くである。

- 一、纖維産業の生産配給に關する綜合的計畫の設定
- 二、資材勞務動力等の需給に關する綜合計畫の協議策定
- 三、纖維産業の整備確立に關する綜合的方策に關する協議調整
- 四、本邦における纖維産業と大東亞共榮圈における纖維産業との協議調整
- 五、纖維工業技術の向上に關する一般方策および製品の検査の統一に關する協議調整
- 六、設備の登録に關する協議調整
- 七、纖維産業に關する調査および研究
- 八、その他二以上の會員に關聯する事項および纖維産業全般に關聯する事項の協議調整

これにより我が纖維工業の統制機構は一應確立されたと見られ、従つて各部門別統制會も今後は一體的活動を期し得ることになつたわけである。

三、企業借上げ論とその展開性

東洋經濟新報十七年十二月五日號所載の同社々長石橋湛山氏論文によつて提唱された「企業借上げ論」は、其の後一般の反響を喚び、ためにそれは第四四半期の産業界に投ぜられた一つの興味ある問題となつて、今も尙ほ諸處で論議されてゐる。そこでこの提唱の主旨を再び茲に要約して掲げると、あらまし次の通りである。

一、今日に於ける生産増加の方策としては、大體二つの方法が考へられる。第一は數量的に生産要素を増加し、生産の増進を計る方法だ。例へば勞働者の數を殖し、設備の新設擴張を行ふ。然しこの生産要素の量的増加は、既に知る如く殆ど極限に達してゐると考へられる。だとすれば、これ以外に考へられるのは、各生産要素の能率を高めることだ。これが生産増加の第二の方法である。處がこの第二の方法は、生産増加の手段として最も理想的だが、その實現は技術の一大進歩でもない限り、伸容易でない。然らば生産要素一單位當りの生産を増す方法は、特別の技術的發明がなければ全く實行出來ぬかと云へば、さうでない。經濟學者の中には生産要素として、土地、資本、勞働の三つの外に、組織を數へる人がある。組織を生産要素の中に加へるのが適當かどうかは問題だが、併し之の良否に依つて、同じ量の土地、資本、勞働を用ゐても、その効率に非常の相違を來すことは明かだ。近代の産業の進歩は、一面に於て技術の大發明があつたのと、これを運營する組織の改革が行はれ、

兩々相俟つて生産要素一單位當りの生産効率を向上した所から起つたのである。

一、では今日の我國に於てはこの組織の改良に依つて生産一要素當りの生産を増す工夫はないかと云へば、大いにある。最近頻りに論ぜられてゐるボトル・ネックの除去と云ふことも、實はこの組織の問題だ。つまり生産要素の配分がうまく行はれてゐない所にボトル・ネックが生ずるのだ。

一、處で今日の我が經濟機構をいろ／＼の角度から考へて見るに、戰時經濟の影響を受けて資本主義經濟機構は既に餘程強く變形してをり、従つて資本主義の長所は實際に働いてをらない。今後も之れが益々働かなくなるとすれば、この際形式の上でも亦これに相應する改革を加へる必要がある。然らばそれは何うしたらよいか。先づ考へられるのは、事業の官營或は公營である。官營公營の事業は所謂お役所仕事になつて能率が悪い。これは確に缺點だ。併しこの缺點は、今日の如く極度に生産を單純化する必要がある場合に於ては、必ずしもさして不都合を來さない。戰時經濟は一面から云ふと個人のイニシアチヴを働かず餘地の乏しい經濟だ。だからこそ資本主義は、その價値を失ふわけだから此の際は官營公營必ずしも不可とは云へない。

一、併し實際問題として總ての事業を直ちに官營なり公營にすることは不可能である。そこで一つの方法として株式會社其の他の民營企業は、形態としてはその儘にして置いて、戰時中國家が其の事

業を一定の料金を拂つて借り上げる。そして國家の計算でこれを經營する。但しその經營の實務は、現在の企業の經營者を官吏として之に高度の權限と責任を持たせて當らせる。すれば何時か戰爭が濟み、其の必要がなくなれば、元の民營に戻すことも可能である。

一、以上の如くして今日採算問題其の他に悩みつゝある重要産業を先づ國家の計算で經營するとすれば、その悩みの種は一舉に解決する。行く／＼は生産に關する限り、國家の計算に依つて營まれることになれば、物價問題も起らぬ。又國民生活用品は、無くてならぬものだけを矢張國家の計算で生産し、國民に配給することにすれば、茲にも物價問題に悩む必要はない。政府は必要なだけ生産し、これを其のコスト如何に拘らず適當と考へる價格で配分すればよい。之が大體提唱の主旨だ。

尙ほ、この「企業借上げ論」の今一つの長所とも云ふべき點は、戰時産業政策推進上何よりも冀求される重點主義の急速實現に最も適つた方式であることだ。周知の通り「經濟新體制確立要綱」は、「企業は民營とし、國營及び國策會社による經營は特別の必要ある場合に限る」といふ原則を掲げてゐるが、その原則の下に於ける統制方式としては、統制會制度が最も優れてをり、それ以外に方法はなると稱しても過言ではあるまい。然しながら、現實の統制會に重點主義徹底の力が未だ備つてをらずまたその力を備へるまでに今後なほ相當の年月を要するといふならば、それまで荏苒として日を送る

わけには行かなであらう。少くも、鐵鋼、石炭等の最緊要産業に關する限り、より強力な方式によつて、重點主義徹底を急速に實現しなければならぬ。その方式として、今日最も適應性を持つ手段は國家による企業の借上げである。

今の統制會に見る如く、民間業者から選ばれた統制會長に、重點主義徹底の實力が足りないとするれば、國家の力を以てこれを遂行するの他ないからだ。業者の利害、而も頗る深刻な利害の關係から重點主義の實行が困難であり、且つ統制會にはこれを押し通すだけの力がないとしても、國家には、これを行ひ得るだけの力がある。であるから、國家は、最緊要産業の全企業を借上げ、そのうち最も優秀な企業(或は工場、鑛山)の幾つかを生かして、他の劣悪なるものを一時閉鎖する位の心構へがあつて然るべきではあるまいか。

勿論、その場合休止さるべき企業に對しては、國家は十分補償すべきことは言ふまでもなからう。がとにかく、東條首相も言ふ如く、『平時の生優しい考へでは、乗るかそるかこの大戦争を勝ち抜くことは出来ない』。國家による企業借上げ、而して國家による重點主義の徹底遂行といふ激しい手段も亦、戦時に於ては已むを得ないと考へられる。此の意味から企業借上げ論は、昭和十八年に於ける一つの重要課題となるのではないかと見られる。吾々はこの問題の展開に注目するものである。

第四節 食糧戦時體制の前進

太平洋全海域が決戦場となつた今日、南方米依存の考へ方を一應捨て、國內の食糧自給に萬全を期することが益々必要となつて來た。第五十輯に我國農業政策の根本方針を紹介したが、これも日滿を通ずる食糧需給を第一として、南方に生ずべき餘剩米は之を補填食糧とする事を決定してゐる。この日滿自給體制の確立と云ふ事は、現下の狀勢としては萬難を排して短時日のうちに實現せねばならぬ事柄である。

然るに、滿洲に於ける米作農業は、内地より移住せる農民を中心として着々その生産を増加してゐるとは云へ、内地への補給が可能となる迄には尙ほ相當の時日を要する。そこで我國食糧問題當面の對策としては、是が非でも内地の食糧増産に邁進せねばならない。

一、本年度米麥作柄

我國に於て食糧増産運動が急激に展開されたのは昭和十六年の暮からである。正確に云へば昭和十

七年度の麥作からであつた。これは勿論昭和十五、十六と二ヶ年に互つて主要食糧が極めて不良な作柄を示したからであるが、大東亞戦争の勃發したことも極めて重大な因子となつてゐる。事實この大戦争勃發に依つて全農民が増産の熱意に振ひ立つたことは非常なものであつた。當時の年報にも紹介した如く政府は春の増産のために、休閑地裏作を利用して十三萬六千町歩、作付轉換に依り二十四萬町歩合計三十七萬六千町歩の耕地擴張を企圖した。

然るに實際の擴張面積は地方に依つてはこの計畫を突破すると云ふ有様で、勞働力不足に惱み乍らも農家の示した熱意には誠に見るべきものがあつた。

(A) 十七年度麥類實收高

では麥類は如何なる實收高を示したか。

植付後の狀況については其後の年報にも報じてをいたが肥料も大體必要量だけは當局の努力に依つて行き渡り、又天候も極めて順調に終始した。農民は無論非常な努力を拂つた。而かも發表された實收高は残念にも吾々の期待を大分外れてしまつたのである。

その内容を次頁の表に依つて少しく説明しよう。

實收高は大麥六百七十四萬五千石、稗麥六百六十二萬四千石、小麥一千十一萬五千石でこれを前五

(一) 昭和十七年度麥作狀況

實收高(千石)	六、七四五	六、六三四	一〇、一二五
同前五ヶ年平均(千石)	六、九九七	六、一五五	一〇、九六八
作付面積(千町)	三九六	五〇九	八六三
同前五ヶ年平均(千町)	三四八	四三六	七七三
反當收量(石)	一、七〇五	一、三〇二	一、二七三
同前五ヶ年平均(石)	二、〇一一	一、四四八	一、四二〇
(備考) 農林省統計より算定			

ヶ年平均實收高に比較すると大麥は二十五萬石を、小麥は八十五萬石を夫々減じてをり、唯稗麥が四十六萬石を増加したにすぎぬ。而かも作付面積に於ては大小稗の麥類が孰れも増加を示してをり、前五ヶ年平均面積に比して夫々四萬八千町歩、九萬町歩、八萬三千町歩の激増であつた。合計では二十二萬一千町歩、率にして一四%三の増加である。従つて、反當收量は當然大きな減少を現し、全五ヶ年平均に比し大麥は一・七〇五石で一五%二、稗麥は一・三〇二石で一〇%一を夫々減じ、小麥の

如きは一・一七二石で一七%五の減少となつた。

これは誠に意外の結果と云はざるを得ず、何故かうした數字が現れたのか筆者には判らない。勿論この程度の成績で満足は出來ず、昭和十八年度の増産に對しては後述する如く政府は大巾の價格引上げを行つた次第だが、これは極めて時宜に適した措置として識者間の好評を博してゐる。

(B) 米の第一回豫想收穫高

次は米である。云ふ迄もなくこれは我國の主食物で、その年々の作柄は常に非常な關心を以て注目

されて來てゐる。特に昭和十六年度に於ては五千五百八萬石と云ふ稀に見る不作をとつたので、十七年の作柄に對しては全國民が齊しく之に注目し、前輯にも紹介した様に各新聞社も屢々その中間報告を行つてゐる位だ。併し天候は吾々に幸ひし、農民の眞摯な努力と相俟つてこゝに豊作が確定した。

(二) 昭和十七年米第二回豫想收穫高

地方	作付面積(町)	豫想收穫高(千石)	前年實收高比(千石)	
			前年實收	平均實收
北海道	一七三、六六三	二、七八一	一、四〇一	六六
東北區	五五〇、五二六	一、二、二八九	一、三三九	一、三三九
關東區	四九八、五三五	九、七三三	二、五七五	九三九
北陸區	三五九、四三八	八、三八七	一、五七二	一七二
東山區	一五四、二二六	三、五六八	四四三	一七三
近畿區	三二二、四三〇	五、〇六七	一、〇八七	三四六
中國區	三九一、六三三	七、〇二五	八三六	三九三
四國區	三六、三六七	六、一三四	二九七	六一
九州區	一四四、六〇一	三、二二一	五二四	三三八
沖繩	四六三、四三六	九、一五三	一九三	二三四
總計	三、一八一、六七四	六七、三六一	一三、二七三	三、九三八

(備考) 林省發表、十月三十一日現在

本輯が讀者の手に渡る頃には恐らく實收高も發表になることと思ふが、現在の所では第二回豫想收穫高しか判らない。之は上に掲げてをいた。即ち總計に於ては作付面積三百十八萬二千町歩、收穫高六千七百三十六萬石だ。前年に比較すると實に千二百二十七萬石の增收であり、前五ヶ年平均實收高との比較では三百九十四萬石約五分の増加で、豊年作と云へる。努力、資材の逼迫に悩む農家の努力に對しては、假令へ天候に恵まれたとは云へ、充分感謝せねばなるまい。

地方別に見ると最も好成績を挙げたのは東北地方

で前五ヶ年平均實收高に比し實に百三十八萬石の增收を示し、之に續いては關東の九十四萬石、北陸の四十萬石、近畿の三十九萬石等である。平年作以下は九州が十二萬石、沖繩が一萬七千石を夫々減少した程度で、總じて見ると東北がよく南西部は悪かつた。之は二回に亙つて中國九州方面を襲つた風水害のためで、山口縣等は相當の被害を蒙つた様である。勿論それも全般的に影響を與へる程のものではなかつた。

この豫想收穫高の調査は十月三十一日現在であるが、十月以降の收穫時の天候は全く理想的であつたから實收高は恐らくこの豫想高の數字を更に凌駕するものと期待したい。

併し乍ら、吾々はこの豊作を以て決して安心は出來ない。何故ならば上掲第三表に見る如く朝鮮、臺灣の作柄が可成り悪いからである。こゝには過去十ヶ年間の收穫高を載せてをいたが、臺灣では九百萬石を越えぬと平年作とは云へない。而るに本年は八百三十八萬八千石となつてゐる。更に朝鮮を見ると本年の豫想高は千五百六十萬石で昨年に比し九百二十

(三) 最近年本邦米穀收況(千石)

年次	生産高			生産額
	内地	朝鮮	臺灣	
昭和8年	70,829	18,192	8,361	97,382
9年	51,840	16,717	9,088	77,645
10年	57,456	17,884	9,122	84,462
11年	67,339	19,410	9,558	96,307
12年	66,319	26,796	9,233	102,348
13年	65,869	24,138	9,816	99,823
14年	68,964	14,355	9,151	92,470
15年	60,874	21,527	7,901	90,302
16年	55,088	24,885	8,393	88,366
17年	67,360	15,600	8,388	91,348

八萬五千石、實に三七%三の減收である。過去十ヶ年の成績を見ると異常な旱魃に悩み四十萬町歩の植付不能面積を出した昭和十四年が之より少かつただけである。昨年はいくから約一千萬石を内地に入れたが、今年は殆んどそれが駄目になりさうだ。

内地の豊作も右の様な事情に相殺されて、十七年の總産額は九千百三十五萬石に止つた。之は十五十六兩年よりは多少いゝが、十四年に比較すると百十二萬石を減じてゐる。而かもこの昭和十四年は外米の輸入が急に増加した年である。この事を考へると、十八年度の米穀需給は現に政府當局も頻りに警告してゐる様に、決して樂觀を許さずと結論せざるを得ない。

二、最近の増産對策

(A) 麥類價格の引上げ

以上の如き食糧事情下にあつては、今後増産運動が一段と熾烈を極めることは疑ふ餘地がない。當局も來るべき十八年度の主要食糧増産には色々計畫を考へてゐるやうである。

そこで、差當つての問題は十八年度麥類の増産だ。昨年は耕地の大擴張を行ひ天候も順調であつたにも拘らず不作であつた。この原因については専門家は孰れも首をひねつてその理由を考へてゐるが

その買入れ價格が可成り他の農産物に比して格安であつた事も確かに一因であらう。こゝに於てか今回政府の打つた増産對策は、相當思ひ切つた價格の引上げであつた。

即ち、政府は十七年度麥類實收高の發表の直前、十月二十九日に次年度麥類買入價格を發表したがそれに依ると石當りで小麥三十四圓七十一錢、稈麥三十三圓三十八錢、大麥二十二圓十二錢となつて

(四) 主要食糧農産物々價指數比較

農林生産物	修正前	修正後
粳	一六〇・〇	一七五・五
糯米	一四一・〇	一五七・〇
糯米	一四七・〇	一六三・〇
大麥	一四一・〇	一七三・〇
稈麥	一六一・〇	一九六・〇
小麥	一四三・〇	一七三・〇
米麥平均	一四一・八	一六〇・九
其他	一九四・一	一九四・一
農業用品	一八九・七	一八九・七
家計用品	二八・六	二八・六

(備考) 帝國農會調査、昭和十七年九月十五日現在、計算は加重算術平均を用ふ。

をり、之を現在の價格に較べると前二者は六圓、大麥は四圓の値上げになつてゐる。

上掲第四表は帝國農會の農村物價指數より算出したもので、完全とは云へないが大體主要食糧の價格の地位を察知し得る。即ち現在の所では十二年平均基準の指數で農林生産物平均指數は一六八・〇、之に對し農業用品一八九・七、家計用品二一八・六で、明らかに缺狀價格差が現れて、農業經營を壓迫してゐる。特に主要食糧たる米麥類を見ると粳米、大麥が一四一で最低を示し、次ぎが小麥の一四二である。比較的高いのは稈麥の一六一だがこれとても農林生産物平均指數以下である。尤も粳

米は石當り五圓の奨励金があるのでこれを含ませると一五七となり、缺状差の悪條件はやゝ緩和されるが、とに角米麥以外の農産物、例へば野菜、果物、繭等の平均指數一九四・一に比較すると米麥類は一體にかなり低位置にある事が明かだ。從來主要食糧増産のために配給された肥料其他の資材が、ともすれば他の農産物に廻され勝ちであつたのも故なしとしない。

そこで今回の麥の値上げだが、假りに之を現在の指數に加味して考へると、稈麥の一九六を最高に小麥、大麥が夫々一七二となる。即ち、餘程條件はよくなり、その効果が期待されるのである。

(B) 農業團體の統合

次ぎは米穀であるが、これは値上げをせぬことが決定された。農業生産統制令、食糧管理法等の強力な増産政策が樹立されてゐるから、米に就いては之等を果効的に運用して増産の實を擧げる筈だ。之等の法令に關しては四十七、八兩輯に紹介済みであるからこゝに再述は避けるが、無論その對象は米だけでなく主要食糧全般に互つてゐる。そして、その運用は益々強化される傾向にある。

只、かゝる法令に基く増産政策を徹底させる場合に、農業諸團體の濫立が往々にして障碍となる憾みがあり、その整理統合は以前より論議されて來た。併し、この問題は非常に重大であり、又關係する部面が極めて廣汎なために容易に決定されなかつたのである。

漸く十六年末に至つて統合案が決定し、第七十九議會に提出の運びとなつたが、大東亞戰勃發のため一年間延期された。そして、十七年十一月二十四日の閣議で改めてその統合案要綱が決定、發表されたわけである。

さて、今回の要綱の内容であるが、之は大體に於いて前年提案を見合はせた農林計畫委員會の統合案要綱と同様である。即ち、中央機關は指導、經濟、金融の三本建とし指導中央機關として中央農業會、經濟中央機關として全國農業經濟會、金融中央機關として農林漁業中央金庫（假稱）を設立し、道府縣、市町村には夫々單一の機關を設立する。但し金融中央機關は現行産組中金法を改正するもので、之は前記の如く農林漁業中央金庫として漁業團體を含ましめる意向もあり又、組合金融統制會や大藏省との關係もあるので別個に考慮される模様である。

次ぎに本要綱の内容であるが、いま條文の主要なる部分を要約すると次の如くだ。

農業團體統合法律案案綱

第一、本法に依り設立する農業團體は中央農業會、全國農業經濟會、道府縣農業會及び市町村農業會とすること

第二、目的及び事業——農業團體は農業に關する國策の協力機關とし、中央農業會は農業の整備發

達を圖るため必要なる指導事業を、全國農業經濟會は經濟事業を行ひ、道府縣農業會及び市町村農業會は指導事業及び經濟事業を併せ行ふものとする事

第三、組織——一、團體は農會、産業組合、畜産組合、養蠶組合、茶業組合の各系統團體を統合整備して組織すること、但し特殊團體は之を除く、二、中央農業會は全國農業經濟會及び道府縣農業會を以て、全國農業經濟會は道府縣農業會及び市町村農業會を以て、道府縣農業會はその地區内の市町村農業會を以て、市町村農業會は農業者等を以て組織すること、三、團體は原則として當然加入とする

第四、經理——中央農業會は經費團體、全國農業經濟會は出資團體とし道府縣農業會及び市町村農業會は經費及び出資の兩制度を併せ採りうるものとする事

第五、機關——一、團體の役員は原則として當該團體の推薦したる者に付き、行政官廳之を任命し又は認可するの制度を採ること、二、團體の總會又は之に代るべき總代會を置くこと、三、中央農業會の總會は諮問機關とし、その他の農業團體の總會又は總代會は議決機關とすること

第六、監督——行政官廳は農業の特質及び團體の使命に鑑み事業等の施行命令、役員の解任、業務停止解散等の命令、會員以外の者に對する農業統制施設の服従命令其他必要なる指導監督を行ひ以て其適正なる運営を爲さしむるに遺憾なきを期すること(以下略)

この要綱は單に團體統合の方針の概容を示したにすぎず、法律案の發表がある迄は、はつきりした事は分らない。併し本要綱だけを見ても、多年その弊害を云々されてゐた地方に於ける農會と産業組合との對立が一應解消してをり、また農業者が全部加入することゝなつてゐるから、統合後は諸政策が全農民を擧る一貫性を以て行はれることが期待される。

今回の統合案で統合が豫定されてゐるのは農會、産業組合、養蠶組合、畜産組合、茶業組合の五種であるが、之等はいづれも農業に於て重大な役割を受け持つてゐた。

その各團體に於て實際に農民と接觸し、行動してゐる末端細胞を見ると農會、産業組合は市町村團體を末端機關としその數は前者が一萬八百七十五、後者は一萬四千七百二十四に及んでゐる。又、養蠶組合の末端組織は部落單位であるため、その數は前二者よりも多く四萬七千二百七十六を數へるが加入者數では之に及ばない。畜産組合、茶業組合は特殊な事業對象を有するため少く、夫々六百九十一、百三十八にすぎぬ。この數字から見ても産業組合と農會の農村に於ける地位は重大であり、全國農家の大部分がこの兩者に加入してゐるのである。この兩團體はその機能に於てやゝ異り、農會は主に農業經營に於ける技術的指導を行ひ、産業組合は購買、販賣、金融、利用等の經濟事業を行つて來たが、その對象は同一物であるからこの區別も實際にはさして明かではなかつた。

農家から見ればこれ等各々の加盟團體の費用を負擔すると共に、各機關から別々に發せられる注文や指導に應じて來たわけで、特に事變以來は各種の農業關係法規が多く設定せられ、且つ食糧増産運動が強力に展開されると共に、それに準じて各團體は夫々自己の系統機關を通じて指令、注文が非常に頻繁となつた。その結果農家は接受に多忙となつたが、時には各機關から通達される注文なり指令なりが兩立し難く、その選擇に困惑した事もあつたと思ふ。又これ等各團體の首腦者は往々にして他の團體首腦者を兼任する機会が多いが、その時には各系統機關から來る指令、注文の處理傳達に徒らに追はれる許りで殆んど實質的な指導がなされないと云ふ弊害も生じて來る。

團體統合は直接的には別に食糧増産には無關係の様に見えるが、右の如き弊害を除去するだけでもその効果は絶大だ。

併し、本要綱を見て猶ほ考慮を要すべき點が二、三ある。その第一は中央機關三本建の方法だ。勿論三本建と云つても單なる併立ではなく、要綱第二及び第三の第二項に示す如く中央農業會が全面的に指導を行ひ、全國農業經濟會及び金融中央機關はその指揮を受ける様になるらしい。この金融中央機關は前述の如き事情から一應別とするも、經濟團體と指導團體とを分けたのは如何なる意味を有つものであらうか。

本要綱に依れば道府縣農業會は同時に中央農業會と全國農業經濟會との構成員だ。つまり從來農會で行つてゐる様な指導事業は直接中央農業會から道府縣農業會へ達し、從來産業組合で行つてゐた購販事業の如きは全國農業經濟會を通すと云ふのであらう。而して、購販事業の如き經濟事業を全國的に總轄することは非常に繁雜で、従つて當事者の熟練と長い經驗に依つて作られた機構が必要であるから、今の購販聯の如きを公式的に中央農業會に含ませるのは却つて有害だと思つたのだらう。

併し現在團體統合に求められてゐるのは一貫した指導力の強化と云ふことだ。右の様な中央三本建が指導系統を無意味に混亂させたり、指導力を幾分でも弱めたりする様なことがなければ幸だ。同様な事が金融についても云はれる。地方では金融も經濟も一體となつてゐるのに之が二つの對立した機關に分れることは己むを得ない事情によるとは云へ注意すべきだ。

次ぎは經理の問題だ。本要綱の如く決定されたのは現在指導事業を行つてゐる産業組合が會費制度を採り、農會が出資制度を採つてゐるためであるが、又一つには經濟事業は出資制度を採つた方が熱心に行はれるからと云ふ見解もあつた様だ。併し、購販執れの事業も既に強力な統制に依り價格が一定し、以前の様に安く買つた農産資材を、値上りを待つて農家に賣ると云つた様な經濟團體經營の妙味と云ふものは全くなくなつて、單に農産物及び必要農産資材の配給機關にすぎなくなつた今日とし

ては、出資制度に依然として固執する理由は無くなつてゐる。

又、強制加入制度の採用に依り新しく加入する農業者に、出資制度を適用することは可成りな負擔であらう。特に新しく加入せんとするものには農業を副業とするものや零細農が多いのだ。經濟團體としても豊富な餘裕資金を有する今日、出資金に依存する度合は減じてゐる。之を撤廢すれば團體としても配當の負擔はなくなり、それだけ事務の繁雜も輕減される。一考を要する點だ。

最後は部落實行團體の問題だが、今回發表の要綱は之には全然觸れず、「市町村農業會は農業者等を以て組織す」とのみ規定した。併し實際に増産運動を行ふ場合に部落實行團體を無視する事は殆んど不可能だ。部落團體の重要性は萬人齊しく之を認める所で、恐らく今後何等かの方法で採上げられることと思ふ。併し、法律上の規定は設けないと云ふ事にでもなれば、或はそれに伴つて之が或る程度弱體化される心配もある。本要綱に之が無視された理由は發表が未だないので分らないが、若しも内務省管轄の部落會との關係から保留されたものとすれば、之は矢張り市町村長と農業團體長との關係に關する農林、内務兩省間の問題と同様な性質のものであらう。

市町村農業會長の任免權は要綱に示される如く行政官廳之を行ひ、市町村長の團體長兼任はそれぞれの場合に應じて別個通牒の形に依る事となつたが、たゞ道府縣農業會長の任命問題については尙ほ

兩省間の折衝の餘地を残してゐる。部落團體の措置と共に、現下の要望に則した解決が期待される。

恐らく本輯の出る頃にはこの問題も何等かの決定を見てゐるであらうが、統合に依る農業團體の整備強化は農林省や農業團體のために必要なのではない。それは戦時下の食糧増産のため、ひいては國本農村確立のために必要なのだ。若しもこの統合問題に、官僚的セクショナリズムに妥協した舊體制の残滓が幾分でも残るならば農業團體の統合もその價値を半減することを銘記すべきであらう。

三、配給組織の整備

以上、最近の主要食糧の作柄及びその増産問題を二、三紹介したが、之に伴つて配給組織にも非常な變革が生じつゝある。食糧増産の狙ひの一つが、戦時の國內に食糧不安に依る混亂を生ぜしめない事であるのは勿論だが、それは單に増産だけで達し得られるものではない。その配給面に於ける機構を整備強化することも又極めて重大である。この點に就ては昭和十七年の後半、特に九月以降に於いて特に顯著な革新が見られた。即ち食糧營團の成立、青果物配給機構の改革等だ。

(A) 食糧營團遂に成立す

食糧管理法が施行されてより約半年を経て、去る十七年九月一日に中央食糧營團が成立し、次いで

十月からは東京地方食糧營團はじめ各道府縣の地方食糧營團が順次成立し、現在その数は二十五に達したが、十七年中には四十七道府縣食糧營團が全部出揃ふ筈だ。そして十八年からは愈々本格的な活動期に入るわけだ。

この食糧營團の内容に關しては第五十輯にも紹介したから再述は避けるが、かゝる組織は世界に類例のないもので、我々は主要食糧に關する限り何等の懸念も抱く必要がなくなつた。只、一般消費者の消費規正に就いては最近の食糧事情が前述の如く餘り樂觀を許さぬからこの營團組織を通じて今後相等強化されるであらう。現在ではその一方策として玄米食の採用が盛んに提唱されてゐる。

(B) 生鮮食料品の配給問題

米麥を中心とする主要食糧の配給は一應解決されたが、副食物たる生鮮食料品の配給問題に就ては目下盛んに議論されてゐる。又、幾つかの改革も企てられた。併しそれ等は孰れも部分的なもので、根本的な改善は今後に残されてゐる。生鮮食料品は主要食糧と異りその品物も種々雑多で、而かも多くは短時日で變質する。又、その生産量は天候や病蟲害に左右される事が激しく、ために統制を行ふ事は一部の識者からは、殆んど不可能ではないかとさへ云はれてゐた。併し當局は昭和十六年頃より斷乎としてその改革に乗り出し、從來生鮮食料の配給に非常に重要な役割を演じて來た仲買制度を撤

廢し、或は公定價格を設けたり、生産、出荷の統制に迄手をのばして來た。併しその結果生じたのは圓滑な配給ではなくて、配給の混亂であり、横流れ、行列買の頻出であつた。

けれ共、こゝまで來た以上、之を元へかへすことは到底出來ぬ相談であるから何處迄も現在の缺陷を除去して完全な配給制度を確立するまで進まねばならない。大體、生鮮食料配給が問題となるのは六大都市、關門、北九州の如き大消費地だが、先づ順序としてその現在に於ける生産、出荷、配給の組織の概容を述べよう。

第一は青果物だ。之は生産地に郡單位の指定出荷團體を設け、系統農會が政府の監督の下に之を指導して何を何處へいくら送れと云ふ様に指示をする。之が消費地の荷受組合に入り、市場、小賣商を経て消費者に渡るのである。だが、小賣商が自由販賣を行つてゐる處では、そこから小口業務用へ不當に多く流れたり、情實取引が多く見られ、特に入荷量の少い時にこの傾向が一段と酷くなるので消費者は常に困窮した。この對策としては登録配給が採用され、東京も去る十一月中旬から登録制となり、業務用は全く別の方面から流れることにしたので一應は消費者の混亂は解消した。併し勿論後述する如く尙ほ改善を要すべき點が多々ある。

次ぎは水産物であるが、現在この中で統制されてゐるものは鮮魚介類で鹽乾魚はまだ統制されてゐ

ない。生産——配給の経路は、先づ生産地に出荷統制組合が存在し、之が農林省指導の下に消費地へ出荷する。これが市場、小賣商を経て消費者に渡るが、この場合は多く登録制が採用されてゐる。併しこれも尙ほ幾つかの缺點を有してゐる。次ぎに之をのべよう。

先づ第一は現在は生鮮食料品が無計畫に生産されてゐる事だ。尤も鮮魚の計畫生産等は殆ど不可能ではあるが、野菜類では努力次第で相當の所まで行ける筈だ。現在でも部分的には計畫生産、計畫出荷を可成り圓滑に行つてゐる所もある。併し全般的には殆ど無計畫で、そのため季節による出荷量の變動が極めて大きく、例を東京に見ても、昭和十六年十二月には三千百萬貫の入荷を見たものが翌年三月には僅々六百五十萬貫しかなかつた。かゝる現象に對しては、出盛り期に貯藏する事が一つの方法であるが一般消費者に貯藏出来る種類は限られたものであり、矢張り根本的解決は計畫生産に俟たねばならぬ。之は實際には相當に困難な問題であり、又農村が主要食糧増産を第一義としてゐる點から見ても却々實現されまいが、考へ様に依つては主食物と副食物との比率そのものゝ改革も必要となつて来る。とにかく副食物の計畫的増産と云ふ事は決して看過出来ない問題であらう。

第二は輸送の困難と云ふ事だが、戦争必需資材が輸送の中心となつてゐる今日、海陸共に食料品輸送が困難を極めることは仕方がないこの點は残念乍ら現在の所よい打開策はない様だ。

第三は公定價格の改正である。公價の不完全と云ふ事は野菜、水産物の兩方に齊しく現れてゐる。先づ野菜では、運送費、市場の手數料等が大都市と小都市と異なるため生産物が兎角大都市を避けて行き勝ちだ。又、時季に依り加減した價格差が餘りに斷層的なために、例へば西瓜が未熟で喰べられぬ頃に盛んに出廻り、出盛り期になつて全然姿を消すと云つた様な現象が常に消費者を悩まして來た。又魚類に就て云へば、之は安價な大衆的な魚を安く抑へたためその生産が激減し、高價な魚が多く出廻ると云つた様な現象を呈してゐる。そこで公價改訂が大分以前から叫ばれてゐたが、去る十二月十六日、青果物にこれが實現した。之を見ると季節的の加激が極めて細かくなつてゐる。例へばたまねぎ如きも一年を七季に分けて公價を定めてある。かゝる試みが相當の効果を生ずることを期待したい。最後は闇、横流れの問題だ。物資が不足するにつれて闇が横行するのは獨り生鮮食料に限らぬがこれが日々の必需食料であるだけに消費者に與へる影響は深刻である。尤も野菜に就ては東京等は登録制の採用に依り、配給量、價格及び消費者の數が明かに判明するので監督が容易となり闇は一應なくなる筈だが、魚類は未だそこまで統制が強くないので大分問題がある様だ。現在東京では鮮魚に鹽乾魚等を加へて一日約六百噸必要だと云ふが假りに三百噸しかは入らぬとしても隔日に消費者に渡らねばならぬ。然るに實際は、三百噸しか入荷しなかつた時は五日に一度とか十日に一度になつてゐた。

之は業務用に流れるのか、情實賣をするのか、闇で出るのか、はつきりしないが、何かそこにある筈だ。とに角、家庭中心と云ふ當局の希望は餘り實現されてゐない。尤も今の處では、五貫、十貫と云ふ様な小口の販賣業者が出荷統制外にあるため、料理屋等へはこゝから可成りは入つてゐる様だ。この流れ路をも止める事が考慮されてゐるが却々實現されない。又生産地への買出部隊の横行も可成り問題となつてゐる。東京近郊の野菜の買出の如きは一頃日に二十萬貫近くにもなつたらしい。恐らく魚にも之に類似の現象はあつたと思ふが、これに對しては全面的な出荷統制強化が望まれてゐる。

右の如き幾つかの缺點を有する配給機構の改革は、無論一步々なされてはゆくであらうが、それは結局総合的配給の完成と云ふ域に迄進むことが希望されてゐる。即ち青果關係では、野菜をはじめ豆腐、乾燥野菜。蒟蒻、豆もやし等を綜合して、野菜の少い時には他のもので補ひ、營養學の立場から一人當りの必要量を規定し、それに充當する丈の量を出す。魚類についても同様で、冷凍貯藏をなすと共に、鮮魚の不足する時には鹽乾魚、竹輪等を適宜に配合する、と云ふやり方である。配給組織が改善された後は當然この様な合理的綜合配給が問題となるだらう。

併し當面の問題は前述した如き現下の生産——配給の機構を如何にして是正するかと云ふ事で、當分はこの問題を廻つて種々論議され色々の試みがなされるであらう。

第五節 滿洲國經濟統制の進展

滿洲國は、大東亞戰爭を遂行してゐる日本を扶けて、愈よ北方防備を固める一方、食糧基地としての役割を果すために、財政、金融、産業、農業、勞務の各方面に互つて、同國の國策を滲透しうるよう努めてゐる。例へば、産業においては從來の重要産業統制法に代はる「産業統制法」、金融においては滿洲中央銀行の改組を行ふため改正「滿洲中央銀行法」、また財政については大巾な増新税を行ふため三種の改正税法及び二種の新税法を、それぞれ實施することになつた。これらと共に同國の兵制と並ぶ重要な制度である勤勞奉公制を公布したことも見逃すべきでない。

一、滿洲中央銀行の改組

(A) 國家協力體制の強化

滿洲國では日本における日本銀行法の改正と金融統制會の設立に對應して、滿洲中央銀行法の改正を行ふため準備中であつたが、康徳九年（昭和十七年）十月二十六日に改正「滿洲中央銀行法」を公布

した(十一月一日實施)。

今回の同法改正は、中央發券銀行として國內通貨金融制度の中核をなす滿洲中央銀行をして、その本來の機能遂行に遺憾なからしめると共に、大東亞戰爭開始後の新情勢に應じて、政府と一體となり金融統制の實行に當る體制を整へ、これに専念させることとしたものである。中銀は從來から發券銀行業務を營むと共に、最近においては政府の委託事務として政府の行ふ金融統制の事務の一部を代行してゐる外に、法令によらずしても地方銀行の新設統合などの金融機關の整備に盡力し、或は國民儲蓄運動の中心となるなど政府の仕事に協力する部面が甚だ多かつた。今後これらの機能が益々重要性を加へる情勢となつたので、これを充分に遂行させるためその機能を明確にし、これに法的根據を與へたものである。従つて、今回の法律改正によつて中銀の機能に大きな變化を來した譯ではなく、ただ金融統制事務に専心する建前から從來行つてゐた普通銀行業務を、漸次分離する方針を明示した處に若干の變化が認められるのみである。また金融統制事務も、統制の根本方針は依然政府の決定する處で、中銀はたゞその方針に基く實際の仕事を擔當するものである。併し今回の改正によつて、中銀の擔當する金融統制事務の運用が敏速かつ正確を期しうることとなつたのは重視すべきと云へよう。

(B) 中銀改組の要點檢討

「改正滿洲中央銀行法」の要點は、(一)中銀の特殊法人化、(二)金融市場調整力の強化、(三)金融統制機關化、(四)信用制度育成の法文化と云ふことに要約できる。

まづ、新中銀法第一條によつて中銀は從來の株式會社から政府の法定する特殊法人となつた。勿論中銀は三千萬圓の公稱資本金中、拂込資本一千五百萬圓は全額政府で保有してをり、全的に政府の方針に従つて運用されてゐた譯であるから、今回の特殊法人化が實質的に大きな變化を齎すとは云へない。しかし、前述の如く中銀が今後國家の金融統制事務に専念する建前が法文化され、また、中銀の特殊法人化と共に資本金も三千萬圓から一億圓に増額した。勿論その出資金は一般から公募しない。次に、新中銀法では、その業務に商業手形、銀行引受手形その他の手形の賣買、國債または經濟部大臣の認可を受けた債券の賣買が加へられてゐる。これは中銀の金融市場操作力を強化したものである。從來も社債を見返りとして銀行に金融する方法が採られてゐたが、今後は積極的に社債、株式を賣買して市場を操作することも出来るし、また事業會社の株式、社債を買入れて資金ルートをつけることも出来る、此の點が産業の振興に及ぼす影響は大きい。

また、新中銀法第二十七條には「政府の行ふ金融統制に協力するために行ふ事業」として、(一)金融に關する政府の重要な計畫に對する參畫、(二)金融機關の行ふ資金の吸收及運用に關する指導統

制、(三)國外よりの資金導入に関する統制、(四)金融機關の整備の促進及び其の機能の増進、(五)金融事業と産業との關係の緊密化の増進を明記してゐる。これによつて中銀は他の金融機關に對する統制機關たる性格を附與された譯で、わが國の金融統制會に似た機能を果すことになる。滿洲において金融統制會が生れず中銀がこれを代行する理由は、金融機關の未發達な滿洲國の實情に基くものと見られるが、かゝる統制會的事務の遂行のために、經濟部大臣は銀行その他の金融機關に對し中銀の業務又は事務の遂行に協力させるに必要な命令をなし、また中銀は經濟部大臣の認可を得て他の金融機關の業務財産の状況を報告させ、それを検査することが出来る建前となつてをり、中銀は名實ともに滿洲金融界に君臨する強力な體制を整へるに至つたのである。

なほ第二十四條に「滿洲中央銀行は經濟部大臣の認可を受け信用制度の保持育成のため必要なる業務を行ふことを得」と規定されてゐる。信用制度の保持育成について、今回これが法文に明記され、銀行業務の一として遂行されることとなつたのは、信用制度の確立に對して大きな意義をもつ。

(C) 普銀業務分離の方向

中銀が、金融統制業務に専心する建前から、その普通銀行業務を廢止することは當然の措置であるが、現在全滿各地に百數十の支店、出張所を有する中銀が、直ちにその普通銀行業務を廢止すること

は金融界に支障を來たす惧れがある。従つて漸次これを縮少する道を選んだ譯である。本年報前輯に紹介した如く、最近滿洲における普通銀行の整理合同が進捗し、普通銀行の基礎は漸次強化されつゝあるから、中銀が現在行つてゐる普通銀行業務を分離する基礎はほゞ出來上つてゐると見て差支へない。即ち、康徳九年(昭和十七年)における銀行合同の結果は、弱小銀行の著減を齎し、資本金五十萬圓以下の銀行は、康徳八年(昭和十六年)末の十二行に對し、九年七月一日においては僅かに二行となつた。また資本金一千萬圓以上の地方銀行は八年末迄は一行であつたのが、九年七月一日には五行となり、五百萬圓以上の銀行は八年末二行のものが、九年七月一日には十行を數へるに至つてゐる。公稱資本金の一行當平均も同上の比較で百四十五萬圓から三百八十二萬七千圓に増加した。既に中銀は近來その支店網の整理を進めつゝあるが普通銀行業務を完全に分離する日も遠くはあるまい。

二、新産業統制法の制定

(A) 産業開發法規の擴充

滿洲國では第二次産業開發五ヶ年計畫を遂行するために、從來の重要産業統制法を廢止して、新たに産業統制法を制定すべく準備中であつたが、康徳九年(昭和十七年)十月六日公布、即日實施した。

今回の新統制法の制定は、舊統制法が対象とする統制企業の範囲を擴充することに主眼がある。そして特に新統制法では重要鑛工業を網羅すると共に、その附帶産業及び生活必需品關係の輕工業を廣汎にその対象に含めてゐる。

即ち、滿洲國經濟開發の根幹をなした第一次五ヶ年計畫は、康德四年(昭和十二年)度より實施、八年度を以て終了したが、この間に種々の國際環境の變化が生じたに拘らず、本年報前輯に紹介した如く、基礎産業の建設に幾多の注目すべき成果を生んだ。しかし、第一次五ヶ年計畫の目指すところが滿洲における重工業の開發であり、生活必需品等については極めて多額のことを國外、就中日本よりの輸入に依つてゐたのである。従つて、この第一次五ヶ年計畫を遂行するために制定された重要産業統制法は、康德四年五月一日公布實施されたが、鑛工業等の基礎産業部門の統制方針を示し、これが許可制によることを明らかにしたものであつた。

滿洲國産業開發第二次五ヶ年計畫は、康德九年度より實施されることになつたが、第一次五ヶ年計畫における重工業偏重を修正して農産物及び生活必需品等の輕工業にも重點を置くこととなつた。即ち、この方針を決定的ならしめたのは大東亞戰爭の勃發であり、戰爭の開始により従來の如き對日依存の態勢が許されなくなつたからである。

滿洲國の貿易統計に示されてゐる如く、第一次五ヶ年計畫實施の年たる康德四年には輸入總額中、對日輸入額は七五%を占めてをり、五年には七八%、六年には八五%とその依存度は年を逐つて高まつてゐる。なほ康德五年の輸入總額は十億二千四百萬圓であつたが、主なる生産資材の輸入額は鐵及鋼七千四百萬圓、機械工具八千五百萬圓、車輛船舶四千百萬圓であり、他方に消費資材としては纖維品では綿織物七千七百萬圓、毛織物一千七百萬圓、絹織物六百萬圓と、食料品では米及び粳六百萬圓、小麥粉三千萬圓、砂糖一千八百萬圓である。

大東亞戰爭下の日本經濟に對しかゝる輸入依存の態勢を續けることが許されないのは明瞭であり、生活必需品の國內自給自足の達成は第二次五ヶ年計畫にとつて不可缺の眼目となつた。かくて、第二次五ヶ年計畫は基礎産業の建設に加ふるに輕工業の振興を果す必要に迫られ、これを圓滑に遂行するには従來の重要産業統制法を以ては不充分となつたので、今回の産業統制法が制定されるに至つた。

今回制定された産業統制法においても、これが対象となる企業は許可を要し、統制を受ける企業は營業及び財産について報告の義務を負ひ、統制協定、生産設備の變更、事業の讓渡、法人の合併等については政府の許可を要すること、更に主管部大臣は各會社に對し統制命令を發することが出来る等

重要産業統制法において示された統制方式を踏襲してゐることに變りないが、新統制法においては主管部大臣が必要ありと認める場合は、事業設備の新設擴張及び改良、事業の休止は素より、事業の合併、讓渡、委託等について命令しうることとなつた。勿論、舊統制法においても公益命令、統制命令が發せられることになつてゐるから、その點大きな變化はないとも見られるが、新統制法ではそれらの命令の具體的な場合を指示し、積極的な意嚮を示してゐる點に意義が見出せる。殊に、産業統制法が重要産業統制法と異なる大きな點は、同法が對象とする産業を二十一種から、八十五種に擴張したことであり、特に重要鑛工業の附帶産業と生活必需品關係の輕工業を廣汎に含んでゐることである。

(B) 新産業統制法の要點

新たに制定された産業統制法の要點は、(一)主管部大臣による行政命令事項の擴大強化、(二)産業統制法適用業種の擴張の二點に要約できる。

まづ、産業統制法第十一條に「主管部大臣公益上又は統制上必要ありと認むるときは統制産業を營む者に對し左の各號に掲ぐる事項に關し命令を發し又は處分を爲すことを得」として、(一)事業設備の新設擴張及改良、(二)事業の休止、(三)生産數量の確保及び増加、生産方法の改良、生産の制限、生産品の規格並に生産技術の供與、(四)原料又は材料の取得、保有、使用制限及び供與、(五)生産品の配給、(六)試験研究及び試作等を規定してをり、日本の各種事業法における規定と同様に、今後擴

張と増産とを必要とする産業に對する強力な措置をとり得るようにしたものである。

右と並んで、第十二條に「主管部大臣統制上又は産業整備上特に必要ありと認むるときは統制産業を營む者に對し左の各號に掲ぐる事項を命ずることを得」として(一)合併、(二)事業の全部又は一部の讓渡、讓受、委託又は受託、(三)事業設備又は事業に屬する權利の讓渡、讓受、貸渡又は借受、等を規定してゐることは、事業の整備に法的根據を與へたものとして注目される。

而して重要産業統制法が適用された業種は左の二十一業種であつた。

- 一、兵器製造業、二、航空機製造業、三、自動車製造業、四、液體燃料(鑛油又は無水アルコール)製造業、
- 五、鐵鋼、アルミニウム、マグネシウム、鉛、亜鉛、金、銀及び銅の精鍊業(金及銀の濕式精鍊を除く)、六、炭
- 礦業(年産五萬噸未満のものを除く)、七、毛織物製造業(手織機によるものを除く)、八、綿絲紡績業、九、綿
- 織物製造業(手織機によるものを除く)、十、麻製絲業(年産五十噸以上のもの)、十一、麻紡績業(手織機による
- ものを除く)、十二、製粉業(日産能力五百袋以上のもの)、十三、麥酒製造業、十四、製糖業、十五、煙草製造
- 業(紙卷煙草年一千万本以上の生産をなすもの)、十六、曹達製造業(天然曹達の精製業を除く)、十七、肥料製
- 造業(硫酸アムモニウム、硝酸アムモニウム、過磷酸石灰及石灰窒素)、十八、パルプ製造業、十九、油房業(抽
- 出式のもの及壓搾器十五臺以上を具ふるもの)、二十、セメント製造業、二十一、燐寸製造業。

之に對して産業統制法が適用される業種は左の八十五業種である。

- 一、石炭礦業、二、人造纖維製造業、三、製綿業、四、柞蠶纖維及柞蠶纖維製品製造業、五、紡績業、六、織

物製造業、七、編物製造業、八、染色加工業、九、鐵鋼製鍊業、十、鋼材壓延業、十一、鍛鋼業、十二、鑄鋼業、十三、鑄鐵管製造業、十四、合金鐵製造業、十五、可鍛鑄鐵業、十六、鋼索製造業、十七、非鐵金屬精鍊業、十八、銅、黃銅及鉛壓延業、十九、輕金屬製造業、二十、生産機械製造業、二十一、蒸汽罐製造業、二十二、蒸汽タービン製造業、二十三、蒸汽機關製造業、二十四、内燃機關製造業、二十五、水車製造業、二十六、電氣機器製造業、二十七、電氣通信器製造業、二十八、金屬工作機械製造業、二十九、運搬機製造業、三十、水力機器製造業、三十一、風力機製造業、三十二、電氣計測機器及工業計測機器製造業、三十三、精密測定機器、精密光學計器、精密光學機器及試験機製造業、三十四、信號保安裝置製造業、三十五、軸受製造業、三十六、高壓瓣製造業、三十七、齒車製造業、三十八、ネジ、チェーン及バネ製造業、三十九、工具製造業、四十、農業用機器製造業、四十一、土木用機械製造業、四十二、一般機械製造業、四十三、鐵道車輛製造業、四十四、自動車製造業、四十五、造船業、四十六、銃空機製造業、四十七、兵器製造業、四十八、電線製造業、四十九、セメント製造業、五十、耐火煉瓦製造業、五十一、普通煉瓦製造業、五十二、マグネシア焼成業、五十三、板硝子製造業、五十四、硝子製品製造業、五十五、陶磁器製造業、五十六、珐瑯鐵器製造業、五十七、曹達類製造業、五十八、有機合成品製造業、五十九、コールド分溜物製造業、六十、染料及中間物製造業、六十一、火藥類製造業、六十二、化學肥料製造業、六十三、炭素製品製造業、六十四、塗料製造業、六十五、合成樹脂製造及加工業、六十六、再生ゴム及ゴム製造業、六十七、バルブ製造業、六十八、製紙業、六十九、天然石油加工業、七十、人造石油製造業、七十一、大豆蛋白製造及加工業、七十二、油脂加工業、七十三、林産化學工業、七十四、滑石粉製造業、七十五、骸炭製造業、七十六、煉炭製造業、七十七、石綿製品製造業、七十八、油房業、七十九、煙草製造業、八十、製糖業、八十一、麥酒製造業、八十二、罐詰食品製造業、八十三、製氷業、八十四、飴製造業、八十五、味噌醬油製造業。

(C) 生必工業振興の現状

滿洲國では、生活必需品を自給自足する建前から、生活必需品工業の振興に努力することになつたが、斯業を振興するために現在とられてゐる方策は三種ある。即ち康德九年度より實施された第二次五ヶ年計畫には斯業の振興を民生振興對策の一項目に採上げてゐるが、既に滿系土着資本を活用して生必品工業を興すため、康德八年八月二十一日に「地方産業の自力振興並びに地方資金活用に關する要綱」を國務院會議で決定、實施してゐる。次に内地中小工業の滿洲移駐であるが、産業再編成に伴ふ内地中小工業を活用するため、日滿兩國政府は康德八年十月に「日本中小工業滿洲移駐事務取扱要領」を決定し、中小工業の滿洲移駐を奨励すべく、これが輔導幹旋機關として生活必需品會社を指定してゐる。他方、既に中小機械工場の滿洲移駐は康德六年以來行はれてきたのである。その移駐成績をみると、康德六年より八年までの三年間に合計三十八工場が移駐を完了したが、その内譯は農機具工場二十五工場、自動車修理工場六工場、機械工場六工場、其他一工場となつてをり、機械關係工場が壓倒的であつた。然るに康德九年度には、前記の方針を反映して、生活必需品工場の移駐を主とし、食酢、樽製造、陶磁器、硝子器具、蕎麥、木工製品等の生必關係工場八、農機具工場六、機械工場一、合計十六工場の移駐を決定してゐる。更に康德十年度には生必品關係十一業種、機械關係四業種、織

維關係三業種、雜工業關係三業種、農機具關係、電機關係等から移駐工場を決定する模様である。

滿洲における生活必需品工業の根幹は、特殊會社滿洲生活必需品會社であるが、同社は康徳六年に創立し、資本金五千萬圓、内拂込三千萬圓のうち、政府拂込は二千五百十三萬七千圓で、滿洲國政府と一體の活動を行つてゐる。同社は現在子會社十九社を有し、滿洲における生活必需品製造工業の中心をなしてゐる。斯品の自給自足が絶対命令となつた現在、その負荷せる任務は洵に大きい。

三、戰時増税の問題點

(A) 消費税を中心に増徴

滿洲國では康徳十年(昭和十八年)度以降の財政収入を増加させると共に、兼ねて民間購買力を吸収して通貨膨脹による諸影響を防止し、また國民負擔の均衡を圖る目的を以て、康徳十年度一億二千八百萬圓、平年度一億三千三百萬圓の租税増徴を行ふことゝなつた。既に、右の改正税法及び新税法は康徳九年(昭和十七年)十月三十一日公布、清涼飲料税、酒税及び勤勞所得税の一部(賞與課税)は十一月一日、交易税及び特別賣錢税は十二月一日、勤勞所得税(賞與課税を除く以外)は康徳十年一月一日より、それぞれ施行することになつた。

今回の増税の概要をみると、その主眼とするところは次の五點である。即ち、(一)今回の増税は前年度に引續く税制改革の一環として行ふこと、(二)消費税を中心として増徴するため、清涼飲料税を創設すると共に、酒税及び特別賣錢税を増徴すること、(三)租税収入の増加を圖るため、交易税を創設すること、(四)勤勞所得税については他の直接税との負擔の均衡を圖つて増徴すると共に、徴税の合理化を行ふこと、(五)國税の増徴に伴ひ國税の地方分與率及び附加税率の引下を行ふこと、と云ふのがその狙ひである。

今回の増税は、康徳八年(昭和十六年)十一月の資本所得税、法人所得税等の新設による直接税中心の増徴について、消費税中心の増徴を行ふものである。その額から云つても、前回の増税が、康徳八年八、九月に行つた捲菸税、特別賣錢税、家屋税、従量税の改正、通行税の新設、及び同年十一月の油脂税の新設を合せても、平年度の徴税額約四千五百萬圓と見込まれたのに對して、今回の増税は平年度一億三千三百萬圓に達してゐる。かくて、既に從來から滿洲國の租税のうち消費税が占めて來た比重と、今回の増税とを総合すると、消費税が同國にとり愈よ重要な財源となつてきてゐることが分る。かやうな傾向を戰時税制の赴く一つの方向としてみる時多くの示唆が含まれてゐると云へる。

(B) 交易税の創設と影響

今回の増税額の内訳をみると、特別賣錢税の増徴額五千九百四十九萬圓を筆頭に、酒税の増徴額三千二百四十萬圓、新設された交易税二千五百萬圓(康徳十年度は二千萬圓)、勤勞所得税の増徴額八百五十萬圓、國税の地方分與率引下による増收五百十四萬圓、新設された清涼飲料税二百四十萬圓、合計一億三千二百九十三萬圓である。そして、今回の特別賣錢税の改正は遊興、飲食、宿泊、入場等の料金について行はれたものであり、これらに對する税率の引上は、戰時國民生活の當然受くべき制約を示してゐる。このことは酒税の増徴についても云へる。

茲に注意を喚起するのは交易税の新設である。勿論、交易税による税収は平年度二千五百萬圓と見込まれてをり、その額はさして大きいものではない。また税率も千分の二とされ、重要糧石は千分の一とされてゐるから、今回決定された税率は比較的低い。併し、交易税は、左記二十七業種の營業をなす者が國內において營業として行ふ取引に對して課するもので、その範圍は極めて廣汎である。

一、物品販賣業(動植物其他普通に物品と稱せざるもの、販賣を含む)、二、製造業(物品の加工、修理を含む)、三、銀行業、四、保險業、五、無盡業、六、金錢貸付業、七、物品貸付業(動植物其他普通に物品と稱せざるもの、貸付を含む)、八、運送業、九、運送取扱業、十、倉庫業、十一、印刷業、十二、出版業、十三、興行業、十四、料理屋(待合、貸座敷及藝妓置屋を含む)、十五、特殊飲食店業(舞踏場を含む)、十六、飲食店業、十七、旅館業(下宿を含む)、十八、湯屋、十九、理髮美容業、二十、娛樂場業(遊覽所を含む)、二十一、席貸業、二

十二、寫眞業、二十三、請負業、二十四、問屋業、二十五、代理業、二十六、仲立業、二十七、周旋業。

その對象は、以上の如く凡ゆる取引を網羅し、その經營者を納税義務者とする。また課税の標準は物品販賣業及び製造業は賣上金額、請負業は請負金額、問屋業、代理業及び仲立業は報償金額、その他の業種はその取引による収入金額が標準となる。

交易税は、租税収入の増加を圖らうとする場合想到する税目の一つであり、この構想は決して新しいとは云へないが、これが隣邦滿洲國において實行されたことは注目し値ひする。即ち、取引を對象として取引による収入金額に課税することは、物價を上昇させる刺戟を與へるからであつた。併し現在においては、公定價格制が施行されてゐる。とは云へこれが物價に及ぼす影響について、滿洲國經濟部當局は、清涼飲料税の新設、酒税並に特別賣錢税の税率引上に伴ふ價格の改訂については別途にその措置を講ずるが、交易税の創設に伴ふ價格の改訂については、經營の合理化による經費の節減等を期待して、原則としては價格の改訂を認めない、とその方針を發表してゐる。

なほ勤勞所得税は、他の所得税との負擔の均衡と、勤勞所得者各階層間の負擔の均衡を考慮し、現行の全額課税、累進課税を超過累進課税に改正し、税率の引上と免税點の引下を行ひつゝ、上に高く下に低くしたのである。

(C) 十年度豫算の見透し

おもふに、滿洲國は大東亞戦争下において北方防備と食糧基地としての役割を果すために、今後國費の膨脹すべきことが豫想される。勿論、この膨脹がどの程度になるかは康徳十年度財政豫算が發表前である現在知るべくもないが極力、公債増加を抑へ、歳出増加を増税によつて賄はうとしてゐることが窺へる。即ち、これを滿洲國財政豫算についてみると、公債は康徳六年(昭和十四年)の五億七百萬圓から漸減し、康徳八年(昭和十六年)には三億八千六百萬圓となり、康徳九年(昭和十七年)に再び増加に轉じたとは云へ、なほ四億三千二百萬圓と、康徳六年のそれより少い。之に對して租税は康徳六年の二億三百萬圓から漸増を辿り、康徳九年には五億一千万圓と倍半以上の増加を示してゐる。なほ租税を一〇〇とした公債の指數は、康徳八年の一〇二から、康徳九年には八五に低下してゐる。康徳十年度には財政の膨脹に伴つて公債發行が或る程度増加するとしても、一方租税も今回の増税額が加はるから、租税と公債との均衡に著るしい變化は生ぜぬものと見られる。

四、勤勞奉公制度の確立

(A) 國民皆勞體制を築く

滿洲國では同國青年の勤勞奉公義務制を確立するため、康徳八年十一月張國務總理を委員長とする審議委員會を開設して一ヶ年餘、慎重審議する一方、さきには協和會康徳九年度全國聯合協議會に「勤勞奉公制實施に關する件」を諮問する等、準備中であつたが、滿洲國政府はその成案が康徳九年十一月四日の國務院會議、及び同月十四日の參議府會議を通過したので、「國民勤勞奉公法」及び「國民勤勞奉公隊編成令」を同月十八日公布、康徳十年一月一日より施行する。

今回公布された國民勤勞奉公法は、勤勞を通じて滿洲國男子青年を鍊成しようとするもので、一定の年齢に達した滿洲國の男子青年は勤勞奉公に服する義務を有するが、この勤勞奉公は國家に對する名譽奉公である。而して、この義務を負ふ者は勤勞奉公隊に編入され、國防建設事業もしくは公共事業に協力することになる。滿洲國における勤勞奉公は勿論いま新しく行はれるものではなく、既に協和會の義勇奉公隊があり、滿洲建設勤勞奉仕隊(別名興亞青年勤勞報國隊)がある他、勤勞奉公とは性質を異にするが、國策事業及び公共事業に優先的重點的に勞働力を供給すべき建前の「勞働統制法」が制定されてゐる。義勇奉公隊は滿二十歳以上滿三十五歳迄の壯年男子、凡そ二十萬人を組織してをり、國民訓練と國民動員力の擴充を目指してゐるから、必ずしも勤勞を主眼とするものではないが、その動員力には注目すべきものがある。また、最も典型的な勤勞奉仕を行つた滿洲建設勤勞奉仕

隊は、康德六年日本の青年一萬人を以て組織し、大陸認識とその實踐的奉仕を通じ内地における農業増産に必要な飼料の生産を行ふことを目標とし翌康德七年には一萬八千人を動員してゐる。滿洲建設勤勞奉仕隊は隊員の大部分が滿洲國民ではなかつたが、獨逸の勞働奉仕運動、伊太利の國民勞働奉仕運動と較べられる組織をもつてゐる。更に、現行勞働統制法は、康德八年九月の「勞働新體制確立要綱」に基いて改正され、同年十一月一日より施行されてゐるが、その改正の要點は、勞働者の募集雇入、供給、使用、解雇又は移動に關し、業者の自治的協定を廢し、民生部大臣の行政命令事項を擴大強化し、國策事業又は公共事業に勞働力を調達しうる行政力を民生部大臣に與へてゐる。この措置は、勞働力を國外特に北支に依存する事情において採りうる最も強力な措置であつた譯だ。従つて、勤勞奉公の萌芽は滿洲國にあつたし、また國防的その他の重要建設事業への勞働力の優先的重點的供給が行はれてゐたが、今後の勞務需給の逼迫に備へると共に、重要建設事業への勤勞による協力を通じて、滿洲國青年を鍊成する勤勞奉公が、今回の同法公布によつて、國民の義務として、また國家に對する名譽奉公として行はれることに重大な意義が見られる。これは、日本における「國民勤勞報國協力令」(昭和十六年十一月二十二日公布、十二月一日施行)に比し、それより一歩進んだ國民皆勞體制と云はねばならない。

(C) 勤勞奉公法の主要點

國民勤勞奉公法の主要點は、滿洲國青年を勤勞を以て鍊成する(第一條)ことであり、勤勞奉公は國家に對する名譽奉公とする(第二條)ことである。而して、その義務及び服務期間は、滿洲國人民の男子は勤勞奉公に服する義務を有し國兵法により兵役に服し又は兵役を終へた者、及び同盟國の兵役法の適用を受ける者をこの義務から除いてゐる(第三條)。右の義務を有する者は算へ年二十一歳より二十三歳迄の間に通算十二ヶ月間以内勤勞奉公に服さなければならぬ(第四條)。なほ國兵法の適用を受ける者以外に、勤勞に堪へない者、及び特別の事由ある者は勤勞奉公義務を免除し、また六年の徒刑又は禁錮以上の刑に處せられた者は勤勞奉公に服務しえない(第五、六、七條)。次に、勤勞奉公により協力すべき事業は、(一)國防建設事業、(二)鐵道及道路建設事業、(三)治水水利水及造林事業、(四)土地開發事業、(五)重要生産事業、(六)農産物生産收穫事業、(七)災害救護事業、(八)其の他特に民生部大臣の指定する事業(第十條)である。

勤勞奉公義務を有する者は、民生部大臣の指定により勤勞奉公隊に入隊する。(第九條)。他方に、勤勞奉公に依り協力すべき事業の決定及び之に對する勤勞奉公隊の配分は民生部大臣が行ふ(第十一條)。而して、協力を受ける事業主はそれに要する經費を負擔する義務を負ふ(第十二條)ことになつて

る。

HOH

茲で注目すべきことは、勤勞奉公に服務した者に對して褒賞(第十六條)と優遇援護(第十七條)を行ふことは、勤勞奉公隊が軍の編成要領に則つてこれが忌避者に對する罰則が嚴格であることと共に、賞罰を明かにして同法が國兵法と並ぶ義務法たる性格を示してゐる。

既に勤勞奉公制度實施の中心機構たる國民勤勞奉公局並に國民勤勞奉公隊中央幹部鍊成所の官制は康徳九年十一月二十六日公布即日施行し、國民勤勞局は同日開廳された。奉公局及び鍊成所は共に民生部大臣の管理に屬し、鍊成所は國民勤勞奉公隊の上級幹部養成を目的とする。而して勤勞奉公局開設に當り初代局長半田敏治氏は「建設事業は奉公隊の一面であつて、他に國民鍊成の重要な一面があるのである。然しながら奉公隊の運営によつて勞働賃金の昂騰を抑制、更に進んで漸次これが引下げに努力するのは申す迄もない。勞賃の低廉によつて始めて事業がどしどし興り國力も駸々乎として進展するのであり、興國安民の實踐道であり興亞の原動力たるべき奉公制の實施に當りこの點努力するのは當然である」(滿洲日々新聞、康徳九年十月二十七日)と述べてゐる。國民勤勞奉公制施行により初年度二十萬、二年度四十萬、十年後二百萬、三十年後六百萬の青年を動員する計畫と對照する時、同制度の實施に伴ふかやうな影響もまた重視さるべきは言を俟たない。

大東亞戰爭戰況發表

(自昭和十七年八月一日
至昭和十七年十一月卅日)

八月一日

支那派遣軍報道部發表

陸軍航空部隊は七月三十日及び三十一日の兩日敵の空軍前進根據地たる湖南省衡陽飛行場を攻撃し、米空軍戦闘隊と激烈な空中戦を交へ、その十三機を撃墜破し大陸戦線に對する敵空軍ゲリラ戦の企圖を封殺せり

八月四日

大本營發表 (午後三時三十分)

帝國海軍航空部隊は七月三十日未明濠洲西岸中部の要衝ポート・ヘッドランドを攻撃し、敵航空基地並に同施設各所に損害を與へたり

八月六日

大本營發表 (午後三時三十分)

帝國海軍部隊は七月三十日アラアラ海北方アル諸島ケイ諸島並にタニンバル諸島各要地を攻略せり
支那派遣軍報道部發表 (午後二時三十分)

陸軍航空部隊は八月五日大舉敵空軍前進基地たる衡陽飛行場に進攻し補充のため新着のアメリカ空軍戦闘機隊と果敢なる空中戦を交へその九機を撃墜し再び敵の企圖を完封せり、わが方一機を喪へり。

八月八日

南支軍發表 (午後二時)

本八日午前八時十分頃米國空軍爆撃機五機は戦闘機九機の掩護の下に廣東に襲來し、飛行場を銃撃せん

とせるもわが至嚴なる警戒の爲目的を達せず、龍潭附近を盲爆し、華人苦力に數名の死者及び二十數名の死傷者を生じたり、わが戦闘隊は直ちにこれを邀撃し三水上空に於て果敢なる攻撃を加へ、敵機二機を確實に撃墜せり

八月九日

大本營發表 (九日午後三時三十分)

帝國海軍部隊は八月七日以來ソロモン群島方面に出現せる敵米英聯合艦隊に對し猛撃を加へ敵艦隊並に輸送船團に潰滅的損害を與へ目下尙攻撃續行中なり本日迄に判明せる戦果左の如し

- (一) 撃沈艦船 戰艦艦型未詳一隻、甲巡アストリヤ型二隻、オーストラリヤ型二隻、巡洋艦艦型未詳三隻以上、驅逐艦四隻以上、輸送船十隻以上
- (二) 撃破艦船 甲巡ミネアポリス型三隻、驅逐艦二隻以上、輸送船一隻以上
- (三) 空戦に依る撃墜飛行機 戦闘機三二機以上、戦闘兼爆撃機九機以上、尙本攻撃に依るわが方損害

飛行機自爆七機、巡洋艦二隻輕微なる損害を受けたるも戦闘航海にさしつかへなし

(註) 本海戦をソロモン海戦と呼稱す

八月十日

大本營發表 (午後三時三十分)

アリニューシヤン列島方面帝國海軍部隊は八月八日同方面に出現せる敵有力部隊を撃退せり

八月十四日

大本營發表 (午後三時三十分)

八月十四日迄に判明せるソロモン海戦の綜合戦果左の如し

- 一、撃沈艦船
- 米甲巡ウイチャタ型 一隻(旗艦)
- 米甲巡アストリア型 五隻
- (内一隻旗艦内一隻轟沈)
- 英甲巡オーストラリヤ型 二隻
- (内一隻轟沈)

英甲巡艦型未詳 一隻(轟沈)

英乙巡アキリーズ型 一隻

米乙巡オマハ型 一隻

米乙巡 艦型未詳 二隻

驅逐艦 九隻

潜水艦 三隻

輸送船 一〇隻

二、撃破艦船

甲 巡 艦型未詳 一隻(大破)

驅逐艦 三隻(大破)

輸送船 一隻(大破)

三、撃墜飛行機

戦闘機 四十九機

戦闘兼爆撃機 九機

尙本海戦に於ける我方損害

飛行機自爆 二十一機

巡洋艦二隻輕微なる損傷を受けたるも戦闘航海に差支なし

(註) 曩に發表せる艦型未詳の戦艦は巡洋艦アキリ

イズ型なりしこと判明せるに付訂正す

八月十七日

大本營發表 (午後三時三十分)

濠洲周邊海域に作戦中の帝國潜水艦は七月下旬より八月月上旬に互り敵船十隻約九萬トンを撃沈せり

八月二十一日

大本營發表 (午後四時三十分)

開戦初頭占領せる英領ギルバート諸島北端マキン島に對し八月十七日未明米奇襲部隊來攻、米兵約二百名上陸せるも、同島我が守備隊は猛反撃により、寡兵克くこれを完全驅逐せり

八月二十七日

大本營發表 (午後四時)

ソロモン群島方面帝國海軍部隊は八月二十四日敵米増援艦隊を同群島東方洋上に捕捉、直ちに航空部隊を以て急襲し、これに大損害を與へ、同方面より撃

攘せり、本日まで判明せる新戦果左の如し
米空母新大型一隻大破、同中型一隻中破、米戦艦
ペンシルバニヤ型一隻中破
本海戦に於ける我方の損害
小型空母一隻大破、驅逐艦一隻沈没
(註) 本海戦を第二次ソロモン海戦と呼稱す

九月二十三日

大本營發表 (午後三時三十分)
アリユーション列島方面帝國潜水艦は八月三十一日
アトカ島ナザン灣を奇襲し米甲巡ノーザンプトン型
一隻に大損害を與へ、更に帝國驅逐艦は九月中旬同
方面に於て敵潜水艦二隻を撃沈せり

九月二十五日

大本營發表 (午後四時三十分)
一、帝國海軍兵力の一部は大西洋に進出し樞軸海軍と
協同作戦行動に従事中なり
二、今次帝國海軍の大西洋獨作戦區域内に於ける作戦

行動は、獨海軍兵力一部の印度洋に於ける作戦行動
と相俟て樞軸海軍協同作戦上其の意義極めて重大な
り
三、大西洋方面作戦中の帝國潜水艦の一隻は最近歐洲
の獨某海軍基地に寄港し再び作戦海域に向け出動せ
り

九月二十七日

陸軍省發表
浙贛作戦に第一線兵團長として奮戦せる陸軍中将酒
井直次は五月二十八日蘭谿附近の戦闘に於て戦死せ
り

十月十日

北支軍發表
久しく鵬翼を休めてゐた我が荒鷲の精銳は大詔奉戴
日、華北一億官民が國共黨軍討伐を目指し第五次治
安強化運動の大進軍を開始した、八日突如〇〇基地
を進發、數十機の大編隊を以て敵第一線區蔣鼎文の

司令部所在地洛陽を猛襲十一時半より爆撃を開始し
市内外の軍事施設を始め飛行場格納庫滑走路などを
完膚なき迄に爆碎更に蔣鼎文の軍司令部等を約一時
間に互つて痛爆敵の心膽を寒からしめ全機悠々歸還
した

十月十九日

大本營陸軍報道部長談
去る四月十八日帝國本土を空襲し我方に捕へられた
る米國機搭乗者中取調の結果人道を無視したる者は
今般軍律に照し嚴重處分せられたり

十月二十一日

北支軍發表 (午後十時)
十月二十一日午後五時三十分頃米國製コンソリテ
ィッドB五十四型三機編隊よりなる敵機は冀東方面
上空に出現、高空より爆彈數發を投下し同四十分頃
南方に逃走せり、損害極めて輕微なり

大本營發表 (午後六時三十分)
帝國陸軍航空部隊は十月二十五日午後印度東部に於
ける敵の航空基地テンスキア及びチッタゴンを急襲
せり、本攻撃に於て敵機四(内不確實一)を撃墜し、
地上にありし敵機三九以上(内大型機一八)を炎上若
くは破壊せり、我方の損害一機なり

十月二十七日

大本營發表 (午後八時三十分)
(一) 帝國艦隊は十月二十六日黎明より夜間に互り
「サンタクルーズ」諸島北方洋上に於て敵有力艦隊
と交戦、敵航空母艦四隻、戦艦一隻、艦型未詳一
隻を撃沈、戦艦一隻、巡洋艦三隻、驅逐艦一隻を
中破し、敵機二百機以上を撃墜その他に依り喪失
せしめたり、我方の損害、航空母艦二隻、巡洋艦
一隻小破せるも何れも戦闘航海に支障なし、未歸
還機四十數機

(註) 本海戦を南太平洋海戦と呼稱す

(二) 第二次ソロモン海戦以後南太平洋海戦直前迄即ち八月二十五日より十月二十五日に至る間に於けるソロモン群島方面の帝國海軍部隊の戦果左の如し

一、艦船	擊沈 米航空母艦 「ワスプ」
巡洋艦	三隻
驅逐艦	五隻
潜水艦	六隻
輸送船	六隻
掃海艇	一隻
大破	戰艦 一隻
航空母艦	一隻
巡洋艦	一隻
潜水艦	一隻
輸送船	二隻
掃海艇	一隻
中破	航空母艦 一隻

二、飛行機

擊墜 四〇三機

地上撃破 九七機

其の外敵B17型、大型爆撃機一九機に對し大なる損害を與へたり

我方の損害

一、艦船	沈没 巡洋艦 二隻
驅逐艦	二隻
潜水艦	一隻
輸送船	五隻
驅逐艦	一隻
輸送船	三隻
巡洋艦	一隻
驅逐艦	二隻
潜水艦	一隻
輸送船	二隻
二、飛行機	自爆 二十六機

大破 三十一機
未歸還機 七十八機

十一月七日

大本營發表 (午後三時三十分)

(一) 帝國海軍部隊は七月下旬以降十月下旬までに敵潜水艦二十一隻を撃沈せり、この間わが方船舶二十九隻十二萬二千五百噸を失へり
(二) 帝國海軍部隊は右期間において敵船舶三十四隻二十五萬二千四百噸を撃沈せり、この間わが方潜水艦二隻を失へり

十一月十一日

大本營發表 (午後三時三十分)

アリニューシヤン方面帝國陸海軍部隊は六月上旬諸要地占領以來緊密なる協同の下にこれを確保し、六月十二日以降十月三十一日まで敵機と八十一回にわたり交戦、その三十二機を撃墜せり、わが方の損害左の如し

驅逐艦一隻沈没、輸送船二隻大破、水上機十五機自爆及び未歸還その他軍事施設に若干の損害あり

十一月十四日

大本營發表 (午後五時三十分)

帝國海軍航空部隊は十一月十二日晝間ソロモン群島のガダルカナル島所在敵艦艇、輸送船に對し攻撃を敢行、ついで同月夜間わが有力なる攻撃部隊はこれに肉薄突入し所在敵艦艇、船舶の大半を撃破、なほ熾烈なる戦闘續行中なり、現在までに判明せる戦果左のごとし

- 一、晝間航空部隊の戦果 撃沈新型巡洋艦一隻(轟沈) 乙級巡洋艦一隻、大破炎上輸送船三隻、撃墜飛行機十九機
- 二、夜間攻撃部隊の戦果 撃沈新型巡洋艦二隻(轟沈) 大型巡洋艦二隻、驅逐艦一隻、大破巡洋艦二隻、驅逐艦三隻
- 三、わが方の損害 戰艦一隻大破、驅逐艦二隻沈没 飛行機十數機未歸還

十一月十八日

大本營發表 (午後三時三十分)

十二日以來戦闘續行中の帝國海軍部隊は十三日夜間ガダルカナル島敵航空基地を猛撃、飛行場およびその施設に大損害を與へ、さらに翌十四日敵機の猛烈なる反撃を排除しつゝ味方輸送船團を護送中、同日夜間同島の西北方において戦艦二隻、大型巡洋艦四隻以上を基幹とする敵増援艦隊に遭遇これと激戦の結果、その補助部隊の大部を壊滅し、戦艦二隻に重大なる損傷を與へこれを南方に敗走せしめたり、現在までに判明せる十二日以來十四日までの綜合戦果ならびにわが方の損害左のごとし

- 一、艦船撃沈 巡洋艦八隻(内新型三隻、内五隻轟沈) 驅逐艦四隻乃至五隻、輸送船一隻 大破 巡洋艦三隻、驅逐艦三隻乃至四隻、輸送船三隻 中破 戦艦二隻
- 二、飛行機撃墜 六十三機、撃破十數機
- 三、わが方の損害 戦艦一隻沈没、同一隻大破、巡洋艦一隻沈没、驅逐艦三隻沈没、輸送船七隻大破

三一〇

飛行機三十二機自爆、九機未歸還

(註) 十二日以來十四日までの海戦を第三次ソロモン海戦と呼稱す

十一月二十八日

大本營發表 (午後六時四十五分)

その後の詳報によれば第三次ソロモン海戦においてさらに左の戦果を收めありしこと判明せり
一、十二日夜戦においてわが艦隊は敵巡洋艦三隻を撃沈し驅逐艦三隻を中破せしめたり、なほさきに撃沈と發表せる驅逐艦一隻はこれを削除す
二、十四日夜戦においてわが艦隊は敵戦艦一隻を撃沈し戦艦一隻を大破(沈没ほど確實)せしめたり、なほさきに發表せし敵戦艦中破二隻を一隻に改む
(註) 第三次ソロモン海戦の綜合戦果中艦船の分を左の通り改む

- 撃沈 戦艦二隻、巡洋艦十一隻、驅逐艦三隻乃至四隻、輸送船一隻 大破 巡洋艦三隻、驅逐艦三隻乃至四隻、輸送船三隻 中破 戦艦一隻、驅逐艦三隻

内外政治經濟重要日誌

◇國内 (自昭和十七年八月一日至昭和十七年十月卅一日)
◇海外
◇大東亞戰

國內

八月

- ◇一日(土) 時局關係産業十業種の原價計算準則發表さる。
- ◇企業整備令に依る指定法人の指定發表さる。
- ◇三日(月) 弱小金山の整理に強權を發動せず資金面より自然淘汰する趣旨の發表あり。
- ◇五日(水) 第二次配電統合に基く出資渡の命令公布さる。産組に戦時對策審議會設置され産組の活動強化さる。
- ◇租悪公價品驅逐の査定制度強化

され纖維製品より實施と決定す。
全購販聯農村化學研究所創設さる。

- ◇六日(木) 預金部資金融通規則改正され小組合にも融資可能となる。木炭の増産に日本薪炭會社設立案具體化す。
- ◇七日(金) 産組中金の手形交換所加入は九月一日よりと決定。ソロモン海戦戰果發表。
- ◇十日(月) 官吏待遇改善案の具體化に際し、物價水準は釘付と商工省聲明す。
- ◇十一日(火) 資金調整法に依る認可後の實績監視の爲會社監査

を勵行の趣。鐵屑退藏防止の爲使用規正を強化し使用承認書發行機關を指定。

- ◇十三日(木) 設備營團の遊休機械工場設備買上着手の要綱發表さる。人絹スフ設備の設備營團に依る買上基準決まる。
- ◇十五日(土) 統制會下部組織運營の統制組合法制定の議決定。ソロモン海戦の擴大戰果發表。
- ◇十八日(火) 帝國水産、遠洋漁業兩會社設立決定す。
- ◇十九日(水) 住宅營團一千五百萬圓の債券初公募と共にシ團を結成。
- ◇廿日(木) 資本金三億圓の交易營團設立の議纏まり營團法來議會へ提出と決定。
- ◇廿二日(土) バス事業の統合案決まる。商工省機械工業部門の滞貨買上を決定。産業設備營團の南方進出計畫決定す。

三一

- ◇廿四日(月) 石炭増産に採算割助成金政策を強化する明年度増産策決まる。
- ◇廿六日(水) 南方電源開發計畫大東亞電力懇談會で立案に着手す。興銀の貸付利率引下方針報ぜらる。
- ◇帝國油糧會社創立。
- ◇廿七日(木) 十六年度最終國庫現計發表され歳入超過額四億六千七百萬圓、所得税の増收顯著全國小運送業會結成さる。
- ◇廿八日(金) 第二次ソロモン海戦々果發表。
- ◇國民政府答訪使節の派遣決まり平沼、有田、永井三氏使節と發表さる。
- ◇廿九日(土) 興銀調査に依る支那事變勃發後の事業資金總計は三百三十七億圓に達すと。
- 九月
 - ◇一日(火) 中央食糧營團業務開始す。貯蓄組合強化運動展開。
 - ◇廿九日(火) 預金部資金運用委員會、勞務者住宅建設に五千萬圓の追加融通方針を決定。聖戰完遂の決意披瀝して中央協力會議終了す。
 - ◇卅日(水) 産業設備營團に依る遊休設備の處理は豫定より遅れしも建設契約は廿五件八億圓。大藏省、保險計理人の創設及其の資格を規定。厚生省、勞務報國會を設立して日傭勞務者の統制方策を決定。
 - 十月
 - ◇一日(木) 陸軍次官、次官會議で劃一配給と賃金統制の弊を指摘して勞務對策の再檢討を要望。
 - ◇二日(金) 八月末の中國地方風水害罹災地區の租税減免勅令案成る。本年下期の石炭増産對策決定す。鐵鋼及鐵鋼第二次製品の泰、佛印向輸出方策決まる。
- 固定資産償却規則公布され、五百萬圓以上の會社に強制適用と決まる。輕金屬統制會創立。
- ◇四日(金) 麥類、新米の早期買上策決まる。生保外務員監督權近く統制會へ委讓の趣。
- ◇五日(土) 上期七大銀行業績發表され國債投資者増、純益四千二百萬圓と。
- 航空、造船工業等九業種の原價計算準則決まる。
- ◇九日(水) 企畫院、生産増強綜合對策を民間首腦と凝議。
- ◇十日(木) 翼政政調會農林委員會、農業團體の統合案を來議會提出申合。翼政會、調査機關を設置、民情上通並に地方事情調査要項を決定。
- ◇十一日(金) 金屬増産對策に鑛山別月産目標額達成の方針決まる。戰時金融庫の貸出三億圓を突破。行政簡素化にて百一ヶ所の區裁判所事務停止と決定。大東亞省の官制成る。
- ◇十四日(月) 農林省發表、本年春蠶收購高三千七十六萬貫、前年比一割八分二厘減。
- ◇十五日(火) 逓信省、配電統合に伴ふ電燈料の統一的改正を發表。
- ◇十六日(水) 敵性特許、商標權第二次取消四十九件發表さる。南方開發金庫の開發資金内地でも融通可能の由。
- ◇十七日(木) 東郷外相の後任に谷情報局總裁決まり、青木一男氏國務相に就任。帝國農會、農業計畫生産研究審議會を各道府縣農會内に設置を決定す。
- ◇十八日(金) 大東亞省の設立費千二百七十四萬八千圓、第二豫備金より支出と決まり設立準備

- 一切完了す。
- 電解曹達企業整備要綱成り同一系統會社より漸次統合と。
- ◇廿二日(火) 簡易保險局、簡保の社債引受高を千二百萬圓と決定。轉廢小賣業者の資産評價新基準決まり基準評價額は賣上高に依り業種別に制定。
- ◇廿三日(水) 電力調整令による電力消費規制には、五段階の制限を設定して今冬發動の趣。九月十五日に於ける預金者貯蓄組合認可数は三千七百十四件。
- ◇廿四日(木) 自由勞務者に賃金統制令の全面的適用の議生ず。
- ◇廿五日(金) 帝國海軍の太平洋出撃、樞軸國海軍と共同作戰展開中と發表さる。陸軍防衛召集規則創設され十月一日より施行。
- ◇廿六日(土) 第三回中央協力會議開かる。第三四半期の起債、六億一千萬圓と決まる。
- ◇廿九日(火) 預金部資金運用委員會、勞務者住宅建設に五千萬圓の追加融通方針を決定。聖戰完遂の決意披瀝して中央協力會議終了す。
- ◇卅日(水) 産業設備營團に依る遊休設備の處理は豫定より遅れしも建設契約は廿五件八億圓。大藏省、保險計理人の創設及其の資格を規定。厚生省、勞務報國會を設立して日傭勞務者の統制方策を決定。
- 十月
 - ◇一日(木) 陸軍次官、次官會議で劃一配給と賃金統制の弊を指摘して勞務對策の再檢討を要望。
 - ◇二日(金) 八月末の中國地方風水害罹災地區の租税減免勅令案成る。本年下期の石炭増産對策決定す。鐵鋼及鐵鋼第二次製品の泰、佛印向輸出方策決まる。
- 人絹絹統制會創立。朝鮮の電力國家管理に統制會社新設の趣。全購販聯の機構改まり生産部面を重點的に擴充。
- ◇三日(土) 重要物資の買上強化に地方長官及び管理營團に必要權限附與さる。
- ◇五日(月) 綿スフ統制會創立。人絹スフ工業の第三次整理斷行の模様。油脂統制會創立。農相、六大都市協議會席上で消費市直營農場と地域的特約農家制を示唆す。
- ◇六日(火) 戰時陸運非常體制確立す。本年産米第一回豫想收穫高六千七百三十萬石と發表。
- ◇七日(水) 商工省所有特許權、統制會を通じて活用措置發表
- ◇八日(木) 東株調査に依れば九月の株價指數は新記録を示し指數創設以來の記録と。
- ◇十日(土) 商工省、重要物資在

農地開發營團本年度事業決まり
農地造成二萬六千町歩、水利改
良二萬二千町歩と。
 廿四日(土) 臺灣一期作米實收
三百八十三萬石と總督府發表。
 廿七日(火) 十七年度會計純節
約總額六億一千萬圓と發表。
 南太平洋海戰及び第二次ソロモ
ン海戰以後の戰果發表さる。
 廿九日(木) 十八年產麥類買入
價格改訂さる。

海外

八月

一日(土) 行政長官バ・モ博士
以下各部長官決定しビルマ新行
政機關發足す。
 マライの軍需民需輸送機關再調
整計畫着手。イングラント銀行
の限外發行高八億八千萬磅に擴
張の由傳へらる。
 フイリツピン敵性銀行の清算事

十七日(土) 小賣業者の整理推
進され、各府縣の目標整備率決
り八大府縣に政府案提示さる。
 損保會社の南方進出に統制方式
を強化、政府九社を選定す。
 十九日(月) 我方來襲機乗員に
重罰を以てする布告發せらる。
 廿日(火) 重要物資の死蔵調査
阪神で營團が開始。動産不動産
賣却資金國債化施行以來の成績
八千五百六十六萬圓と。
 更生金庫の千圓内外小賣資産評
價額には現金交付の趣。
 敵性特許の第三次處分行はれ取
消三百九十三件。
 全國金融統制會に依る共同融資
の斡旋額は發足以來百廿件約八
億圓と。
 廿一日(水) 朝鮮電力國家管理
要綱決まり發送電特殊會社新設
の趣。
 廿三日(金) 物資管理營團、織
維製品等輸出滞貨の買上を決定

庫調査に二本建方策を採用、物
資品目、申告義務者等を告示。
 大藏省發表に依る九月末預金部
狀況で國債證券高百十億圓を突
破す。陸軍兵器關係の機構改革
され兵器行政本部の新設、航空
本部を簡素強力化。商工省委員
現地調査答申書發表さる。
 十二日(月) 中小石油業社合併
で新會社設立の趣商工省より發
表さる。陸軍々政會議開かる。
 十三日(火) 日滿華興亞團體會
合東京で開催さる。
 勞働局、炭礦勞務者の待遇改善
及基本給を設定。
 絹人絹織物製造會社創立す。
 十五日(木) 重要物資の強制買
上愈々斷行、商工省關係諸法令
を公布。朝鮮米第一回豫想收穫
高一千五百四十萬石と發表さる
三井物産株百五十萬株の公開を
三井總元方發表。
 損保統制會創立。

供給策成る。

キユーバ政府改組され、對スベ
イン國交斷絶の趣報せらる。獨
軍司令部の發表によればコーカ
サス進撃獨軍部隊は重要工業都
市ヴオロシロフスクを占領と。
 我軍政下のスマトラ各州の知事
決定す。
 五日(水) 英米軍事代表等露都
モスクワに參集。
 六日(木) ジャワに食糧管理事
務所開設さる。フイリツピンの
セメント生産事業軌道に乗ると
報ぜらる。
 コーカサス戰線のソ聯石油地帯
危殆に陥る。獨軍、南部戰線ク
ラスノダール防衛線に殺到。
 七日(金) マライ商社員軍囑
託解除され指定商社業務を專掌
と決まる。獨軍、北コーカサス
要衝エイスク占領と報ぜらる。
 印度ボンベイ會議開會され英權
力撤退要求決議案を討議。印度

政廳、生活必需品取扱商店に

鎖命令を發す。
 印度國民會議派運用委員會、米
蘇蔣等に對し印度の獨立に支持
要請と表明す。
 中支那振興會社の自營事業積極
化すと。
 北支金融網の充實へ正金、鮮銀
以外の進出氣運濃化模様。
 英政府急遽議會召集、印度問題
を討議す。
 八日(土) ボルネオの賣庫西北
部開拓を目指しシブに州廳を開
廳す。印度國民會議派全印委員
英勢力撤退要求案を可決。
 印度總督、英勢力撤退要求案に
對し強硬反對態度を表明す。
 九日(日) 英・印遂に正面衝突
に到りガンヂー等全委員逮捕さ
れ政廳側交渉拒否を聲明す。
 全印に一齋反英罷業始まる。獨
軍、北コーカサスの要衝クラフ
ノダールを占領。獨軍機械化部

務着手さる。濠洲軍參謀總長ヴ
ァーノン・スターデイ倫敦に到
着英陸海軍首腦と會談。

二日(日) 印度國民會議派の首
腦部等ワルダにてガンヂーと會
見、新不服從運動の實施計畫を
擬議す。獨蘇兩軍ドン河灣曲部
にて空前の大戰車戰を展開。

三日(月) 米政府對日石油引渡
を停止。ガンヂー、獨立運動に
關しての決意を正式に表明す。
 英政府白領コンゴでゴムの買付
契約に成功の趣傳はる。

濠洲で歐洲第二戰線結成促進の
民衆大會開かれ、濠洲政府及英
首相に激勵の電報を發すと。

四日(火) 國民政府財政部、武
漢地區の舊法幣回收を發令。外
電の報ずる所に依れば七月末米
國公債の現在高は八百九十二億
弗と。フイリツピンで船大工の
登録制始まる。マライに勞務管
理協會新設され、勞力の一元的

隊マイコーブに突入と。

◇十日(月) 〓ボンベイの反英暴動遂に全印に波及し警官隊發砲で鎮壓に乗出す。ビルマの鐵道一般に公開。

◇十一日(火) 〓米、船腹の不足に伴ひ輸入品目を五百種に限定の趣報せらる。アルゼンチン政府アルゼンチン・ボリヴァイア間油送管敷設を許可。

◇十二日(水) 〓コーカサス戰線のルーミアニア軍、クラスノダール西北要衝スラヴヤンスカヤを占

領。獨軍の英本土爆撃猛し。米國務省、印度の反英暴動に關し内政には不干渉と聲明。

◇十三日(木) 〓獨軍、クーバン河の全面的渡河に成功。

◇十四日(金) 〓西地中海の敗殘英國艦隊ジブラルタルに遁入。

◇十五日(土) 〓獨軍、コーカサス戰線ゲオルキエフスクを占領。ビルマ十二地方の知事決まる。

◇十六日(日) 〓キユバの戰時内閣ラモン・フアイデンを首班に成立と。

◇十七日(月) 〓獨軍、ドン河灣曲部全地域の制壓を發表。英米ソ三國會談モスクワに開催。

◇十八日(火) 〓メキシコに六百萬弗の借款供與、モンクローヴァ地方の鐵鑛開發の爲と傳はる。

◇十九日(水) 〓滿洲開拓第二期計畫案海外拓殖調査會答申案成る英の北佛上陸作戦失敗に歸す。

◇廿日(木) 〓印度各地の取引所閉

鎖。金融機關管理辦法施行され國府財政部の金融支配確立す。

◇廿一日(金) 〓ブラジル、獨伊兩國に對して宣戰を布告す。

◇廿二日(土) 〓ブラジル政府、日本に對しては中立と聲明。

◇廿三日(日) 〓英國の戰費既に百五億磅を突破と報せらる。

◇廿四日(月) 〓吉澤特派大使、バシコック到着。

◇廿五日(火) 〓滿洲開拓團への基礎建設資金一戸當最高四千圓と決まる。

◇廿六日(水) 〓米國に勞働力動員法案成ると報せらる。

◇廿七日(木) 〓米國に勞働力動員法案成ると報せらる。

◇廿八日(金) 〓米國に勞働力動員法案成ると報せらる。

◇廿九日(土) 〓米國に勞働力動員法案成ると報せらる。

◇三十日(日) 〓米國に勞働力動員法案成ると報せらる。

く旨の法令公布。中國蔣共の相剋深刻化し、中共重慶國民黨の肅清を開始の趣。ソ聯黒海艦隊基地ノヴォロシースク陥落と獨軍司令部發表。ポルトガル沖で英獨海空戦展開東印度諸島に印度獨立聯盟支部結成さる。

◇七月(月) 〓滿洲國經濟部調査に依れば昨年末現在全滿洲會社資本金は七十九億九千萬圓と。

◇八月(火) 〓カナダ・ソ聯小麥新協定倫敦で調印とカナダ貿易相

告。

米ロ大統領、爐邊談話の形式で全米に獨裁權を要求す。

米ロ大統領、物價統制、賃金統制の全權要求教書を議會に送りインフレ防止對策に狂奔。

米休日労働の倍額賃金を禁止し政府、國內屑鐵回收運動に積極的に乗出す。

◇八月(火) 〓カナダ・ソ聯小麥新協定倫敦で調印とカナダ貿易相

告。

米ロ大統領、爐邊談話の形式で全米に獨裁權を要求す。

米ロ大統領、物價統制、賃金統制の全權要求教書を議會に送りインフレ防止對策に狂奔。

米休日労働の倍額賃金を禁止し政府、國內屑鐵回收運動に積極的に乗出す。

◇八月(火) 〓カナダ・ソ聯小麥新協定倫敦で調印とカナダ貿易相

告。

米ロ大統領、爐邊談話の形式で全米に獨裁權を要求す。

米ロ大統領、物價統制、賃金統制の全權要求教書を議會に送りインフレ防止對策に狂奔。

米休日労働の倍額賃金を禁止し政府、國內屑鐵回收運動に積極的に乗出す。

漢口で食米の配給に切符制度を實施。

◇二日(水) 〓メキシコ政府、銀輸出を禁止。米政府、タイヤ及ガソリン節減の爲全米のタクシーを政府の管理下に。

◇三日(木) 〓蒙古政府、最高顧問制を廢止す。英政府、埃及政府のハルツーム移轉を強要と。

◇四日(金) 〓イラン政府、參戰説を否定す。米濠軍事協定成立。

◇五日(土) 〓滿洲國軍の大異動行はる。スペイン・アルゼンチン通商協定調印。チリー政府、米國貨の輸出入を統制。

◇六日(日) 〓ブラジル政府、商船造船所、精油所を國家管理に置

九

◇廿一日(月) 〓印度總督の狙撃、鐵道の破壊、官公署の襲撃等相次ぎ、印度の反英暴動に全印大混亂を呈す。

獨軍スターリングラード市中に突入と。イラン政府國內に戒嚴令を布告。

國民政府、和平地區に標準價格を設定し物價抑制に我が在支機關と協力の聲明を發す。

ソ聯、學制制度改革を斷行し學生を軍需増産へと動員。

◇一日(火) 〓蒙古政府首都張家口特別市に昇格。中支物價の騰勢抑制の爲最高價格制施行さる。

スタールリングラード攻略獨軍部隊カラチを完全占領。獨軍のケルチ海峽橫斷成功。

上海地區第一期清鄉工作開始さる。濟南總領事館、新統制組合に自治的統制力を與へる爲同業統制組合規約を公布。

發表。

駐米ソ聯大使リトヴィーノフ、米ハル國務長官と會談。米・キユーバ共同戦争遂行軍事協定調印。

駐米中國大使胡適辭任。

◇九日(水) 米財務省作製の強制貯蓄計畫國內に紛議を醸出。

◇十日(木) 〓チャーチル、クリッパス聲明を飽迄固執と聲明す。アンカラ情報によればクルヂスタンに反英暴動起ると。

米政府、グワテマラ間にゴム協定を締結す。

英軍再びマダガスカル島侵略。

全英労働組合年次大會にて歐洲第二戦線結成要求案否決さる。

◇十一日(金) 〓比島で新比島文化建設懇談會開かる。ジャワ軍政監部、土侯地に原住民總務長官を設置。獨逸に獨印協會成立。英軍のマダガスカル侵入に佛政府緊急對策を協議。

全に失敗す。

國民政府、我官憲と協力、首都潜入の重慶テロ分子を逮捕。

重慶政權系中央銀行の別働隊たる中央信託局等完全に清算。

香港總督部、土地税を創設。

廣東で租税整理の新規則公布さる。滿洲國建國十周年紀念日。

重慶財政部、中國銀行支店を濠洲、南阿等に設置の趣。

ビルマで貨幣調整令公布さる。米ロ大統領、第六次武器貸與成績を公表。米政府、武器貸與でアルゼンチン抱込を企圖の趣。

米大統領、ワシントンで太平洋軍事會議を開催しインド問題を凝議。

◇十六日(水) 〓蔣介石、西北開發に躍起、西安で軍政首腦會議を開催す。

マダガスカル島アンネ總督、英軍に休戦申入れ。ブラジルに動員令下る。アルゼ

英首相チャーチル、英軍のマダガスカル上陸に關し下院で聲明

◇十二日(土) 〓獨軍、コーカサス戦線テリヨク地區を爆撃。英軍新にマダガスカル島へ上陸。樞

軸國潜水艦西印度小アンチル列島英領バルバドス島を攻撃。

滿洲國で東亞都市大會舉行。佛印に大審院設置さる。

ビルマのラングーン總領事館正式に閉鎖され必要事務は軍政監部で處理と決定。

米軍、佛領赤道アフリカに上陸しド・ゴール軍司令官の指揮下に入るに報ぜらる。

在英印度會議派總務委員會、在英米大使館を通じ米國大統領に對し印度問題の調停を要請せりと報ぜらる。

◇十三日(日) 〓獨軍のコーカサス攻略部隊ツアプセの攻略を開始す。香港總督部、戸口規則を制定公布。在滿印度人協會發會式

ンチン下院、對樞軸國即時國交斷絶案を否決す。

米のインフレ抑制案上院へ。米國農務省發表によれば、米政府、メキシコ及びグワテマラと

ゴム協定を締結、兩國ゴムの一九四七年迄の總生産額買取の具體案を決定と。

米・亞石油協定進捗の趣。

◇十七日(木) 〓マダガスカルの休戦交渉決裂す。

ムルマンスク戦線モトフスカ灣の赤軍上陸作戦失敗に終る。

佛印で財政經濟會議開催。イタリア、對ブルガリア通商協定交渉を開始す。

西亞諸國歴訪中の米大統領特使ウイルキー・ケイヴィシエフに到着、ソ聯要人と會談。

◇十八日(金) 〓香港總督部、貿易取締令を發布。

獨軍のスターリングラード攻略部隊、防衛軍を兩斷して掃蕩戦

ドイツシール佛政府、新徵用法令を公布。

グルー前駐日米大使、日本の實力を全米民に強調し對日警告を發す。

◇十四日(月) 〓マダガスカル上陸の英軍西南海より奥地へ侵攻、メヴアタナを占領。

タジフクスタンのギツサル地方とウズベツクスタンのダルヴィン峽谷スルハン地方を結ぶモロトフ運河完成す。

◇十五日(火) 〓上海の小賣物價に軍票、儲備券の兩建制實施。

米國銀行券八月末流通高百廿二億弗に膨脹す。

英國勞働組合、軍需産業の國營を要求の趣。

華中棉花統制會成り中支の棉花收配一元化さる。

獨軍カスピ海沿岸に達すと報ぜらる。樞軸軍占領下の北亞トブルクに對する英軍の上陸作戦完

に入りし模様。

英軍マダガスカル東岸に上陸。伊太利快速艇隊ジブラルタル港に侵入商船團を攻撃。

グルー前米大使王度米國民に對日態度を警告。

◇十九日(土) 〓米の産業總動員計畫法案上院に提出され大統領に全權賦與を要求。

獨軍スターリングラード市街の大半を占據の模様。

英、北阿での五月よりの飛行機損害八百六十餘機と發表。

國民政府財政部過般發表せし金融機關管理暫行辦法の施行細則を發表、蘇浙皖三省、南京、上海の金融機關を政府の統制下に

おく。

米政府、ギリシャ亡命政府公使館を大使館に昇格。

米國最大の勞働組合たる産業別組織會議(CIO)幹部、政府案の勞賃固定策に反對を表明。

◇廿日(日) 佛印經濟局、滿關支貿易に輸入先行制の下にバーター制を採用と決定。

米國聯邦準備制度理事會の發表に依れば、本年中米國民所得は千百廿億弗、前年比百七十億弗の増加と。

米徴兵局の發表に依れば、一九四三年末の米兵徴募計畫は一千萬人と。

マダガスカル侵入の英軍、首都アンタナナリヴオに迫り、佛總督アンネ、首都を移轉して抗戦中と傳はる。

獨空軍北氷洋にて英の四十五隻より成る大輸送船團を殲滅。

ビルマ軍政監部、庶民金融業者を對象に金貸業取締令を公布。舊英領東亞に在る英國商社代表の在倫敦英國商業聯盟は東亞に於ける商社喪失利權の補償要求を英政府に提出と。

◇廿一日(月) 〓スターリングラード

ドの婦女子に最後の避難命令。比島ヴァルガス長官、貨銀補償の實施を公表。

印度政廳、逮捕收容中の國民會議派領袖達を國外追放せし事を發表。

米軍需生産能率向上を期し五人委員會を新設、全米軍需工業を同會の指揮下におく事に決定。

米ロ大統領廿七億三千万弗の新規海軍豫算を要求。

◇廿二日(火) 〓我國民政府答訪使節團南京に到着。

上海に保險業同業公會創立す。期間切の廣東・香港貿易繼續と決まる。

昭南に土木事業關係の公共施設總局設置さる。

在獨印度及アラビヤ人、印度、アラビヤ獨立大會を開催。

スペイン政府、内外根本策を決定發表。

◇廿三日(水) 〓米國下院、インフ

レ抑制法案に農産物價の値上りを認める修正案を可決し、ロ大統領のインフレ抑制案全く骨抜となつて通過。

マライ・スマトラに通貨新交換制決まる。

英政府、埃及王の持つ一切の特權を停止す。

◇廿四日(木) 〓レニングラード戦線に伊機初めて参加と。

獨軍北氷洋で大輸送船團を攻撃二十三隻を屠る。

マダガスカル侵入英軍、首都タナリヴオを占領。

重慶政府の發表によれば、來年度の建設豫算二十億元を計上と、獨逸勞働力統制官ザウケル、獨逸の勞働力補給問題は既に解決と言明。

グアチカン法王廳、國民政府と事務的聯絡準備開始との趣。

ソ聯政府、對フィンランド單獨媾和説を正式否定。

◇廿五日(金) 〓比島に陸運管理局設置さる。

ウイルキー・スターリン軍事會談續く。

米國財務省の見積によれば、米國に凍結されてゐる歐洲諸國のドル資産は總額四十七億四千万ドル、内中立國分二十三億ドルで、内スイスのも十四億八千万ドルと。全米にガソリン切符制施行される。

◇廿六日(土) 〓米國政府貿易統計に依れば、一月―七月の對外貿易は輸出額四十億弗、輸入額は十六億弗と。

北京に華北中央物價協力會議所創設さる。上海の日本商工會議所機構全面的に改革。

◇廿七日(日) 〓ウエーベル、ビルマの奪還必要を力説聲明。

日・米交換船鎌倉丸昭南港發内地に向ふ。

ソ聯、ド・ゴール政權を承認。

◇廿八日(月) 〓米ロ大統領、インフレ抑制案の訂正に絶対反對を上院で聲明。

米戰時生産局に強力なる執行機關設置さると。

日華三億圓借款に基く武器讓渡の讓渡式舉行。

滿洲國政府首腦部の大異動。重慶で戰時通貨政策の一助たらしむ團體生命保險を奨勵と。

印度のシーク派も印度の即時獨立を要求。

米國政府負債廿八日現在で總額九百億弗、國防計畫開始直前たる一九四〇年末に比し二倍以上の膨脹。

◇廿九日(火) 〓マダガスカルの英軍、ツレア港を占領。米特使ウイルキー重慶着。

ハワイ市民防衛局長、ハワイ一般防衛強化に二千万弗支出、各種施設の急工事を發表。

米ロ大統領、海軍航空機建造費に二十八億六千二百萬弗の追加

豫算を議會に要求。

アルゼンチン下院、對樞軸外交關係斷絶勸告案を可決、尙大統領之を握潰方針と報ぜらる。

◇卅日(水) 〓米特使ウイルキー、蔣介石と第一次會談。

國民政府林宣傳部長訪日。ドナウ航行協定成立。英首相過般のジエツツ上陸作戰の失敗を下院にて報告。

ブラデル大統領ヴァルガス、一週間の金融、商業一切の契約に付モラトリアムを布告、戰時生産機構確立の爲の手段を講ずる爲と報ぜらる。

十月 一日(木) 〓比島軍政監部、比島海運組合設置の軍政部令を公布す。

蔣介石、西北建設に中共聯絡工作を開始の趣。

爪哇に指定價格、停止價格の二本建てで物價統制令を施行。

爪哇のカボック栽培も栽培企業管理公園の扱となる。

佛印内商業者に登記制實施と報
ぜらる。

◇三日(土) 獨軍發表、ラドガ湖
南方で赤軍七ヶ師を殲滅。
メキシコ・キユバ對樞軸共同防
衛條約締結。

米ロ大統領、インフレ抑制に全
權發動し食料物價の停止と最高
勞賃を決定。

◇五日(月) 瓜哇の庶民銀行再開
す。

比島の苧麻黃麻増産五ヶ年計畫
發表さる。

◇七日(水) 比島の棉買上價格決
定、戦前に比し大幅の値上。比
島の甘蔗處理方針、工場別生産
割當を實施。

◇八日(木) 國民政府軍、江蘇省
北部で掃共戦を展開。

◇九日(金) 國民政府軍事委員會
擴充され陸海軍部を委員會へ隸
屬との趣報ぜらる。
米の八月末通貨流通高百廿二億

弗と新記録。

◇十日(土) 赤軍政治委員廢止。
◇十一日(日) 日・泰軍郵便鐵道
運賃協定成立す。

◇十二日(月) 米國軍のベルシア
灣進駐説傳はる。

◇十四日(水) 獨蘇コーカサス戦
線、スターリングラード戦線、
刻々獨軍の壓迫模様。

◇十五日(木) 印度の騷擾下火と
ならず、重要工場に爭議頻發。

◇十六日(金) 佛政府、ダカール
で戦闘開始を公表。

◇十七日(土) ヴィツシー政府十
六日のダカール戦闘は無根と發
表。スターリングラードのソ聯
軍崩潰を蘇聯紙も自認。

◇十八日(日) 瓜哇の敵性銀行預
金の拂戻支拂猶豫令解除さる。

◇廿日(火) 滿洲國、國境取締法
を公布。
米國の戦時態勢確立運動顯著と
なり、國務次官も全國遊説の趣

と報ぜらる。

スターリングラード、赤色十月
工場唯一つを殘して廢墟と。
儲備券の流通區域漸次擴大され
武漢周邊五十一城市にも實施、
蘇浙皖三省地域には十二月一日
より實施の趣。

チリ内閣不統一模様のところ
遂に内閣更迭。
◇廿二日(木) 英政府、徵兵年齢
を十八歳に引下ぐ新徵兵令を公
布す。獨軍山岳地帯を突破しツ
アプセ高地に迫る。

◇廿三日(金) 昭南に沈船引揚協
會設置さる。佛西阿總督、ダカ
ールの防備に關して聲明。

◇廿四日(土) 獨軍當局、スター
リングラード赤色十月工場の大
半占領を發表。獨軍ヴォルガ河
に到達の模様。
米英の在支治外法權撤廢聲明後
全面的に不平等條約廢棄へと重慶
政府運動開始の趣。

◇廿五日(日) 國府財政部、舊法
幣の所持を禁止、十一月中に最
終交換實施と。

ソ聯・礦物増産に大童、東部資
源地帯の開發進捗の模様。
獨軍司令部發表に依ればスター
リングラード赤色十月工場陥ち
ス市の完全攻略迫る模様。

埃及戦線で英反攻の火蓋切り戦
況活潑化す。
皇軍の空軍部隊、印度急襲。

◇廿七日(火) 新民會全聯協議會
開催され、華北の總力體制強化
さる。

◇廿八日(水) 日泰文化協定調印
さる。中國、交通兩銀行の現銀
差押を解除。

大東亞戰

八月

◇一日(土) 我航空部隊、ポート
モレスビー、ホーン島、タウン

スヴェイル等濠州方面各地を爆撃

◇三日(月) 中支戦線全華南方攻
略部隊松陽縣城完全攻略。

◇五日(水) 我空軍、在支米空軍
基地桂林、衡陽を空襲。

◇七日(金) 我空軍大舉湖南省一
帯に進攻、各地を爆撃。

◇八日(土) 我海軍部隊、アリユ
ーシャン列島方面に出現せる敵
有力部隊を撃退。

米空軍廣東に來襲す。

◇九日(日) 我海軍部隊、ソロモ
ン群島海域にて米英聯合艦隊と
交戦、七日以來の戦果艦船廿八
以上、飛行機四十一機以上を屠
る(第一次ソロモン海戦)。

◇十四日(金) 臨川南方作戦に我
方敵九十八師、暫編六師の一部
約三千を撃滅。

ソロモン海戦の綜合戦果發表さ
れ撃沈敵艦船廿五隻。

◇十七日(月) 大本營發表に依れ
ば濠洲周邊海域の我潜水艦隊、

七月下旬より八月上旬に敵船約
十隻、九萬噸を撃沈。

米系情報に依れば我空襲部隊モ
レスビーを猛襲。

我占領下の英領ギルバート諸島
北端マキン島に米兵來襲せるも
敗走す。

◇廿日(木) 我ポルト・ダイヴィ
ンの空爆連續的に行はれる。

◇廿四日(月) 我海軍部隊、米の
増援部隊をソロモン群島東方に
把捉、空母、戦艦等に大損害を
與ふ(第二次ソロモン海戦)。

◇廿七日(木) 我空軍部隊、西濠
洲のブルームを爆撃。

◇廿九日(土) 我が浙贛作戦の綜
合戦果發表さる。

九月

◇一日(火) 我北支軍、于學忠の
敗殘部隊を魯南地區北伏山、辛
山に包圍三千を撃滅。

◇四日(金) 我空軍、衡陽、零陵
桂林等の敵空軍基地を連續的に

猛撃す。

◇六日(日) 我北支方面軍、高樹勳麾下三百を山東省南端單縣西南地區に包圍殲滅。

◇九日(水) 我中支軍、敵第三戰區全く潰滅すと發表。

敵機ビルマアキヤブに來襲せるも五機撃墜され敗走す。

◇十四日(月) 米西部防衛司令部發表によれば、我飛行機米本土オレゴン州西南部を空爆と。

◇十七日(木) 我北支軍沙河鎮西北方で共産匪五百を捕捉猛攻。

◇十八日(金) 支那派遣軍發表に依れば浙贛地區の復興顯著と。

◇廿三日(水) 大本營發表によれば、我アリュージャン列島方面潜水艦米甲巡及潜艦に猛攻を加へ之により大東亞戰勃發以來我撃沈せる敵潜水艦は合計百二隻に上る。

◇廿五日(金) 大本營發表に依れば帝國海軍の一部は大西洋に進

出、樞軸國海軍と協同戰線展開中と、尙我潛艦歐洲獨基地に寄港し再び出動と。

◇廿七日(日) 山東西部の共産軍撃滅戰の火蓋切らる。

◇廿八日(月) 我海鷲のポート・ダーヴェイン爆撃續く。

十月

◇一日(木) 皇軍、阜平、關鎮方面で殲滅戰展開。

◇三日(土) 皇軍、大金山莊を占領し魯西共産軍の牙城を潰滅す。

◇八日(木) 我陸軍航空部隊、敵第一戰區蔣鼎文の司令部所在地河南省洛陽を猛爆。

我りすぼん丸、英俘虜千八百を乗せて航行中米潜水艦に依り撃沈さる。

◇十九日(月) 我方に來襲の敵機乗員に對し重罰を以て臨む防衛總司令官布告發せらる。

尙去る四月十八日來襲の米機乗員を嚴重處分せる旨の大本營發

表あり。

◇廿四日(土) 我軍、山西省全城の大殲滅戰一齣に火蓋切る。

◇廿五日(日) 皇軍の空軍部隊、印度東部を急襲し、テンスキアチツタゴン等空軍基地を痛爆。

◇廿八日(水) 陸鷲西南支那に進攻、連日各據點を痛爆。

◇南太平洋海戰 十月廿六日黎明より夜間にかけてサンタクルーズ諸島北方洋上で我海軍部隊、米空母ワスプ外戰艦を含めて六隻を撃沈、五隻を大中破、飛行機二百機以上を撃墜破す。

◇第一次ソロモン海戰より南太平洋海戰に到る敵側損害、撃沈六三、大破一三、中破八、計八四隻、飛行機撃墜破七七七機以上尙之の期間に於ける我方の貴き損害沈没十一、大破五、中破六小破三、損傷二、計二七、飛行機一九六機。

重要經濟統計表目次

内地

(1) 國庫歲入歲出現計……………三二七頁

(2) 一般會計の各月歲入及歲出實額……………三三八

(3) 一般會計歲出總額及臨時軍事費特別會計の公債發行高……………三三九

(4) 公債發行並現在高……………三三九

(5) 紙幣及銀行券流通高……………三三九

(6) 日本銀行營業週報……………三三〇

(7) 預金部資金及運用表……………三三〇

(8) 全國銀行預金貸出現高……………三三一

(9) 全國銀行有價證券預ケ金及現金現在高……………三三二

(10) 全國信託會社信託勘定……………三三三

(11) 郵便貯金現在高……………三三三

(12) 簡易保險及郵便年金契約高……………三三三

(13) 內國諸保險月末現在契約高……………三三三頁

(14) 內國生命保險資金運用狀況……………三三四

(15) 全國信用組合聯合會資金概況……………三三四

(16) 全國手形交換高及不渡手形高……………三三五

(17) 全國組合銀行及代理交換委託者月末日收納高……………三三五

(18) 東京及大阪手形種類別……………三三五

(19) 東京大阪市中金利……………三三六

(20) 東京株式取引所主要株式及公債各月平均相場……………三三六

(21) 東京株價指數……………三三七

(22) 各種債券及株式利廻……………三三七

(23) 東京卸賣物價指數……………三三八

(24) 東京給料生活者生計費指數……………三三八

(25) 全國勞働者生計費指數……………三三八

(26) 農村物價分類別指數……………三三九

番號

(27) 産業別労働者数.....三二〇

(28) 日銀連結労働人員及賃銀統計.....三二一

(29) 全國賃銀指數.....三二一

(30) 労働爭議統計.....三二二

(31) 小作爭議統計.....三二二

外 地

(32) 朝鮮金融統計.....三二四

(33) 臺灣金融統計.....三二四

(34) 京城卸賣物價類別指數.....三二四

(35) 臺北卸賣物價類別品別指數.....三二四

番號

(42) 新京卸賣物價及生計費指數.....三二四

(43) 滿洲國産業別労働需給.....三二四

支 那

(44) 中國各種紙幣發行高.....三二六

(45) 中央儲備銀行券發行高及準備高.....三二六

(46) 天津卸賣物價指數.....三二六

(47) 蒙疆卸賣物價指數.....三二六

(48) 北京卸賣物價指數.....三二六

(49) 天津工人生計費指數.....三二六

(50) 上海卸賣物價指數.....三二六

歐 米

(51) 倫敦及紐育市場外國爲替相場.....三三〇

(52) 獨英米重要經濟諸指標.....三三〇

- (36) 滿洲國國債現在高.....三二四
- (37) 滿洲國租稅收入概況.....三二四
- (38) 滿洲中央銀行通貨發行高及準備高.....三二五
- (39) 滿洲中央銀行標準利率.....三二五
- (40) 滿洲國內(含關東州)銀行預金及貸出現在高.....三二六
- (41) 滿洲國主要都市手形(票據)交換高.....三二六

(1) 國 庫 歳 入 歳 出 現 計 (大藏省調) (單位千圓)

* 印15年度分は臨時部に屬せるものなり。△16年度豫算は第七十七・八・九議會追加分を加算せり。

歳入科目	△16年度豫算		16年度		15年度		歳出科目	△16年度豫算		16年度		15年度	
	16年4-17年3月	15年4-16年3月	16年4-17年3月	15年4-16年3月	16年4-17年3月	15年4-16年3月		16年4-17年3月	15年4-16年3月	16年4-17年3月	15年4-16年3月	16年4-17年3月	15年4-16年3月
經常部	4,005,847	3,001,821	2,636,292	2,422,299	86,370	87,306	55,960	3,750,392	2,111,984	2,599,978	4,500	4,500	
租	3,078,031	2,657,977	2,364,072	2,117,850	965	841	747	24,613	19,592	19,185	24,613	19,592	
所得人別	1,194,065	1,140,333	1,215,526	1,117,850	4,441	31,752	6,999	386,283	323,057	353,137	386,283	323,057	
配當別	660,464	407,892	80,061	82,229	560	704	607	1,673,021	720,037	930,033	1,673,021	720,037	
特別	11,016	9,252	12,623	19,964	1,967	1,584	1,686	377,536	131,889	270,929	377,536	131,889	
地業	—	20	3,915	8,361	551	482	431	464,559	310,325	332,839	464,559	310,325	
營業	—	11,575	64,600	117,850	6,615	11,477	8,242	55,802	43,186	45,872	55,802	43,186	
法相	—	3,627	18,717	27,142	551	482	431	186,184	147,355	161,574	186,184	147,355	
鏡	77,553	31,804	27,142	9,869	6,615	11,477	8,242	69,832	47,660	52,847	69,832	47,660	
外貨	8,129	9,365	9,882	242,299	6,615	11,477	8,242	10,564	7,235	8,258	10,564	7,235	
酒	9,567	307,891	242,299	8,361	784,159	749,115	492,402	386,171	288,942	338,356	386,171	288,942	
清涼	9,567	11,484	8,361	8,361	1,153	2,990	144	107,836	67,436	81,619	107,836	67,436	
砂糖	144,687	100,908	117,850	117,850	7,158	7,829	5,575	107,836	67,436	81,619	107,836	67,436	
雜糧	75,328	111,491	82,229	82,229	6,955	7,375	2,288	54,000	39,613	45,292	54,000	39,613	
揮發油	16,081	10,718	19,964	19,964	—	455	288	264,605	108,276	124,790	264,605	108,276	
遊樂	121,442	150,279	100,214	100,214	15,700	3,747	2,137	1,037,956	98,484	94,091	1,037,956	98,484	
興行	164,587	166,196	115,412	115,412	39	40	166	823,363	767,908	668,338	823,363	767,908	
市場	35,218	25,056	28,142	28,142	39	40	166	54,000	39,613	45,292	54,000	39,613	
通關	29,666	21,706	21,169	21,169	3,352	2,680	2,747	264,605	108,276	124,790	264,605	108,276	
紙業	30,664	29,242	20,696	20,696	9,449	4,071	1,025	264,605	108,276	124,790	264,605	108,276	
紙及	118,319	82,516	127,804	127,804	80,499	584,775	476,024	80,616	46,376	56,857	80,616	46,376	
官收	143,398	129,288	122,875	122,875	276,497	5,811	4,821	470,301	134,417	284,419	470,301	134,417	
森林	557,154	68,390	60,910	60,910	276,497	5,811	4,821	293,444	46,376	56,857	293,444	46,376	
刑務	140,247	55,315	49,994	49,994	276,497	5,811	4,821	81,968	18,836	25,108	81,968	18,836	
刑務所	22,988	12,070	10,067	10,067	276,497	5,811	4,821	86,549	39,226	48,167	86,549	39,226	
經常部(續)	86,370	87,306	55,960	492,402	86,370	87,306	55,960	4,500	4,500	4,500	4,500		
入料	965	841	747	144	965	841	747	24,613	19,592	19,185	24,613	19,592	
免許及手数料	4,441	31,752	6,999	1,153	4,441	31,752	6,999	386,283	323,057	353,137	386,283	323,057	
贈與及還納金	560	704	607	5,575	560	704	607	1,673,021	720,037	930,033	1,673,021	720,037	
稅關及雜收入	1,967	1,584	1,686	2,288	1,967	1,584	1,686	377,536	131,889	270,929	377,536	131,889	
恩給及學納金	5,936	6,378	5,735	482	5,936	6,378	5,735	464,559	310,325	332,839	464,559	310,325	
臨時特別	6,615	11,477	8,242	242,299	6,615	11,477	8,242	55,802	43,186	45,872	55,802	43,186	
臨時特別	784,159	749,115	492,402	8,361	784,159	749,115	492,402	186,184	147,355	161,574	186,184	147,355	
臨時特別	1,153	2,990	144	1,153	1,153	2,990	144	69,832	47,660	52,847	69,832	47,660	
臨時特別	7,158	7,829	5,575	7,158	7,158	7,829	5,575	10,564	7,235	8,258	10,564	7,235	
臨時特別	6,955	7,375	2,288	6,955	6,955	7,375	2,288	386,171	288,942	338,356	386,171	288,942	
臨時特別	15,700	3,747	2,137	15,700	15,700	3,747	2,137	107,836	67,436	81,619	107,836	67,436	
臨時特別	39	40	166	39	39	40	166	54,000	39,613	45,292	54,000	39,613	
臨時特別	3,352	2,680	2,747	3,352	3,352	2,680	2,747	264,605	108,276	124,790	264,605	108,276	
臨時特別	9,449	4,071	1,025	9,449	9,449	4,071	1,025	1,037,956	98,484	94,091	1,037,956	98,484	
臨時特別	80,499	584,775	476,024	80,499	80,499	584,775	476,024	80,616	46,376	56,857	80,616	46,376	
臨時特別	276,497	5,811	4,821	276,497	276,497	5,811	4,821	470,301	134,417	284,419	470,301	134,417	
臨時特別	8,211,078	5,901,853	4,633,116	8,211,078	8,211,078	5,901,853	4,633,116	293,444	46,376	56,857	293,444	46,376	
臨時特別	8,211,078	5,901,853	4,633,116	8,211,078	8,211,078	5,901,853	4,633,116	81,968	18,836	25,108	81,968	18,836	
臨時特別	276,497	5,811	4,821	276,497	276,497	5,811	4,821	86,549	39,226	48,167	86,549	39,226	
臨時特別	8,211,078	5,901,853	4,633,116	8,211,078	8,211,078	5,901,853	4,633,116	86,549	39,226	48,167	86,549	39,226	

(2) 一般會計の各月歳入及歳出實額 (單位千圓)

年 別	歳 入					歳 出				
	歳入總計	租 税	印紙收入	官業及官有財産收入	公債金	雑收入	歳出總計	大藏省	陸海軍省	其の他諸省
昭和12年中	2,647,105	1,262,827	98,948	415,102	616,682	253,545	2,623,340	492,532	1,221,249	909,558
13	3,395,114	1,826,225	88,996	472,218	600,679	406,993	2,858,159	635,057	1,172,202	1,050,899
14	4,531,581	2,323,600	107,240	500,221	1,124,216	476,302	3,798,563	1,148,699	1,375,472	1,278,391
15	5,734,808	3,124,064	130,525	559,857	1,282,756	637,605	5,464,286	1,566,363	2,176,043	1,721,878
16	7,728,119	4,170,976	142,994	633,991	1,894,429	880,724	6,870,609	1,920,748	2,702,906	2,246,953
昭和16年	736,002	398,309	11,593	55,130	246,425	24,545	1,071,131	126,120	449,719	495,291
4月	714,416	188,649	13,125	375,035	0	137,607	232,920	23,252	96,941	112,729
5	232,560	210,910	10,977	4,581	94	5,999	529,500	223,134	218,955	87,411
6	709,037	277,537	11,160	4,801	408,660	6,876	528,410	32,882	302,725	192,803
7	991,093	384,967	10,979	4,698	109	540,340	443,606	60,305	202,056	181,245
8	907,734	351,108	11,895	28,920	492,500	3,310	690,655	206,959	352,210	131,485
9	529,374	503,210	12,507	8,292	202	5,166	403,494	57,685	176,066	169,743
10	281,464	255,190	12,294	8,000	0	5,980	455,858	13,596	181,000	261,264
11	996,433	435,399	14,135	9,537	531,043	6,317	860,194	278,995	365,836	215,362
12	477,010	344,490	9,996	11,508	106,047	4,969	373,431	19,076	75,953	180,023
17年	452,597	367,397	10,802	11,508	436,000	42,999	1,976,687	60,067	154,284	159,080
1	1,191,206	587,956	16,320	107,924	0	26,066	373,431	19,076	154,284	159,080
2	530,090	431,207	11,628	61,447	0	25,815	1,292,788	144,310	509,448	316,804
3	1,434,431	228,869	12,895	452,911	431,701	308,056	190,316	26,415	3,454	639,031
4	386,016	359,694	11,240	7,843	0	7,240	497,547	355,626	4,185	160,448
5	551,771	464,870	11,212	4,431	0	71,257	263,438	42,732	1,634	137,736
6										219,073

(備考) (1) 本表は大藏省が同省備付の主計簿により調査したる歳入歳出國庫現計に依る。
 (2) 官業及官有財産收入には、官有物拂下代、日本銀行納付金、通信事業特別會計納付金を含む。
 (3) 雑収入は前項目以外の収入を總て含む。

(4) 公 社 債 發 行 並 現 在 高 (日銀調) (單位千圓)

年 月	國 債		米 穀 證 券		鐵 絲 證 券		地 方 債		* 銀 行 債		會 社 債	
	發行高	月末現在	發行高	月末現在	發行高	月末現在	發行高	月末現在	發行高	月末現在	發行高	月末現在
17. 1	1,214,626	37,315,185	243,366	768,070	49,400	146,302	765,306	4,460	168,778	4,354,717	94,880	5,642,504
2	535,513	37,850,697	964,788	902,833	—	146,302	14,358	3,073,273	202,000	4,547,430	192,400	5,809,619
3	1,398,261	39,248,958	567,340	1,060,173	49,400	146,302	36,706	3,050,683	199,160	4,732,826	228,800	5,987,487
4	724,335	39,973,291	770,963	1,020,673	96,600	146,000	46,197	3,092,375	95,288	4,798,879	54,653	6,006,096
5	1,263,224	41,236,508	267,598	938,271	146,000	146,000	133,209	3,219,998	226,518	4,919,418	216,850	6,173,127
16. 5	1,035,099	30,051,256	220,704	660,143	49,400	146,302	98,152	2,629,385	217,120	4,610,737	196,760	6,423,734
15. 5	50,562	22,540,743	237,817	478,818	—	—	131,042	2,627,983	84,997	3,252,410	105,921	5,006,049
1-5	175,135,960		2,811,055		341,400		231,434		891,744		788,758	
	163,043,103		1,575,995		195,702		142,443		640,445		782,060	

(備考) * 印銀行債中には14年1月より組合債券を含む。

(3) 一般會計歳出總額及臨時軍事費特別會計の公債發行高 (單位千圓)

年 月	一般會計			紙幣及銀行券流通高 (大藏省調) (單位千圓)			
	歳出總計	臨時軍事費	合計	日本銀行券	朝鮮銀行券	臺灣銀行券	合計
昭和14年末	3,798,563	3,901,500	7,700,063	248,766	3,679,030	3,393,693	443,987
15	5,464,286	5,202,500	10,666,786	360,347	4,777,430	4,452,886	580,534
16	6,870,609	6,300,000	13,170,609	464,974	5,978,816	5,924,747	741,607
17年4月	1,292,788	600,000	1,892,788	449,766	5,352,548	5,284,935	677,329
5	190,316	1,050,000	1,240,316	448,552	5,276,244	5,201,450	658,655
6	497,547	1,730,000	2,227,547	456,485	..	5,466,983	667,715
7	263,438	1,100,000	1,363,438	461,144	..	5,348,850	654,276
8	340,434	600,000	940,434	472,087	..	5,425,564	678,059
9	495,087	1,200,000	1,695,087	476,996	..	5,453,982	698,745

(6) 日本銀行營業週報 (單位千圓)

年月日	發行兌換銀行券	政府預金	一般預金	內鮮銀臺銀發行保證	海外勘定	政府府庫貨立金	一般貸出金	現金地金	國債及債券	代理店定
17.8.1	5,370,714	1,373,226	446,122	211,800	28,962	1,445	436,794	669,125	5,579,296	488,306
8	5,137,823	1,487,389	414,716	196,500	31,099	1,445	425,391	669,718	5,448,661	478,024
15	5,104,748	1,415,030	424,477	195,100	33,099	1,445	469,257	671,065	5,191,949	500,890
22	5,154,218	1,444,429	467,613	231,200	36,028	1,445	367,002	670,519	5,502,172	535,21
29	5,497,531	1,421,819	449,972	222,000	40,028	1,445	533,349	671,112	5,652,563	515,645
9.5	5,244,079	1,569,131	414,813	201,700	40,710	1,445	459,714	672,384	5,606,206	486,654
12	5,051,680	1,523,970	443,435	216,600	44,180	1,445	364,170	673,228	5,395,387	502,308
19	5,016,907	1,476,344	453,829	209,100	47,089	1,445	316,357	674,383	5,216,194	553,016
26	5,337,252	1,524,773	490,141	246,300	51,860	1,445	332,596	674,580	5,556,471	567,835
16.9.27	4,484,215	877,065	321,264	200,406	—	2,185	488,591	572,264	4,118,478	373,227
15.9.28	3,556,174	713,566	126,750	—	—	2,925	791,312	524,212	2,551,433	298,596

(7) 預金部資金及運用表 (大藏省調) (單位百萬圓)

年月末	郵便及特別會計振替貯金其他預金	預金部積立金	預金部收入金(其他共)	國債證券	地方債證券	特殊銀行債券	特殊會計社債券	其ノ他貸付金	預金運用合計(其他共)
17.3	10,026.6	1,603.0	485.7	9,743.4	1,258.6	918.4	974.1	240.9	14,256.8
4	10,192.9	844.7	487.6	9,146.1	1,244.0	919.8	997.7	282.0	13,621.8
5	10,660.6	886.3	498.5	9,370.3	1,312.3	933.2	1,025.6	264.9	14,196.7
6	10,938.3	946.6	121.1	9,790.7	1,317.3	940.0	1,062.9	235.7	14,352.5
7	11,313.3	1,146.9	127.2	10,446.6	1,315.0	966.7	1,092.7	213.1	15,054.5
8	11,510.9	1,067.9	175.7	10,491.9	1,315.9	989.1	1,139.3	217.2	15,255.1
9	11,763.1	1,243.2	300.6	11,038.5	1,311.0	1,003.8	1,198.8	264.3	15,856.5
16.9.9	8,966.5	746.9	245.7	7,777.4	1,265.9	838.5	732.1	324.0	11,870.9
15.9	7,316.4	776.3	216.6	6,081.0	1,194.7	701.6	301.0	535.0	9,710.4

(8) 全國銀行預金貸出現在高 (大藏省調) (單位千圓)

年月末	預金				貸出				
	當座預金	特別當座	通知預金	定期預金	當座貸越	割引手形	合計	コール	
16.12	5,018,849	6,384,586	2,808,133	14,850,887	640,777	11,157,082	1,741,725	1,603,200	526,353
1	3,870,588	6,385,217	2,381,191	15,032,217	639,908	11,014,785	1,830,666	1,392,660	442,147
2	3,892,024	6,383,599	2,372,985	15,268,826	638,431	11,221,786	1,890,835	1,279,652	463,119
3	4,393,982	6,420,463	2,181,741	15,510,180	640,027	11,423,120	1,879,946	1,332,307	386,429
4	4,394,893	6,640,285	2,517,645	15,717,426	638,708	11,508,491	1,851,162	1,336,403	549,733
5	4,473,565	6,868,926	2,652,461	16,009,603	650,697	11,720,277	1,884,491	1,398,091	598,507
6	5,593,834	7,181,484	3,213,073	16,383,144	624,487	12,351,021	1,915,048	1,444,056	519,960
16.6	4,563,915	5,810,652	2,306,212	13,853,018	657,876	10,120,409	1,607,752	1,341,158	649,022
15.6	3,709,154	4,755,455	1,651,197	11,435,082	695,553	8,349,017	1,536,266	1,727,635	510,381
年月末	特別				普通				
	當座預金	特別當座	通知預金	定期預金	當座貸越	割引手形	合計	コール	
17.2	234,327	383,667	272,959	1,098,434	77,866	4,008,024	1,731,856	1,556,808	359,252
3	337,263	389,901	275,374	1,090,126	130,110	4,104,277	1,760,355	1,585,729	367,384
4	290,916	405,343	296,433	1,090,950	61,980	4,247,080	1,778,423	1,604,136	5,503,721
5	285,592	401,913	325,644	1,103,280	54,140	4,400,840	1,801,441	1,622,308	5,674,481
6	307,354	402,546	323,212	1,116,720	76,730	4,600,903	1,832,019	1,645,330	5,916,651
7	293,923	401,752	285,452	1,123,246	41,960	4,762,020	1,874,355	1,657,677	6,112,454
8	280,284	406,530	312,888	1,140,766	67,150	4,869,024	1,921,628	1,681,482	6,293,418
16.8	214,894	341,925	237,896	1,078,022	79,500	3,567,335	1,556,808	1,450,003	4,669,454
15.8	213,655	279,779	141,122	954,556	20,250	2,810,854	1,262,337	1,091,679	3,704,127

(9) 全國銀行有價證券、預ヶ金及現金在高 (大藏省調) (單位千圓)

年月末	普通銀行										特別銀行		
	有價			通證券			銀行				有價		
	國債	地方債	外國證券	社債	株式	合計	現金	預ヶ金	國債	地方債	株式	現金	預ヶ金
17. 2	8,358,615	297,400	550,117	3,395,327	736,153	13,337,618	1,066,275	474,036	1,562,849	12,177	222,103		
3	8,602,224	294,300	561,524	3,447,819	739,292	13,645,159	1,393,209	446,538	1,574,830	11,997	248,177		
4	8,885,237	290,605	560,694	3,514,521	745,178	13,996,235	1,336,900	589,857	1,731,861	12,995	266,968		
5	9,227,694	290,864	580,977	3,612,013	765,781	14,477,329	1,167,162	604,509	1,941,217	11,350	272,940		
6	9,520,757	294,595	584,260	3,702,059	762,704	14,864,375	2,487,832	615,149	2,003,067	11,252	288,925		
7	9,508,072	295,920	584,327	3,764,810	774,865	14,927,994	1,270,169	513,780	2,104,064	11,252	292,346		
8	9,543,921	293,196	599,380	3,806,262	777,446	15,020,205	1,339,989	475,163	2,154,406	11,167	321,642		
16. 8	7,477,056	309,781	491,328	2,993,737	746,224	12,018,126	890,666	462,877	1,570,868	12,762	172,972		
15. 8	5,504,369	330,338	341,745	2,065,752	756,748	8,998,952	835,048	378,978	1,084,161	15,032	103,383		
行 (日銀を含む)													
年月末	株式			現金	預ヶ金	有貯			普通銀行			現金	預ヶ金
	合計	國債	地方債			社債	株式	合計	現金	預ヶ金			
17. 2	63,523	1,912,740	47,917	139,379	3,495,933	122,837	1,112,409	278,475	5,268,366	56,498	209,466		
3	64,222	1,953,783	85,592	158,073	3,559,464	122,162	1,140,738	280,387	5,364,146	57,466	236,686		
4	66,752	2,133,109	62,668	240,764	3,664,948	123,058	1,161,972	286,204	5,503,721	58,777	250,775		
5	70,134	2,352,405	58,425	240,075	3,796,183	123,227	1,190,121	288,399	5,674,481	55,866	251,790		
6	70,874	2,438,726	96,602	205,941	3,961,031	123,282	1,258,043	292,122	5,916,651	58,822	276,675		
7	71,479	2,543,950	60,380	219,573	4,107,071	124,272	1,292,360	296,782	6,112,454	52,985	263,232		
8	71,864	2,629,492	59,993	246,365	4,225,601	124,175	1,337,222	297,405	6,293,418	52,445	243,532		
16. 8	61,948	1,859,114	37,387	148,973	3,047,218	126,908	1,26,908	270,931	4,669,454	52,160	207,395		
15. 8	57,304	1,321,751	30,379	83,682	2,357,654	123,760	790,843	250,789	3,704,127	33,507	173,814		

(10) 全國信託會社信託勘定 (信託協會調) (單位千圓)

年月末	資産				負債				合計									
	有價證券	有價證券擔保	貸手形及書	不動產	現金	預金	其他の信託	有價證券										
17. 2	1,863,919	552,565	770,004	278,574	1,811,357	45,249	3,905,561	3,114,375	9,170	690,774	29,339	61,877	3,905,549					
3	1,907,583	521,253	789,243	280,525	1,797,972	51,040	3,940,134	3,150,436	9,107	688,003	29,794	62,778	3,940,134					
4	1,935,058	530,129	791,476	279,627	1,809,556	63,458	3,978,605	3,200,595	9,110	676,161	29,989	62,734	3,978,605					
5	1,976,584	536,464	793,136	281,339	1,831,731	69,424	4,043,967	3,264,957	9,227	676,271	30,553	62,943	4,043,967					
6	1,987,898	506,741	805,326	274,969	1,796,594	91,459	4,048,088	3,280,328	10,636	662,795	31,632	62,681	4,048,088					
7	2,010,198	561,086	799,859	272,338	1,833,536	60,795	4,081,525	3,323,334	10,745	652,402	32,209	62,809	4,081,516					
8	2,042,024	555,935	800,036	273,907	1,832,177	62,932	4,113,200	3,354,753	10,824	651,983	32,910	62,716	4,113,200					
16. 8	1,730,404	574,893	735,268	297,599	1,817,294	41,543	3,746,421	2,914,354	9,784	736,747	24,165	60,155	3,745,222					
15. 8	1,584,928	528,863	617,651	286,065	1,639,845	34,582	3,408,669	2,505,028	11,603	816,905	20,137	54,919	3,408,606					
(11) 郵便貯金現在高											(12) 簡易保險及郵便年金契約高				(13) 内國諸保險月末現在契約高 (百萬圓)			
年月	月末現在(千圓)				簡易保險(千圓)				郵便年金(千圓)				年月末	生命	火災	海上	其他	
	普通貯金	振替金	合計	外債	新契約	月末現在	新契約	月末現在	新契約	月末現在	兵燹	其他						
17. 3	9,691,112	288,548	9,979,660	105,588	11,291,137	3,092	98,247	32,904.7	96,015.5	11,147.4	1,983.3							
4	9,901,573	270,675	10,172,248	111,937	11,376,403	2,709	100,927	33,501.1	99,962.0	11,126.8	2,116.6							
5	10,365,665	284,049	10,649,714	60,936	11,413,323	1,213	102,010	34,262.8	104,190.5	11,417.7	2,028.3							
6	10,653,813	272,919	10,926,732	474,757	11,848,444	4,209	106,028	34,872.9	107,346.5	11,790.5	1,993.9							
7	10,970,917	297,887	11,268,804	571,465	12,385,174	3,275	109,108	35,544.3	110,692.6	10,509.2	1,979.8							
8	11,186,610	284,176	11,470,786	591,737	12,945,630	3,154	112,076	36,317.1	116,020.0	11,969.3	2,183.6							
16. 8	8,573,892	239,522	8,813,414	299,461	9,902,684	2,777	72,485	30,036.8	85,165.2	9,422.2	1,602.6							
15. 8	6,950,679	197,796	7,148,475	254,816	7,546,570	2,471	51,669	23,803.3	56,718.0	6,927.7	1,227.3							

(14) 内國生命保險資金運用狀況 (27會社合計)(大藏省監理局調)(單位千圓)

年月末	銀行預金	貸付			有價證券			其他共計			
		財團抵當	株式擔保	保險證書擔保	公共團體對立無擔保	其他共計	國債		社債	株式	其他共計
16. 12	244,285	128,858	276,849	327,185	244,887	1,179,901	1,202,706	950,470	1,544,622	4,055,694	5,962,380
17. 1	192,815	128,011	273,462	323,894	248,145	1,176,307	1,236,067	954,694	1,557,825	4,103,041	5,949,440
17. 2	186,872	127,868	277,075	323,975	245,072	1,180,347	1,276,994	962,194	1,574,551	4,168,733	6,012,544
17. 3	172,185	1,175,105	1,305,825	964,707	1,600,911	4,271,198	6,090,045
17. 4	153,054	128,052	267,925	324,496	246,019	1,165,009	1,338,602	974,919	1,635,204	4,369,484	6,159,947
17. 5	159,174	127,824	260,932	330,165	254,626	1,185,882	1,385,645	978,801	1,660,661	4,449,604	6,271,564
16. 5	163,609	86,595	261,269	319,687	236,975	1,020,637	857,169	860,651	1,521,131	3,581,435	5,262,795
15. 5	157,086	72,513	210,360	320,992	175,932	861,988	585,227	804,273	1,339,645	2,969,319	4,443,364

(15) 全國信用組合聯合會資金概況 (信用組合聯合會) (單位千圓)

年月	拂込 出資金	貯金	借入金	貸出金	貸契約高	預金		現金	有價證券		
						中央金庫	其他共計		國債	社債	其他共計
16. 12	36,945	2,247,784	48,692	150,730	45,940	927,870	1,082,007	2,765	345,670	509,263	995,485
17. 1	38,725	2,507,585	45,429	140,704	48,316	1,130,489	1,250,493	3,706	371,225	511,110	1,078,034
17. 2	39,030	2,599,696	45,690	113,436	47,983	1,236,919	1,342,345	3,748	409,114	511,998	1,117,181
17. 3	40,461	2,596,373	51,022	105,650	46,554	1,264,001	1,354,520	2,998	424,000	520,383	1,121,768
17. 4	40,556	2,592,317	46,728	102,869	41,287	1,287,764	1,385,098	3,300	430,757	520,445	1,084,793
17. 5	41,187	2,607,254	51,380	105,095	48,216	1,287,358	1,404,010	3,446	436,773	518,994	1,086,751
17. 6	41,583	2,675,852	41,719	105,680	42,266	1,341,333	1,468,740	3,663	443,901	516,081	1,085,655
16. 6	32,451	1,700,217	53,063	141,203	47,951	566,951	685,552	3,343	244,034	494,596	852,622
15. 6	28,111	1,056,177	42,659	134,210	28,754	220,548	299,843	2,371	108,435	401,256	604,353

(16) 全國手形交換高及不渡手形高 (東京手形交換所調) (單位千圓)

年月	手形交換高			不渡手形			年月	出納		
	東京金額	大阪金額	六大都市金額	全數	國金	全數		合計	現金	手形小切手
17. 3	5,501,066	3,140,765	10,143,668	3,602,542	11,400,951	216	17. 1	1,705,564	224,611	1,480,953
17. 4	5,595,961	3,442,134	10,563,139	3,375,714	11,816,702	170	17. 2	1,963,834	269,476	1,694,358
17. 5	6,435,857	4,692,604	12,798,644	3,715,203	14,144,172	167	17. 3	2,855,095	423,981	2,431,114
17. 6	6,530,362	5,023,696	13,376,124	4,008,317	14,823,090	156	17. 4	2,313,996	386,126	1,927,870
17. 7	7,189,414	4,961,939	14,156,988	4,050,090	15,666,795	200	17. 5	2,166,636	279,157	1,887,479
17. 8	6,061,797	3,374,193	11,119,843	3,347,198	12,495,600	147	17. 6	3,991,389	463,905	3,527,484
16. 8	4,879,336	3,231,772	9,409,101	3,643,360	10,449,189	183	16. 6	3,293,120	426,664	2,866,456
15. 8	4,711,313	4,059,423	10,357,892	3,967,878	11,271,496	276	15. 6	2,504,972	312,896	2,192,076

(17) 全國組合銀行及代理交換委託者月末日收納高(單位千圓)

年月	東京						大阪					
	當座 小切手	送金 小切手	約束手形	爲替手形	預金手形	雜類	二一 手形	總計	當座 取引	二一 取引	其他 共計	
17. 3	3,828,190	401,026	157,880	64,919	171,082	733,290	144,678	5,501,065	1,885,220	725,727	3,140,765	
17. 4	4,054,274	372,691	174,594	84,489	155,578	568,549	185,786	5,595,961	2,015,165	851,015	3,442,134	
17. 5	4,576,537	431,845	190,501	61,142	212,383	757,501	205,447	6,435,856	2,559,810	1,537,328	4,692,604	
17. 6	4,672,474	422,514	175,667	95,343	214,849	792,786	156,729	6,530,362	2,697,044	1,707,873	5,023,696	
17. 7	5,244,677	410,515	178,297	88,430	215,682	901,553	150,259	7,189,413	2,760,703	1,544,059	4,961,939	
17. 8	4,168,698	402,503	173,974	84,259	169,730	817,130	245,503	6,061,797	2,147,225	663,061	3,374,193	
16. 8	3,354,543	298,615	205,907	46,844	121,495	531,359	320,572	4,879,335	1,843,940	902,356	3,231,772	
15. 8	3,194,270	228,028	312,360	56,536	159,713	440,979	319,427	4,711,313	1,999,121	1,549,300	4,059,423	

(備考) * 印其他共計中には送金小切手を含む。

(19) 東京大阪市中金利 (我社調) (單位錢)

年月	コーン穀日物		無條件		一流紡績手形		商業手形普通物	
	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低
17. 4	0.70	0.65	0.70	0.65	1.10	0.90	1.50	1.10
17. 5	0.70	0.65	0.70	0.66	1.10	0.85	1.50	1.10
17. 6	0.70	0.65	0.70	0.65	1.10	0.85	1.50	1.10
17. 7	0.70	0.65	0.70	0.70	1.10	0.85	1.50	1.10
17. 8	0.70	0.70	0.70	0.65	1.10	0.90	1.50	1.10
17. 9	0.70	0.65	0.70	0.80	1.10	0.90	1.50	1.10
16. 9	0.70	0.68	0.70	0.68	1.10	0.85	1.50	1.10
15. 9	0.70	0.70	0.70	0.81	1.10	0.93	1.50	1.10

(20) 東京株式取引所主要株式及社債各月平均相場 (單位圓)

銘柄	株式		短期		國債		會社債	
	新東	大株新	郵船	滿業	鋼管	日鏡	滿鐵	甲種
17. 3	131.20	71.70	106.86	58.21	74.19	60.79	69.96	106.67
17. 4	132.35	72.48	105.71	59.55	72.48	60.64	70.72	107.02
17. 5	133.74	72.67	103.60	59.87	74.49	59.14	71.43	107.08
17. 6	137.46	74.60	111.09	57.34	73.42	58.38	72.92	107.20
17. 7	135.80	74.40	110.80	57.82	72.36	59.04	72.99	107.45
17. 8	134.40	72.77	109.74	57.93	68.93	58.57	73.19	107.54
17. 9	130.75	70.40	110.52	57.91	67.28	56.82	73.78	107.97
16. 9	106.26	59.16	144.06	95.45	54.70	54.02	66.45	105.39
15. 9	110.54	57.23	149.18	86.42	68.22	67.23	66.33	104.77

(21) 東京株價指數 (東洋經濟調) (昭和12年6月=100)

年月末	總指數		鐵鋼		海運		造船		機械		化學		肥料		窯業		鑛業		紡績		人絹		其他		電燈		鐵道		製紙		食品		製糖		滿業		雜所		取引		銀行		保險	
	總指數	(大正2年=100)	鐵鋼	海運	造船	機械	化學	肥料	窯業	鑛業	紡績	人絹	其他	電燈	鐵道	製紙	食品	製糖	滿業	雜所	取引	銀行	保險																					
17. 4	127.7	106.4	115	120	148	114	52	87	122	80	67	109	117	123	89	91	75	91	107	82	99	67																						
17. 5	129.4	107.8	116	120	147	117	54	86	125	80	67	110	119	123	96	95	76	91	107	84	99	68																						
17. 6	132.9	110.8	119	127	153	125	57	89	127	79	67	113	121	125	99	97	75	89	109	85	100	69																						
17. 7	131.0	109.2	115	120	142	122	56	86	128	81	68	111	121	126	94	96	75	91	109	83	100	72																						
17. 8	134.7	112.3	118	125	147	126	59	89	128	83	68	112	126	128	97	101	77	91	114	84	102	79																						
17. 9	132.5	110.4	120	125	151	104	54	86	122	79	63	110	133	127	92	105	76	90	112	81	102	78																						
16. 9	114.1	95.1	99	102	113	88	39	75	117	68	64	103	104	114	85	79	71	85	94	68	98	70																						
15. 9	111.9	93.3	88	88	118	89	60	83	128	72	66	100	102	109	81	72	72	97	94	68	96	81																						

(備考) *印は新指數を昭和15年以前の舊指數に接続せしめる爲め、昭和16年に於ける新舊指數の比を新指數に乘じたもの。第23表東京卸賣物價指數も同じ。

(22) 各種債券及株式利週 (勸銀調) (單位%)

年月 (月平均)	公債				株式				當月新發行債券				
	國債	地方債	勸業債	銀行債	平均	銀行	產業	平均	平均	平均	最高	最低	平均
17. 3	3.798	4.208	4.216	4.298	4.178	5.090	5.460	5.390	9.290	86.81	4.318	3.673	4.153
17. 4	3.789	4.209	4.216	4.298	4.178	5.090	5.460	5.390	9.360	82.07	4.369	3.841	4.271
17. 5	3.793	4.209	4.218	4.299	4.175	5.100	5.340	5.300	9.190	82.02	4.327	3.658	4.228
17. 6	3.786	4.210	4.218	4.299	4.174	5.030	5.270	5.220	9.230	83.44	4.315	3.657	4.215
17. 7	3.787	4.210	4.218	4.300	4.174	5.030	5.190	5.190	9.380	85.14	4.316	3.657	4.231
17. 8	3.781	4.211	4.219	4.300	4.172	5.110	5.240	5.210	9.410	85.11	4.200	3.318	4.242
16. 8	3.828	4.209	4.211	4.297	4.182	5.290	6.180	6.000	9.440	79.85	4.306	3.857	4.246
15. 8	3.791	4.172	4.159	4.246	4.144	4.950	5.480	5.380	9.670	88.99	4.291	3.657	4.189

(23) 東京卸賣物價指數 (東洋經濟調)(昭和6年平均=100)

月末	穀物	其他食料品	織物	織物原料	金屬	石炭石油	工業藥品	肥料	建築材料	雜品	總平均	*總平均 (大正2年 1月=100)
15年中	268.0	167.9	233.9	181.3	277.1	199.8	196.5	238.4	255.2	201.1	219.2	266.7
16	273.9	175.3	282.9	199.2	281.1	209.1	201.4	240.3	260.2	205.3	230.9	280.8
17. 6	273.2	183.9	324.4	216.9	302.7	235.1	214.1	240.0	260.5	207.5	245.2	298.2
7	273.2	183.9	324.4	217.0	302.7	235.1	214.1	240.0	268.4	207.5	245.6	298.6
8	273.2	183.9	338.1	217.0	302.7	235.1	214.1	240.0	268.4	207.5	246.9	300.2
9	273.2	183.9	339.3	217.0	302.7	235.1	214.1	240.0	268.4	207.5	247.0	300.4
16. 9	270.1	174.5	302.8	203.4	283.3	210.9	203.8	239.6	260.3	205.8	234.2	284.8
15. 9	266.2	174.1	227.1	178.7	277.8	203.6	196.7	240.4	259.8	203.5	219.9	267.3

(24) 東京給料生活者計費指數 (內閣統計局調) (昭和12年=100)

年月	總平均	飲食費	住居費	光熱費	被服費	其他諸費	年月	總平均	飲食費	住居費	光熱費	被服費	其他諸費
14年中	118.3	124.4	104.1	115.0	147.6	106.9	14年中	121.1	123.3	107.1	122.3	150.3	107.0
15	139.2	153.2	110.5	134.5	192.1	115.5	15	143.5	152.8	115.3	139.9	185.9	116.7
16	142.1	153.8	113.8	130.0	205.7	117.7	16	147.3	152.5	119.4	142.3	202.5	120.6
17. 5	148.5	159.6	115.4	132.0	222.2	126.8	17. 5	154.0	157.6	124.0	145.9	216.2	128.9
6	147.2	156.1	115.5	131.8	222.5	126.9	6	153.5	155.7	124.3	147.5	217.0	129.3
7	148.1	158.3	115.6	131.8	222.5	127.2	7	154.5	157.2	124.8	147.5	217.9	130.0
8	148.7	159.7	115.7	132.0	222.6	127.1	8	154.5	157.0	125.0	147.6	217.9	130.4
16. 8	142.7	155.6	113.9	128.2	206.9	117.8	16. 8	147.8	153.4	119.7	140.9	203.6	120.8
15. 8	145.5	166.5	111.6	135.3	195.4	116.8	15. 8	149.1	164.4	114.3	140.1	194.1	121.7

(25) 全國勞働者生計費指數 (內閣統計局調) (昭和12年7月=100)

(26) 農村物價分別指數 (帝國農會調) (昭和12年平均=100) (備考) 括弧内ハ米穀生産獎勵金ヲ加算セルモノ

年月	農 業										林 業															
	總平均	種 苗	蠶 種	家 畜	肥 料	飼 料	光 熱	農 機 具	其 他	總 平 均	食 料 品	被 服 品	家 具	家 事	衛 生 品	農 產 物	生 產 物	果 實	工 農 產 物	藥 劑	畜 產 物	農 工 品	蔬 菜 果 品	林 產 物		
15年平均	164.8	137	150	157	160	145	197	199	194	214	165	198	166	188	195	165	170	187	178	186	187	175	175	175	175	211
16	162.0	137	146	136	161	139	186	174	208	252	178	166	170	187	210	171	171	187	171	186	187	193	193	193	182	
17. 5	161.2(168.9)	140(156)	147(162)	135	161	141	203	151	180	260	176	182	182	186	163	172	172	187	172	186	187	193	193	193	172	
6	163.7(170.5)	140(157)	147(162)	136	161	141	179	146	219	221	171	162	162	190	171	172	172	187	172	186	187	193	193	193	172	
7	165.8(172.2)	141(157)	147(162)	138	161	143	179	146	205	248	175	168	168	194	171	172	172	187	172	186	187	193	193	193	172	
8	164.2(170.7)	141(157)	147(162)	140	161	142	179	131	202	218	156	172	172	196	165	171	171	187	171	186	187	193	193	193	171	
9	168.0(174.5)	141(157)	147(162)	141	161	142	174	129	190	238	200	187	187	201	165	167	167	187	167	186	187	193	193	193	167	
16. 9	161.9	136	146	136	161	139	183	139	206	198	176	178	171	187	175	197	197	187	175	186	187	193	193	193	197	
15. 9	165.2	140	150	142	160	138	209	225	150	260	157	191	171	193	239	228	228	171	239	186	187	193	193	193	228	
15年平均	186.4	137	162	154	122	193	157	190	229	190.2	185	223	192	194	144	144	144	185	192	246	246	196	196	196	144	
16	180.8	171	159	193	123	179	159	199	177	200.7	184	245	192	192	150	150	150	184	240	246	246	196	196	196	150	
17. 5	191.4	192	154	221	123	194	166	215	179	216.2	192	265	260	181	175	175	175	192	260	266	266	196	196	196	175	
6	191.3	223	148	223	123	186	165	216	179	217.8	193	267	266	190	172	172	172	193	266	266	266	196	196	196	172	
7	190.4	219	151	223	123	184	166	216	180	218.5	193	269	266	191	171	171	171	193	266	266	266	196	196	196	171	
8	188.8	156	146	223	123	184	164	218	180	216.6	192	265	267	190	169	169	169	192	265	267	267	196	196	196	169	
9	189.7	180	156	227	123	185	163	218	181	218.6	191	268	269	191	175	175	175	191	268	269	269	196	196	196	175	
16. 9	181.6	165	155	198	123	180	160	203	179	202.7	183	246	246	174	156	156	156	183	246	246	246	196	196	196	156	
15. 9	188.3	173	152	154	123	191	164	198	228	197.5	192	239	246	193	142	142	142	192	239	239	239	196	196	196	142	

(27) 產業類別勞働者數 (厚生省勞働局調) (單位人)

年 月 末	業										總 計			
	工		瓦 斯 水 道		土 木 建 築		其 他		鑛 業					
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女				
14. 6	2,819,706	1,329,272	4,148,978	66,361	2,859	69,220	328,042	22,265	350,307	205,188	114,063	423,187	51,137	474,324
12	2,948,631	1,379,092	4,327,723	69,506	3,790	73,296	350,201	23,602	373,803	215,460	107,146	442,535	51,635	494,170
15. 6	3,107,687	1,365,908	4,473,595	68,169	3,840	72,009	370,624	26,444	397,068	221,694	103,880	457,361	56,378	513,739
12	3,207,313	1,399,790	4,607,103	74,858	4,205	79,063	388,170	27,147	415,317	216,834	114,936	483,836	61,497	545,333
16. 12	3,354,398	1,481,745	4,836,143	78,969	4,268	83,237	426,696	30,995	457,951	224,590	111,447	504,189	65,291	569,480
6	3,552,712	1,450,396	5,003,108	77,584	5,835	83,419	443,970	33,584	477,554	231,042	123,142	509,435	71,729	581,164
14. 6	452,913	59,507	512,420	390,919	264,956	655,875	218,426	41,045	259,471	949,710	311,253	5,854,452	2,196,357	8,050,809
12	438,513	62,313	500,826	743,768	528,019	1,271,787	207,929	44,433	252,362	885,702	305,937	6,302,245	2,505,967	8,808,212
15. 6	443,592	65,391	509,083	480,342	325,057	805,399	221,821	51,916	273,737	870,207	323,018	6,241,497	2,321,932	8,563,429
12	443,787	73,020	516,807	523,634	374,531	898,165	219,065	55,039	274,104	861,494	291,975	6,418,991	2,402,140	8,821,131
16. 12	459,634	66,929	526,563	541,825	380,447	922,272	252,297	60,735	313,032	856,597	293,935	6,699,195	2,495,792	9,194,987
6	446,443	68,639	515,082	473,360	335,801	809,162	230,141	58,656	288,797	821,549	290,084	6,786,237	2,437,866	9,224,103

(28) 日銀連結勞働人員及賃銀統計 (內閣統計局調)(大正15年=100)

年 月	場										總 計							
	工		場		勞		鑛		山									
	人 總數	賃 銀	人 總數	賃 銀	人 總數	賃 銀	人 總數	賃 銀	人 總數	賃 銀								
17. 1	153.6	213.7	89.8	160.6	146.1	113.8	110.5	110.0	113.2	118.6	140.2	42.5	198.4	197.7	114.9	190.4	190.9	107.9
2	154.2	215.3	89.2	160.3	145.7	114.1	112.0	111.4	114.7	119.9	141.8	42.8	202.7	201.7	117.6	194.1	194.3	109.8
3	155.6	218.1	88.8	160.7	145.9	114.9	111.7	106.1	123.6	118.2	139.5	43.1	202.0	201.3	116.7	192.9	193.4	109.0
4	165.5	232.0	94.6	158.4	144.2	112.5	109.7	108.7	113.5	114.7	134.7	44.3	200.6	200.5	114.3	192.6	193.6	107.6
5	167.6	236.2	94.3	158.7	144.0	114.3	109.2	108.1	113.5	114.1	133.8	44.9	201.1	201.6	116.3	191.9	193.5	109.0
6	168.9	239.2	93.7	162.0	146.0	115.1	109.8	108.7	113.2	115.0	135.0	44.8	203.3	203.8	116.2	194.7	196.3	109.7
7	169.7	241.1	93.2	164.2	145.3	117.8	110.6	109.4	114.1	116.3	136.5	45.2	119.2	201.1	117.9	191.5	194.5	111.4
16. 7	150.8	208.0	90.4	150.8	136.5	108.1	106.6	105.7	107.9	114.1	134.7	41.4	191.9	190.6	112.0	185.1	185.3	106.6
15. 7	146.8	197.1	94.7	134.6	123.8	97.5	100.7	100.6	100.1	108.1	128.3	36.9	175.5	173.7	104.8	171.3	170.7	99.6

(29) 全國賃銀指數 (商工省調)(昭和9年4月—10年3月=100)

年 月	全 國 賃 銀 指 數										平 均	
	織 維 工 業	金 屬 工 業	機 械 器 具 工 業	窯 業	化 學 工 業	食 料 品 業	被 服 及 身 體 製 造 業	製 材 及 家 具 類 製 造 業	印 刷 製 本 業	土 建 築 業		仲 仕 及 日 傭 夫
16. 11	163.7	151.6	147.4	179.5	187.7	161.6	179.1	196.2	154.3	166.7	188.6	168.9
12	166.9	153.5	151.9	179.4	189.3	159.9	180.2	205.4	160.2	166.0	188.1	171.0
17. 1	164.6	153.0	148.9	181.6	194.4	170.1	177.4	195.2	156.5	167.9	194.4	171.5
2	168.8	155.3	149.9	179.4	193.9	166.7	179.3	193.8	158.5	168.4	187.8	172.0
3	167.9	157.3	152.3	184.9	194.9	167.6	180.8	199.6	163.2	169.9	192.7	173.5
4	170.4	158.5	151.6	190.4	196.6	172.9	185.2	199.7	163.2	172.5	206.6	176.7
5	170.4	157.5	153.2	193.3	204.2	176.2	186.7	201.0	162.7	177.7	213.5	179.3
16. 5	155.9	142.4	143.0	172.3	173.1	155.0	169.9	184.1	144.0	162.6	180.4	160.8
15. 5	141.3	130.2	126.6	153.1	153.4	136.7	154.5	163.6	125.6	158.0	165.6	145.3

(30) 勞働爭議統計 (厚生省勞働局調)										(31) 小作爭議統計 (厚生省勞働局調)										
年月	参加人員(人)	爭議事件數(件)	業應別爭議事件數(單位件)			業應別爭議事件數(單位件)			業應別爭議事件數(件)	業應別爭議事件數(件)	業應別爭議事件數(件)	業應別爭議事件數(件)	業應別爭議事件數(件)	業應別爭議事件數(件)	業應別爭議事件數(件)	業應別爭議事件數(件)	業應別爭議事件數(件)	業應別爭議事件數(件)	業應別爭議事件數(件)	業應別爭議事件數(件)
			金屬工業	機械器具工業	化學工業	瓦葺電氣業	紡績業	食品業												
17. 3	1,223	10	2	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
17. 4	2,886	14	2	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
17. 5	176	11	—	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
16. 5	1,035	18	—	8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
16. 5 { 17	5,989	68	5	20	2	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1-5 { 16	8,123	169	12	35	22	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
17. 3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
17. 4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
17. 5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
16. 5 { 17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1-5 { 16	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
17. 3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
17. 4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
17. 5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
16. 5 { 17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1-5 { 16	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(32) 朝鮮鮮金金融統計 (朝鮮銀行調) (單位千圓)										(33) 臺灣金金融統計 (臺灣銀行調) (單位千圓)									
年月	鮮銀券發行高	各銀行預金	各銀行貸出	各銀行所有價證券	手形交換高	郵便貯金	各銀行平均金利				手形	手形	手形	手形					
							定期預金	當座預金	手形貸付	割引手形					定期預金	當座預金	手形貸付	割引手形	
17. 1	701,661	2,249,827	2,802,871	1,463,026	449,476	165,979	35.3	2.4	16.2	16.2	16.2	16.2	16.2						
17. 2	696,952	2,327,227	2,885,299	1,497,617	452,432	168,287	35.3	2.4	16.4	16.4	16.4	16.4	16.4						
17. 3	679,035	2,504,877	2,910,752	1,521,610	533,848	169,497	35.3	2.4	16.3	16.3	16.3	16.3	16.3						
17. 4	677,329	2,502,337	2,830,785	1,713,973	492,753	173,187	35.3	2.4	16.3	16.3	16.3	16.3	16.3						
17. 5	658,655	2,549,380	2,796,156	1,819,478	527,294	176,125	35.1	2.3	16.1	16.1	16.1	16.1	16.1						
17. 6	667,715	2,651,736	2,786,195	1,968,413	560,128	181,688	35.1	2.3	15.8	15.8	15.7	15.7	15.7						
16. 6	509,235	1,980,869	2,529,608	1,116,159	413,971	140,630	37.1	2.5	17.5	17.5	17.5	17.5	17.7						
15. 6	438,760	1,497,468	2,188,181	776,420	371,951	117,079	37.6	2.3	17.5	17.5	17.5	17.5	17.4						

年月	臺銀券發行高	各銀行預金	各銀行貸出	手形交換高	郵便貯金	各銀行平均金利				手形	手形	手形	手形
						定期預金	當座預金	手形貸付	割引手形				
16. 11	216,604	414,090	495,709	74,389	62,675	3.4以下	0.1以下	1.9-0.9	1.9-1.0	1.9-1.1	1.9-1.1	1.9-1.1	1.9-1.1
16. 12	252,845	420,625	518,479	110,917	64,375	3.4	0.1	1.9-0.9	1.9-1.0	1.9-1.1	1.9-1.1	1.9-1.1	1.9-1.1
17. 1	240,989	430,703	507,416	67,253	67,638	3.4	0.1	1.9-0.9	1.9-1.0	1.9-1.1	1.9-1.1	1.9-1.1	1.9-1.1
17. 2	237,448	442,377	514,108	67,291	69,093	3.4	0.1	1.9-0.9	1.9-1.0	1.9-1.1	1.9-1.1	1.9-1.1	1.9-1.1
17. 3	235,491	446,960	531,875	93,818	69,899	3.4	0.1	1.9-0.9	1.9-1.0	1.9-1.1	1.9-1.1	1.9-1.1	1.9-1.1
17. 4	243,642	451,268	534,427	96,413	70,948	3.4	0.1	1.9-0.9	1.9-1.0	1.9-1.1	1.9-1.1	1.9-1.1	1.9-1.1
16. 4	194,654	349,811	474,110	87,177	54,897	3.4	0.1	2.0-1.1	2.0-1.2	2.1-1.3	2.1-1.3	2.1-1.3	2.1-1.3
15. 4	174,583	307,150	383,210	82,102	43,376	3.4	0.1	1.9-1.0	1.9-1.1	2.0-1.1	2.0-1.1	2.0-1.1	2.0-1.1

(備考) 銀行券發行高、預金高、貸出高、所有有價證券、郵便貯金は各月末現在高を示す。* 印金利中定期預金のみ年利にして、他は日歩を示す。

(40) 滿洲國內(含關東州)銀行預金及貸出現在高 (滿洲中央銀行調) (單位千圓)

年月末	預				貸				合計					
	滿洲中央銀行	滿洲興業銀行	內國普通銀行	日本側銀行	中國側銀行	歐米側銀行	合計	滿洲中央銀行		滿洲興業銀行	內國普通銀行	日本側銀行	中國側銀行	歐米側銀行
1939年	719,179	568,691	101,901	202,674	17,068	20,114	1,629,627	871,055	797,373	98,730	509,722	14,874	11,154	2,302,908
1940	525,255	739,411	201,958	273,533	18,410	19,154	1,755,775	872,318	1,294,574	168,141	770,494	12,880	4,584	3,122,991
1942. 1	587,034	934,575	304,166	377,371	18,838	2,001	2,223,985	738,900	1,092,909	305,135	892,303	15,212	2,255	3,046,714
2	618,666	948,140	323,184	372,679	18,247	1,579	2,282,495	776,281	1,095,426	319,957	922,392	15,074	2,136	3,131,266
3	606,742	955,976	338,795	405,371	27,387	1,564	2,335,835	719,522	1,082,438	342,320	897,261	15,229	2,093	3,053,861
4	709,591	825,689	330,558	436,322	15,821	1,444	2,319,425	798,587	934,850	329,046	866,456	14,001	2,074	2,945,014
1941. 4	453,742	814,751	211,571	305,541	19,366	23,627	1,828,598	865,586	1,411,408	216,096	622,676	16,491	4,877	3,137,134
1940. 4	610,616	593,988	124,032	225,349	17,036	22,389	1,593,410	1,021,663	964,535	127,113	487,431	17,508	13,143	2,631,393

(41) 滿洲國主要都市手形(票據)交換高 (滿洲中央銀行調)(金額單位千圓)

年月末	新		京		奉		天		大		連	年月末	×		
	枚數	金額	枚數	金額	枚數	金額	枚數	金額	枚數	金額			合計	金額	
1939年	157,015	458,469	311,406	602,173	509,668	3,077,163	1940年	2,449,015	8,243,742	945,153	482,755	922,399	729,687	815,729	905,079
1940	419,332	1,364,773	676,132	1,706,777	806,288	4,132,598	1941. 5	260,445	194,833	288,670	234,989	250,295	294,776	306,446	413,263
1942. 3	45,951	208,719	132,408	257,333	59,668	388,381	1941. 6	194,833	194,833	288,670	234,989	250,295	294,776	306,446	413,263
4	43,998	183,232	144,443	248,072	59,010	378,012	1941. 7	260,445	194,833	288,670	234,989	250,295	294,776	306,446	413,263
5	47,259	198,689	127,467	247,129	63,646	368,646	1941. 8	260,445	194,833	288,670	234,989	250,295	294,776	306,446	413,263
6	51,331	214,426	121,616	269,967	67,822	434,942	1941. 9	260,445	194,833	288,670	234,989	250,295	294,776	306,446	413,263
1941. 6	46,504	154,576	70,117	178,243	61,220	296,697	1941. 10	260,445	194,833	288,670	234,989	250,295	294,776	306,446	413,263
1940. 6	34,723	116,597	58,934	136,604	74,942	313,159	1941. 11	260,445	194,833	288,670	234,989	250,295	294,776	306,446	413,263

(備考) * 印合計位、表揚三都市ノ外、哈爾濱、安華、營口、錦州ノ四都市ヲ含ム。

(42) 新京卸賣物價及生計費指數 (滿洲中央銀行調)

年月	新 京 卸 賣 物 價 指 數 (1933年=100)										新 京 生 計 費 指 數 (1936年=100)									
	特產	雜穀	食料品	紡織品	金物	價	建築材料	燃料	雜品	平均	總指數	飲食費	被服費	住居費	光熱費	雜費				
1940年中	294.8	298.8	204.2	218.6	162.3	183.9	179.0	296.2	225.8	213.4	225.0	293.3	166.7	175.0	183.7					
1941年中	342.0	235.1	204.3	209.1	174.0	198.3	227.7	210.9	248.2	249.8	268.6	320.9	171.2	214.6	223.4					
1942. 4	387.9	262.1	256.1	243.2	194.5	204.5	263.8	297.2	261.2	274.2	304.1	346.3	179.3	250.5	253.7					
5	387.9	262.1	255.9	243.1	194.5	206.6	263.8	297.2	261.3	274.5	302.8	342.9	179.3	250.5	256.8					
6	387.9	262.1	257.2	242.7	194.5	209.0	263.8	297.2	263.4	276.4	307.5	341.5	179.3	250.5	259.0					
7	387.9	262.1	256.4	242.7	194.5	209.0	263.8	298.4	263.4	276.1	305.8	341.5	172.3	250.5	258.2					
1941. 7	337.6	226.5	240.7	249.8	174.0	200.8	227.8	305.8	246.5	248.0	273.4	332.5	172.7	206.2	217.1					
1940. 7	285.1	325.9	205.2	228.1	254.5	186.4	180.2	300.7	270.7	225.4	233.2	339.2	170.0	182.5	189.4					

(43) 滿洲國產業別勞動需給 (滿洲國統計處調)(單位人)

年月	調查事業體數	勞 働				需 給				日傭勞動者使用延數	
		前月末在	雇 入	解 雇	雇入超過解雇超過	本月末在	滿 人	日內地人	朝鮮人		其ノ他
1941. 2	5,668	900,795	116,588	108,552	8,036	908,831	846,384	29,177	28,363	4,907	5,112,638
3	5,880	912,900	157,495	136,857	20,638	933,538	872,160	27,154	28,964	5,260	5,383,643
4	6,152	929,189	205,227	127,195	77,232	1,006,421	940,850	31,558	28,302	5,711	5,702,688
5	6,615	1,021,430	184,538	120,957	63,581	1,085,011	1,014,196	32,215	30,716	7,884	5,313,869
林業	225	49,747	6,675	5,980	695	50,442	41,564	1,660	6,706	512	368,710
鑛業	397	343,676	40,557	44,884	4,327	339,349	329,523	4,020	4,829	977	1,622,314
工業	5,651	555,929	129,162	61,037	68,125	624,054	343,233	17,854	8,585	1,834	2,839,346
土木建築業	12	791	32	39	7	784	234,572	5,553	8,484	3,939	527
交通	342	72,078	8,144	9,056	912	71,166	65,304	3,128	2,112	622	482,999

(44) 中國各種紙幣發行高 (單位百萬元)

年 月 末	舊 法 幣						年 月 末	發 行 額						準 備 額	
	中聯券	中儲券	蒙銀券	中央券	中國券	交通券		中農券	合計	兌換券	輔幣券	合計	發行指數	現金準備	保證準備
1939年	458	60	1,347	..	3,082
1940年	715	93	1940年
1942. 1	..	305	1942. 1	285,695	18,972	304,667	1,582,28	304,667
1942. 2	..	413	1942. 2	390,655	22,566	413,222	2,146,06	413,322
1942. 3	..	600	1942. 3	572,349	28,141	600,489	3,118,63	600,489
1942. 4	..	745	1942. 4	633,370	27,229	660,599	3,430,81	660,599
1942. 5	..	820	1942. 5	796,125	24,202	820,327	4,260,35	820,327
1941. 5	51	69	1941. 5	42,157	2,944	45,101	234,23	44,981

(45) 中央儲備銀行券發行高及準備高 (單位千元)

(46) 天津卸賣物價指數 (1926年=100)

年 月	天津卸賣物價指數 (1926年=100)						年 月	(47) 蒙 卸 賣 物 價 指 數 (蒙銀銀行調) (1938年8月下旬=100)							
	食糧	衣服及其原料	金屬	建築材料	燃料	雜項		食糧	調味及嗜好品	紡織	獸毛獸類	燃料及燈火類	建築材料	雜品	總平均
1940年中	423.3	443.9	774.6	273.3	232.4	391.2	1940年中	152.4	182.2	251.7	123.8	155.9	238.7	179.4	182.0
1941	468.9	523.0	868.8	429.0	356.1	420.6	1941	281.6	226.1	450.8	106.4	193.9	288.0	227.0	269.1
1942. 2	623.3	590.6	947.4	511.0	501.0	623.2	1942. 12	478.8	269.9	564.4	183.0	232.7	315.4	247.8	323.8
1942. 3	636.5	590.3	948.0	581.4	520.1	654.3	1942. 1	547.3	283.9	581.1	188.7	244.5	323.5	258.1	346.4
1942. 4	646.0	596.2	947.6	528.7	539.1	622.7	1942. 2	601.2	285.7	590.2	189.2	250.4	325.3	279.7	354.0
1942. 5	659.1	605.9	949.3	530.3	526.8	626.8	1942. 3	610.3	288.6	677.6	188.6	265.8	340.3	298.3	379.2
1942. 6	668.8	605.5	953.2	535.2	519.9	650.6	1942. 4	637.7	299.3	614.3	187.8	276.7	362.7	313.2	379.3
1941. 6	451.1	485.1	850.0	427.0	332.3	382.6	1941. 4	170.5	204.7	399.1	182.3	182.4	264.6	217.8	234.0
1940. 6	443.1	503.1	770.1	398.0	348.3	425.4	1940. 4	150.7	174.6	197.9	116.1	145.3	227.7	162.0	165.9

(48) 北京卸賣物價指數 (1936年=100)

年 月	北京卸賣物價指數 (1936年=100)						年 月	(49) 天津工人生活費指數 (支那問題研究所調) (1926年=100)					
	食糧	其他食物及其嗜好	衣服及其原料	金屬	燃料	建築材料		年 月	食糧	衣服類	燃料及水	住家	總指數
1940年中	416.7	337.2	441.4	643.1	250.9	345.0	1940年中	490.2	397.9	392.9	205.2	422.7	
1941	552.3	414.1	535.9	762.9	276.3	363.7	1941	481.5	487.8	501.5	267.7	478.4	
1942. 1	555.7	498.4	625.1	945.0	306.7	392.5	1942. 2	682.2	603.6	795.1	230.5	623.2	
1942. 2	570.9	536.3	647.9	950.7	306.7	393.7	1942. 3	695.0	606.2	1,012.6	230.5	661.1	
1942. 3	586.3	531.5	667.8	1,013.1	306.7	418.1	1942. 4	663.8	587.6	1,161.6	280.5	663.5	
1942. 4	613.3	532.7	702.9	1,089.1	311.2	449.9	1942. 5	656.5	609.8	1,178.4	289.4	661.5	
1942. 5	659.9	534.3	728.3	1,433.5	320.2	453.1	1942. 6	730.9	624.6	1,227.1	289.4	715.3	
1941. 5	437.6	386.0	492.3	673.4	261.6	372.2	1941. 6	476.9	453.3	497.6	269.4	441.8	
1940. 5	485.9	343.2	561.9	800.6	272.9	354.1	1940. 6	560.2	451.9	395.9	196.9	461.7	

(50) 上海卸賣物價指數 (前國定稅則委員會調) (1936年=100)

年 月	上海卸賣物價指數 (前國定稅則委員會調) (1936年=100)						年 月	(49) 天津工人生活費指數 (支那問題研究所調) (1926年=100)					
	糧食	其他食物	紡織品及原料	金屬	燃料	建築材料		年 月	食糧	衣服類	燃料及水	住家	總指數
1940年中	527.57	375.64	426.65	709.54	1,346.27	713.78	1940年中	490.2	397.9	392.9	205.2	422.7	
1941	959.88	741.89	730.39	2,263.57	1,346.27	1,346.27	1941	481.5	487.8	501.5	267.7	478.4	
1942. 3	2,267.76	1,607.00	1,520.76	4,895.78	3,108.93	3,108.93	1942. 2	682.2	603.6	795.1	230.5	623.2	
1942. 4	2,800.26	2,074.19	2,111.17	5,110.95	2,349.89	2,349.89	1942. 3	695.0	606.2	1,012.6	230.5	661.1	
1942. 5	2,558.01	1,907.01	2,031.52	5,164.75	1,715.67	1,715.67	1942. 4	663.8	587.6	1,161.6	280.5	663.5	
1942. 6	2,775.98	1,944.32	2,107.33	6,103.05	1,840.36	1,840.36	1942. 5	656.5	609.8	1,178.4	289.4	661.5	
1941. 7	2,929.80	2,146.09	2,247.23	8,795.51	1,927.71	1,927.71	1942. 6	730.9	624.6	1,227.1	289.4	715.3	
1941. 7	915.73	680.25	693.84	2,329.72	1,261.31	1,261.31	1941. 6	476.9	453.3	497.6	269.4	441.8	
1940. 7	531.55	378.41	400.95	897.10	668.30	668.30	1940. 6	560.2	451.9	395.9	196.9	461.7	

(51) 倫敦及紐育市場外國為替相場

年 月	倫 敦				紐 育			
	對 紐 育 一磅に付	對 印 度 一留比に付	對 西 班 牙 一磅に付	對 倫 敦 一磅に付	對 西 班 牙 一ペセタに付	對 加 奈 陀 一カナダ弗に付	對 亞 爾 然 丁 一紙幣ペソに付	
1940年中	最高 4.04.0 最低 4.02.5	最高 1/-6 ³ / ₂ 最低 1/-6 ³ / ₂	最高 40.50 最低 38.10	最高 4.03.6 最低 4.00.5	最高 9.9500 最低 9.2500	最高 88.018 最低 82.250	最高 29.773 最低 29.780	
1941	4.02.5	1/-6 ³ / ₂	46.55	4.03.9	9.2500	89.750	29.780	29.780
1942. 5	4.02.5	1/-6 ³ / ₂	40.50	4.03.8	9.2100	91.025	29.780	29.780
6	4.02.5	1/-6 ³ / ₂	40.50	4.03.8	9.2000	91.025	29.780	29.780
7	4.03.5	1/-6 ³ / ₂	40.50	4.03.8	9.2000	90.125	23.780	23.600
8	4.03.5	1/-6 ³ / ₂	40.50	4.03.8	9.2000	89.125	23.880	23.690
1941. 8	4.03.5	1/-6	40.00	4.03.8	9.2500	89.375	29.780	29.780

(52) 獨 英 米 重 要 經 濟 指 標
(備考) * 印は8月15日現在 * 印は4月は22日現在

年 月	獨 逸		米		國 際		英 國	
	ライヒ紙幣流通高(月末)	卸賣物價指數(1913=100)	卸賣物價指數(1926=100)	工業種平均	生産總指數(1925=100)	英 蘭 銀 行 卸 賣 物 價 指 數 (1927=100)	生 計 費 指 數 (1914.7=100)	コ ン ソ ン 二 分 公 債 相 對 高 (月末)
1939平均	9,527	166.8	7,086	142.65	108	508.3	74.5	158
1940	12,617	109.9	7,878	134.78	122	575.7	96.2	184
1942. 5	20,548	114.3	11,917	97.42	..	788.6
6	20,954	114.7	..	103.75
7	21,344	..	12,647	106.86	..	824.1
8	106.05
1941. 8	16,502	112.8	9,899	126.75	..	664.7	106.4	199

編輯後記

大東亞戦争はいよゝその總力戰的相貌を明確にして來た。彼我のソロモン群島を繞る戦闘は文字通りの死闘であるが、此の死闘をバックする經濟力の飛躍的充實を急速に實現せねばならぬことは論を俟たぬが、我等は單に問題を經濟の側面にのみ限るべきでない。大東亞戦は秩序と秩序の闘争であり、思想戦であり、世界觀戰でさへあるのだ。本年報は從來とても政治經濟現象の正確なる分析と把握の爲に懸命の努力を致して來たが、日本民族に課せられた歴史的重大使命達成の爲、今後一層の研鑽を誓ふものである。

本輯から用紙節約の趣旨の下にカヴァーを附けないことにした。次輯以後は、既刊輯と

の區別を明瞭ならしめるため、表紙に特別の趣向をこらすつもりである。諸賢の一層の御支援を乞ふ。

日本經濟年報 第五十一輯 禁無斷轉載

定價 貳圓

認 承 協 定 文 出
あ 150110

昭和十八年二月十日 初版印刷
昭和十八年二月十三日 初版發行 (八、〇〇〇部)
東京市日本橋區本石町三丁目二ノ一
編輯者 野澤義朗
發行所 東京市牛込區櫻町七
印刷所及 大日本印刷複町工場 (東京一)
印刷者 堀修造
配給元 東京市神田區淡路町二ノ九
日本出版配給株式會社

發行所 東京市日本橋區本石町三丁目二ノ一
東洋經濟新報社出版部

振替東京六五一八番
電話日本橋 八一三番、二七八五番

會員番號 一一〇五一〇番

次目刊既 報年濟經本日

輯七十四第	輯八十四第	輯九十四第	輯十五第
<p>特輯 日・英米開戦と國民の覺悟</p> <p>第一部 資産凍結後の日本經濟</p> <p>第二部 新展開を孕む世界情勢</p> <p>第三部 英獨米の戦時増税</p> <p>定價一圓五十錢 送料九錢</p>	<p>第一部 大東亞戦争の現地地</p> <p>第二部 南方諸國の民族運動</p> <p>第三部 東亞共榮圈建設の基柢</p> <p>第四部 大東亞戦争下の日本經濟</p> <p>附録 大東亞戦争戦況發表表</p> <p>特價一圓八十錢 送料十二錢</p>	<p>第一部 金融新體制の確立と背景</p> <p>第二部 日本農業の現實と課題</p> <p>第三部 樞軸新攻勢を繞る世界情勢</p> <p>第四部 戦争と建設の日本政治經濟</p> <p>附録 大東亞戦争戦況發表表(二)</p> <p>定價一圓五十錢 送料十二錢</p>	<p>第一部 日本戦争經濟力の檢討</p> <p>第二部 戦時經濟の發展過程と現狀及び將來</p> <p>第三部 世界戦の成熟と各國の動向</p> <p>第四部 共榮圈建設の基柢としての日本經濟</p> <p>附録 大東亞戦争戦況發表表(三)</p> <p>定價一圓 送料十二錢</p>
輯三十四第	輯四十四第	輯五十四第	輯六十四第
<p>第一部 直面せる戦時下の不景氣と對策</p> <p>第二部 世界新政治秩序と三國同盟後の世界情勢</p> <p>第三部 フンク氏の歐洲廣域經濟論</p> <p>第四部 外交轉換と支那事變の前途</p> <p>第五部 日本經濟各部門の分析</p> <p>定價一圓三十錢 送料九錢</p>	<p>第一部 長期戰體制と中小工業問題</p> <p>第二部 參戰體制を整へる米國經濟</p> <p>第三部 對立深化過程の國際情勢</p> <p>第四部 國內政治經濟の分析</p> <p>定價一圓三十錢 送料九錢</p>	<p>第一部 再燃せる物價問題とその歸趨</p> <p>第二部 國共分裂の現狀と將來</p> <p>第三部 世界戦成熟過程の國際情勢</p> <p>第四部 國內政治經濟の分析</p> <p>特輯 獨ソ開戦とソ聯の抗戰力</p> <p>定價一圓五十錢 送料九錢</p>	<p>第一部 戦時下國策會社の進出とその意義</p> <p>第二部 米國の世界制覇政策</p> <p>第三部 獨ソ開戦後の世界情勢</p> <p>第四部 臨戰體制下の日本經濟</p> <p>定價一圓五十錢 送料九錢</p>

京東替振 社報新濟經洋東 橋本日・京東
番八一五 六 二ノ三町石本

きかは便郵

貼 二錢切手
付

市 區 町 丁目 番地

書店 御中

讀者諸賢にお願い!!

近時用紙の打續く減配に依り豫々お愛讀を賜りをります
弊社定期刊行「日本經濟年報」(三・六・九)はその印刷部數を
極力制限致さねばならぬ事となりました。従つて配本部數
が僅少となり、お求めの節思はぬ御迷惑をお掛け致す事が
屢々生ずる事と存じます、弊社と致しましては従前の御眷
顧にお酬いするため、今回書店にお願ひして皆様が發行の
都度優先的に御入手出來ます様に致し度いと思ひますので
御手數とは存じますが、左記購讀申込書を書店へ御送り願
ひまして發行前に是非御預約をして頂き度いと存じます。

記

日本經濟年報 一部 定價二圓

「日本經濟年報」購讀申込書

所住御	
名芳御	

東京市日本橋區本石町三ノ二

東洋經濟新報社

振替口座東京六五一八番

書店各位にお願い!! 豫々お世話になつております弊社定期刊行
「日本經濟年報」も愈々四月より買切制となります。就ては御愛讀
下さる方々へ缺號を生じない様御配本願ひ度いと存じますから、讀
者より貴店へ預約をお願ひ致しました。御記帳下さいまして、發行
の都度必要部數を御入手下さる様、日配へ預約品として御申
込み下さい。(日配でも全集ものと同じ扱にいたします)

49258

CL.

NO. 49258



¥2.00